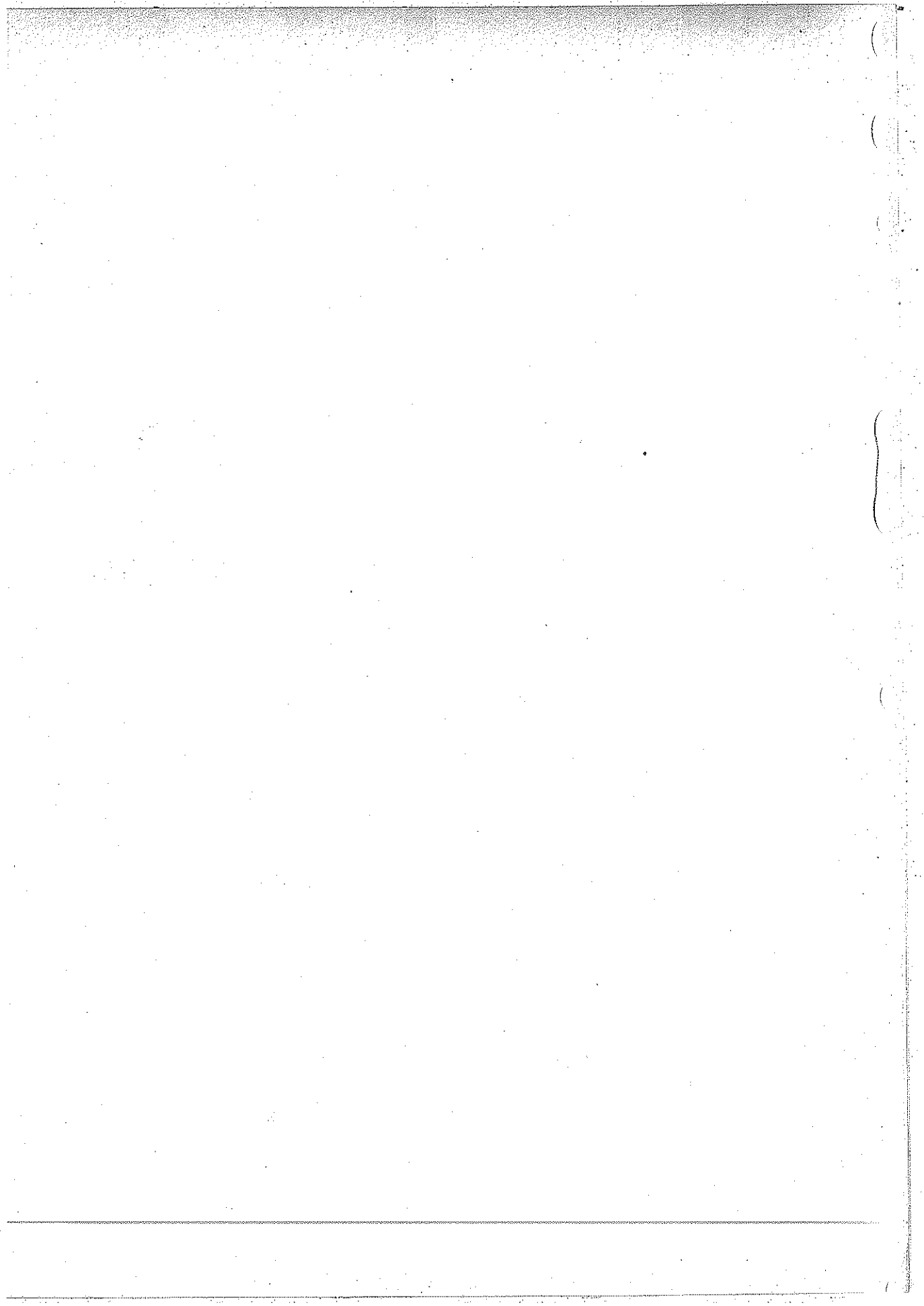


昭和57年12月14日開会
昭和57年12月15日閉会

和泉市議会第4回定例会会議録

第 5 号

和 泉 市 議 会



和泉市議会第4回定例会会議録目次

昭和57年12月14日(火曜日)第1日目

○ 出席議員、欠席議員	1頁
○ 議事説明員その他	2頁
○ 議事日程	3頁
○ 開会宣告(午前10時10分)	4頁
○ 市長開会あいさつ	4頁
○ 日程第 1 会議録署名議員の指名について(並河道雄、穴瀬克己、赤阪和見)	5頁
○ 日程第 2 会期の決定について(12月14日～12月18日5日間)	5頁
○ 日程第 3 一般質問について	5頁
1番に 8番 原 重 樹 君	5頁
2番に 16番 赤 阪 和 見 君	23頁
3番に 9番 直 村 静 二 君	37頁
○ 散会宣告(午後 3 時 4 0 分)	

昭和57年12月15日(水曜日)最終日

○ 出席議員、欠席議員	55頁	
○ 議事説明員その他	56頁	
○ 議事日程	57頁	
○ 開会宣告(午前10時00分)	58頁	
○ 日程第 1 昭和56年度水道事業会計決算認定について(決算審査特別委員長報告)	59頁	
○ 日程第 2 昭和56年度病院事業会計決算認定について(決算審査特別委員長報告)	59頁	
○ 日程第 3 例月出納検査結果報告(収入役扱昭和57年7月分)		
○ 日程第 4 " (水道部企業出納員扱昭和57年7月分)	} 総 括 62頁 }	
○ 日程第 5 " (市立病院企業出納員扱昭和57年7月分)		
○ 日程第 6 " (収入役扱昭和57年8月分)		
○ 日程第 7 " (水道部企業出納員扱昭和57年8月分)		
○ 日程第 8 " (市立病院企業出納員扱昭和57年8月分)		
		65頁

○ 日程第 9	昭和56年度和泉市歳入歳出決算認定について	65頁
○ 日程第 10	決算審査特別委員会の設置について	80頁
○ 日程第 11	決算審査特別委員会委員の選任について	82頁
○ 日程第 12	和泉市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例制定について	83頁
○ 日程第 13	和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について	93頁
○ 日程第 14	昭和57年12月に支給する期末手当の額の特例に関する条例制定について	98頁
○ 日程第 15	工事請負契約締結について（幸第二団地5棟建設工事）	106頁
○ 日程第 16	// （和泉市立（仮称）第二石尾中学校体育館新築工事）	110頁
○ 日程第 17	工事請負契約変更について（和泉市立（仮称）第二石尾中学校用地造成第1期工事）	118頁
○ 日程第 18	和泉市老人医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例制定について	128頁
○ 日程第 19	和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	138頁
○ 日程第 20	昭和57年度和泉市一般会計補正予算（第3号）	142頁
○ 日程第 21	昭和57年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	161頁
○ 日程第 22	昭和57年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	164頁
○ 日程第 23	昭和57年度和泉市老人保健事業特別会計予算	167頁
○ 日程第 24	和泉市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例制定について	173頁
○ 日程第 25	教育委員会委員の任命について	176頁
○ 日程第 26	同和対策特別委員会委員の辞任について	180頁
○ 日程第 27	同和対策特別委員会委員の選任について	185頁
○ 日程第 28	関西新国際空港対策特別委員会委員の辞任について	185頁
○ 日程第 29	関西新国際空港対策特別委員会委員の選任について	186頁
○ 日程第 30	電電公社改革に関する意見書	187頁
○ 日程第 31	国鉄の分轄・民営化に反対し公共交通優先の再建計画確立に関する意見書	189頁

○ 日程第 32	外国人登録法改正に関する意見書	192 頁
○ 日程第 33	優生保護法の改正に反対する決議	193 頁
○ 日程第 34	たばこ販売店の指定制度・定価制度の存続に関する要望決議	195 頁
○ 日程第 35	同和行政改善措置要望決議	196 頁
○	市長閉会あいさつ	199 頁
○	議長閉会あいさつ	200 頁
○	閉会宣告 (午後 4 時 5 5 分)	200 頁

1936
1937
1938
1939
1940
1941
1942
1943
1944
1945
1946
1947
1948
1949
1950
1951
1952
1953
1954
1955
1956
1957
1958
1959
1960
1961
1962
1963
1964
1965
1966
1967
1968
1969
1970
1971
1972
1973
1974
1975
1976
1977
1978
1979
1980
1981
1982
1983
1984
1985
1986
1987
1988
1989
1990
1991
1992
1993
1994
1995
1996
1997
1998
1999
2000
2001
2002
2003
2004
2005
2006
2007
2008
2009
2010
2011
2012
2013
2014
2015
2016
2017
2018
2019
2020
2021
2022
2023
2024
2025

1936
1937
1938
1939
1940
1941
1942
1943
1944
1945
1946
1947
1948
1949
1950
1951
1952
1953
1954
1955
1956
1957
1958
1959
1960
1961
1962
1963
1964
1965
1966
1967
1968
1969
1970
1971
1972
1973
1974
1975
1976
1977
1978
1979
1980
1981
1982
1983
1984
1985
1986
1987
1988
1989
1990
1991
1992
1993
1994
1995
1996
1997
1998
1999
2000
2001
2002
2003
2004
2005
2006
2007
2008
2009
2010
2011
2012
2013
2014
2015
2016
2017
2018
2019
2020
2021
2022
2023
2024
2025

1936
1937
1938
1939
1940
1941
1942
1943
1944
1945
1946
1947
1948
1949
1950
1951
1952
1953
1954
1955
1956
1957
1958
1959
1960
1961
1962
1963
1964
1965
1966
1967
1968
1969
1970
1971
1972
1973
1974
1975
1976
1977
1978
1979
1980
1981
1982
1983
1984
1985
1986
1987
1988
1989
1990
1991
1992
1993
1994
1995
1996
1997
1998
1999
2000
2001
2002
2003
2004
2005
2006
2007
2008
2009
2010
2011
2012
2013
2014
2015
2016
2017
2018
2019
2020
2021
2022
2023
2024
2025

第 1 日



職 名	氏 名	職 名	氏 名
改良事業部次長兼 工事課長事務取 扱	笠 木 恒 忠	教 育 長	葛 城 宗 一
病 院 長	竹 林 淳	教 育 次 長	杉 本 弘 文
病院事務局長	藤 原 光 夫	管 理 部 次 長	逢 野 博 之
病院事務局次長	吉 田 日 出 男	指 導 部 長	藤 原 巳 好
水 道 部 長	田 中 稔	指 導 部 次 長	竹 田 明 郎
水道部次長兼 総務課長事務取 扱	中 辻 寿 夫	指 導 部 次 長	明 坂 貞 士
会 計 課 長	赤 田 備 信	選挙管理委員会委員長	高 橋 正 道
消 防 長	松 村 吉 堯	選挙管理委員会 事務局長	農 端 小 一
消防本部次長兼 消防防署長	湯 川 行 夫	監 査 委 員	久 光 喜 多 男
用地担当理事・ 土地開発公社事務局長	内 田 繁	監 査 事 務 局 長 兼 公平委員会事務局長	山 本 亮 夫
用地担当参事・ 土地開発公社事務次長	岩 井 益 一	農 業 委 員 会 会 長	坂 上 國 治
教 育 委 員 長	堀 内 由 延	農 業 委 員 会 事 務 局 長	信 田 種 行

備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野満男

○

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事 務 局 長	吉 岡 昭 男
次 長	北 野 敦 雄
主 幹	西 井 正
議 事 係	佐 土 谷 茂 一
議 事 係	藤 原 寛 治

○

本日の議事日程は次のとおりである。

昭和57年和泉市議会第4回定例会議事日程

(12月14日)

日 程	種別及び番号	件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名について	
2		会期の決定について	
3		一般質問について	

一般質問発言者及び発言の要旨

(昭和57年12月)
第4回定例会

発言順	議 席 番 号	発 言 者	発 言 の 要 旨
1	8 番	原 重 樹 議員	1. 58年度予算編成と「行政改革検討委員会」の問題について
			2. 老人医療費の一部有料化問題について
1	8 番	原 重 樹 議員	3. 福祉問題について
			イ 総合会館（福祉会館）について
			ロ 障害者福祉都市の指定について
			ハ 障害者年10ヶ年計画について
			4. 教育問題について
2	16 番	赤 阪 和 見 議員	1. 市民の健康啓発と予防衛生について
			2. 市庁舎管理と学習室の設置について
2	16 番	赤 阪 和 見 議員	3. 校区編成について

発言順	議席番号	発言者	発言の要旨
3	9番	直村 静二 議員	1. 久保惣美術館の運用と池上遺跡について 2. 市民会館の運営及整備について 3. 同和行政について イ 新法にもとづく見直しについて 財政計画＝5ヶ年計画、部落実態調査 解放センターの市民解放について（利用者を含めて） 各種施策の見直しについて 4. 府中駅及周辺の整備について

（午前10時10分開議）

- 議長（成田秀益君） おはようございます。議員の皆様には、年末何かとお忙しい中御出席くださりまして、ありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数並びに欠席議員等の氏名を局長をして報告させます。

（市会事務局長報告）

- 市会事務局長（吉岡昭男君） 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは23名でございます。欠席、遅刻の届け出のある議員さんはございません。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思われまます。現在、23名でございます。

- 議長（成田秀益君） ただいまの報告の通り、出席議員数23名をもちまして議会は成立しておりますので、これより昭和57年第4回定例会を開催いたします。

○

- 議長（成田秀益君） 本日の会議に出席を求めた者の氏名及び議事日程は、お手元に印刷・配付してある通りでありますので、よろしく御了解を願います。

この際、市長のあいさつを願います。

（市長あいさつ）

- 市長（池田忠雄君） 一言、ごあいさつ申し上げます。

本日、ここに昭和57年和泉市議会第4回定例会をお願い申し上げましたところ、議員皆様方には、年末何かと御多忙の折にもかかわらず御出席賜り、ただいま議会が成立いたしました。

ことを衷心より厚く御礼申し上げます。

本定例会に御提案申し上げます議案は、「昭和56年度和泉市歳入歳出決算認定について」を初め「昭和57年度和泉市一般会計補正予算」外10件と監査報告6件でございます。議案の内容につきましては別途御説明させていただきますが、何とぞよろしく御審議を賜りまして、御議決、御承認を賜りますようお願い申し上げます次第でございます。

はなはだ簡単でございますが、開会に当たりましての一言、ごあいさついたします。ありがとうございます。

○ 議長（成田秀益君） 市長のあいさつは終わりました。

それでは、日程審議に入ります。日程第一「会議録署名議員の指名」を行ないます。本件は、会議規則第103条の規定に基づきまして、13番・並河道雄君、15番・穴瀬克己君、16番・赤阪和見君、以上、3名をお願いいたします。

○ 議長（成田秀益君） 日程第2「会期の決定について」をお諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の決定に基づき、本日より12月18日までの5日間といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、本定例会の会期は、本日より18日までの5日間と決定いたします。

○ 議長（成田秀益君） 次に、日程第3「一般質問」を行います。最初に、8番・原重樹君。

○ 8番（原重樹君） 通告に従いまして、一般質問を行います。まず、趣旨説明をさせていただきます。

1番目は、58年度予算編成と行政改革検討委員会の問題についてであります。現在、第2臨調の答申に基づきまして行われようとしておる行政改革、本来、私どもは、この行政改革は、不要不急のものを削ってむだを省いて効率的な行政にし、本当に国民に役立つものにしていくのが本来の目的ではないか。今、押し進められようとしていることをニセ行革とも呼んでおりますけれども、こうした臨調の行革路線や歳入欠陥など、地方自治体をめぐる状況の中で、当市でも行政改革検討委員会を始動させております。あるいはまた、こうした中で58年度予算も編成されようとしております。

そこで、次の点につきまして質問を行います。

まず、最初に58年度予算編成に対して、現在の社会情勢を考慮して特に留意した点、柱となるべき考え方などについて明らかにしていただきたいと思います。

2つ目に、行政改革検討委員会が今までにどれほど開かれたのか、そしてまた、その内容についても明らかにしていただきたいと思います。

2番目に、老人医療費の一部有料化問題についてであります。老人医療費を有料化にするという事で、8月に老人保健法が共産党などの反対を押し切って公布され、そして、来年2月施行を今、間近に控えております。今議会に初めての改正議案が予定されるなど、老人保健法への準備が着々と今、押し進められております。私たちは、この老人医療費の一部有料化問題については、老人や、老人を抱える家族に大きな負担を強いるものだし、あるいは同時に重要なことは、将来、福祉の切り捨ての突破口になるということ意見も申し上げてまいりました。このように非常に重要な問題でもありますので、福祉問題でございますけれども1項目設けまして今回、質問させていただきます。確かに前回の議会でも私の方から一部質問し、答弁もいただいたところでございますけれども、その後、いろいろと動きもあろうかと思っておりますので、まず、事務局段階や、あるいは市長会でどの程度の協議がされ、その内容について明らかにしていただきたいと思っております。

2つ目に、すでに大阪府の衛対審の報告も出ていると思っておりますが、その一部有料化問題についての現状が一体どうなっているか、御説明をお願いいたします。

最後の3番目になりますが、市長会などの協議の中で、本市がとってきた態度はどうであったのか、明らかにしていただきたいと思っております。

3番目、福祉の問題についてであります。まず、最初に総合会館の問題でございますけれども、この点では、当初より通告の中に(イ)として「福祉会館」と書いてありますけれども、まさに、福祉会館の建設を要求してまいりました。それが総合会館という形で今、検討が進んでおります。しかし、総合会館といえども、福祉会館の機能を十分果たし得るものにしようということで、今まで何度も指摘をしてまいりました。そこで、この総合会館、福祉会館の問題につきまして現在の進捗状況と、そして、来年度予算では、この問題をどのように反映されるのか、明らかにしていただきたいと思っております。

(ロ)といたしまして、障害者福祉都市の指定についてでございます。この問題も以前より提起をし、議会でも質問させていただきました。庁内体制の準備なども含めてどうしようとしておるのか、そして、めどを持っているのかどうか、明らかにしていただきたいと思っております。

(ハ)についてでございますけれども、障害者年の10カ年計画について。この問題につきまして、一般質問でも以前、各議員よりまさに早期に計画を立てよ、ということ指摘をされてきた

問題です。現在の進捗状況と今後の見通しについて明らかにしていただきたいと思います。

4番目に、教育問題についてです。いろいろ問題がございますけれども、大きく3つほどにしばって質問させていただきます。

まず、最初に(イ)として、義務教育施設について、特に老朽体育館の建て替え問題についてお伺いいたします。今年度も伯太小学校などの建て替えが行われましたけれども、他の問題のある老朽体育館についての建て替えの計画はどうなっているのか、あるいはまた、第2石尾中学校の体育館の建設については、本議会にも提案されておりますけれども、施設ということでは、特にプールについてはどうするのか、この点、義務教育施設整備問題につきましてお答えをお願いいたします。

次に、(ロ)として、学童保育の問題です。現在、18校中何校実施して、1校当たり府の補助はどの程度なのか。そしてまた、未設置校区で特に要望書等が出されているなど、希望の強いところはどこなのか。

3点目に、それらの要望に対して設置していこうとする計画があるのかどうか、お答えをお願いいたします。

(イ)として、第2石尾中の校区問題です。すでに適正就学審議会の答申が出されておりますし、私もその委員の一人でしたので、基本的なことにつきましては、これで結構だと判断しております。しかしながら、部分的な地域に限っては以前からの経過もあり、問題を残しているようにも感じております。

まず、国分からの榎尾中の問題でございますけれども、地元では問題があるということで、何度も集まっていると聞いております。この辺での問題に対して、どう対処しようとしておるのか、あるいは万町の方にも、だれが考えてもまさに不自然だと思える地域も生まれてきております。これらの点では、あくまで基本に合わせようとしているのか、明らかにしていただきたいと思えます。

以上でございますけれども、再質問の権利を留保いたしまして、終わります。

○ 議長（成田秀益君） 理事者答弁。

○ 財務部長（麻生和義君） 原議員さんの御質問に対しまして、まず、第一点目の昭和58年度予算編成に向けての一番留意すべき点は何か、といった御質問にお答え申し上げたいと思えます。

昭和58年度の予算編成につきましては、国の大幅な税収の落ち込みによりまして、地方財政に大きな影響を及ぼすことが必至であるということが、すでにマスコミ等を通じて御案内の通りでございます。したがって、特に留意すべきことは、本市の場合、歳入の確保であるというふうに現在、心得ている次第でございます。別途、認定議案の昭和56年度一般会計決算認定につい

て御審議を煩わすところでございますが、歳入の多くを国なり大阪府の依存財源により半分以上を求めているといった本市特有の財政構造等は御案内の通りでございます。

特にその依存財源の中でも、地方交付税に依存するところが大きでございます。地方交付税の場合、本市は7%~10%の伸びできておりました。来年度の場合、いわゆる国税3税の減少によりまして、国全体の交付税会計の予算が約13%の減額が予想されるといった状況でございます。これをストレートに本市に置きかえますと、約5億以上のダウンになるわけでございます。しかしながら、そういった大幅な交付税の減額では、地方財政が運営しきれないといった状況も国は認識されているわけでございます。今後、国におきまして策定される地方財政計画での地方の財源対策といったものを十分認識しながら、それらに準拠して歳入面での確保対策等に特に留意しながら、58年度予算編成について慎重に対応してまいりたいと考えてございます。

- 議長（成田秀益君） 次。
- 市長公室理事（平野誠蔵君） 行政改革の検討委員会につきまして、事務局を担当しております企画室長からお答え申し上げます。

本年の4月13日に要綱を定め、庁内組織として和泉市行政改革検討委員会を設置いたしました。検討委員会は助役を委員長に、収入役、教育長、各部長級21名の構成でございます。下部組織といたしまして、専門部会を設けておりますが、この専門部会は、未組織でございます。検討委員会の設置目的は、国の臨調答申の検討並びに市の行政改革のあり方、方向、具体的な方策等々を研究、検討いたしまして、取りまとめを行うものでございますが、去る7月30日に第1回の臨調基本答申の内容を勉強いたしました。同時に、今後の検討の進め方を協議したわけでございます。

また、今後の検討資料といたしまして、臨調答申に盛り込まれた改革事項が本市行財政に及ぼす影響、市の対応の考え方等について、各部局にわたって調査を進めているところでございます。

御承知の通り、国の行政改革は、増税なき財政再建、赤字国債からの脱却等を柱にいたしまして、国家財政の建て直しを基本に、歳出の削減が眼目であるというふうに受け止めております。7月30日に臨調基本答申が行われ、9月24日には、いわゆる政府の行政改革の大綱が閣議決定されまして、政府は、優先の重要課題として、行政改革に取り組む姿勢を明らかにされておりますが、具体的な方策につきましては、今後、段階的に明らかにされるというものでございます。今後とも検討課題として継続的に対応してまいらなければならない必要があると考えるものでございます。

以上でございます。

- 8番（原 重樹君） 1点ずつお願いいたします。

まず、58年度予算編成についての基本的な考え方、歳入の確保ということで、特に地方交付

税の問題で御説明をいただきましたけれども、歳入の確保と言われますと、1点、非常に気になる問題が出てくるわけですが、総論ですので、細かいことは別といたしまして、1点だけ伺いしておきたいのは、使用料、手数料というものがいろいろございますが、来年度予算でこの辺の見直しという点では、今、やれている58年度予算の中で検討課題になっているのかどうか、この点だけお聞かせ願っておきたいと思います。

それから、行政改革検討委員会ですが、いわゆる国の押し進めようとしている臨調答申の検討というか勉強会というか、それらの点と、市の行政改革のあり方について検討しているという答弁でしたが、非常に気になるのは、この委員会は、確かに言われましたように、勉強会という面もあるでしょうが、これが今後、どうなっていくのか、いわゆるこの委員会の位置付けが非常にわかりにくい面が出てくると思います。ですから、たとえば、この行政改革のあり方ということでは、いかにもまとめられようとしているのか、また、国の臨調路線のものが出来れば、真っ先にこの委員会が始動し出すのか、その辺、具体的な形でお答えを願っておきたいと思います。

○ 財務部長（麻生和義君） お尋ねの歳入の使用料、手数料の関係でございますけれども、検討課題になっているか、ということですが、例年、これに限らず、歳入の各般にわたり検討を加えているのが実情でございます。財政当局、各セクションの考え方、当然、最終的には、市理事者の考え方などがあるわけでございます。端的に申し上げて、今の段階でお答えさせていただくということは、ちょっと差し控えさせていただきたいと思いますので、よろしく御了承願いたいと思います。

○ 市長公室理事（平野誠蔵君） 検討委員会の位置づけと申しましょうか、そういった点の御質問でございますが、御指摘のように、臨調並びにそれに基づく国の行政改革が今後、具体化される中で、いろんな方策、特に歳入の削減の面で市の行財政全般に今後、段階的に影響してくるということは予想されるのでございまして、現時点では、その全容はまだ具体化されておらない。市としても、その内容を把握し、行政全般に及ぶ影響を総合的に検討していく必要があるのではないかというのが、委員会の目的でございます。

その市としての国とは別の離れた行政改革という点につきましては、確かに市としても、このような厳しい情勢の中で、やはり経常経費の節減、投資的経費の増強等の課題もございまして、長期的にどうやっていくべきかを市内組織として挙げて検討していくのが検討委員会の役割でございます。

○ 8番（原 重樹君） ちょっと検討委員会について、もう1点だけ簡単にお聞きをしますが、このペースというか、もしわかったらお答え願いたいのですが、いつまでいってもなかなか出ないと予想しますが、こういうものを開いていくペースのめどは持っておられるのかどうか。

○ 市長公室理事（平野誠蔵君） 特に現時点では、国の行政改革の具体的な形、内容等がまだまだ年次的に出てまいるということですので、行政改革検討委員会としての一定の検討期間までは設定してございません。

○ 8番（原 重樹君） 先ほどの予算編成の問題ともからめまして、この点については総論ですので、意見を申し上げたいと思います。

まず、今の行政改革委員会の問題ですが、今、お聞きしたところでは、単に勉強会ということではないことは確かですので、今後の国の動きとあわせてこの委員会がどのように対応していくか、非常に危ぐする点です。そういう点はありますけれども、この問題については、じっくり見守っていきたいと思います。

それから、予算編成の問題でございますけれども、現在、政府、財界が押し進めようとしておる臨調行革路線では、まさに国民が一層厳しい負担増とサービスの低下を強られることはまさに必至だと、私たちは判断しております。こうした状況のときこそ、地方自治体の果たす役割は、まさに市民生活を守っていくことは第1に考えていただく、国の冷たい政治の防波堤になっていただくことが必要だと思います。本市においても、すでに共産党議員団は予算要望等も提出しておりますが、特に市民に対する負担増をさせることなく、福祉、教育を充実させていく立場で予算編成をしていただくように意見を申し上げて、この点については、終わっておきます。

次をお願いいたします。

○ 議長（成田秀益君） 次の答弁。

○ 市民部次長（中川鉄也君） 2点目の老人医療費の一部有料化問題についてお答え申し上げます。

来年2月、老人保健法の施行により70歳以上の老人と65歳以上の寝たきり老人に対する医療費について、その費用は国、府、市が負担するとともに、医療保険の保険者の拠出金で賄うほか、従来までは全額公費負担であった老人医療費は、老人自身からも一部負担金として外来については1カ月400円、入院については1日300円、2カ月を限度ということですが、それを求めることになりました。この一部負担金の導入は、早期受診の抑制につながる恐れがあるのでこれを公費で肩代わりせよ、という要望があり、当市でも医師会を初め幾つかの団体から市長に対して要望が寄せられておりました。

当市の態度といたしましては、昭和47年1月1日から70歳以上の老人ということでございますが、大阪府の制度として府下全市町村が同一歩調で医療費助成を行ってきた経過や、市民の近隣医療機関に対する総合利用ということから、今回の一部負担金についても、大阪府下全市町村が同じ内容で対応すべきであるという立場で、市長会を窓口大阪府と協議を行ってまいった

次第でございます。

特に大阪府では、知事の諮問機関である大阪府衛生対策審議会に審議を委ねておりましたが、11月15日付で答申が出されております。この答申の内容は、一部負担金に限って報告させていただきますが、70歳以上の老人に対する国の法律対象者については、国の法律を尊重しなければならないという立場から、一律に公費でそれを肩代わりすることはできないとし、65歳以上の大阪府の制度については、その制度は継続し、対象者の所得制限額の引き上げを検討するとともに、国の制度との整合性を考慮して、負担能力のあるものからの一部負担も求めざるを得ないとしながらも、この場合、次の点について配慮するよう求めております。

その1は、他の医療費公費負担制度の適用を受けていた者については、新たな負担が生じないよう配慮すること。すなわち、これらの人については、これまで通り無料とすること。第2点目に、低所得者で負担能力に欠けると認める世帯に属する者には配慮すること。すなわち実質上、これらの人については、一部負担金を取らないこと、という内容の答申があり、これに沿った大阪府の案が11月16日の市長会に府当局から提示され、その後、市長会民生部会で種々検討の末、最終的に11月29日の臨時市長会で了承されたものでございます。

以上の経過から、本市としても一部負担金については、現在の諸般の情勢からいってやむを得ないという結論に達したものでございます。よろしくお願い申し上げます。

○ 8番（原 重樹君） まず、本市としてもやむを得ないということを出ておりますけれども、1つお伺いしたいのは、今議会に提案されております、これにからんでの条例一部改正がありますが、こうしたものについては、いわゆるやむを得ないということで、その有料化を前提にしている。それから、今、経過も説明していただきましたが、結局、今までいろんな形で市町会や事務局の段階で設置されてきたわけでございます。前回の議会でも市長さんからお答えをいただいておりますけれども、この間に、ほかの原則的、具体的な意見として府の方に反映したものはあるのかどうか、その点をお伺いいたします。

○ 市民部次長（中川鉄也君） 今回、条例改正をお願いしている点について申し上げますと、これは原議員さんが御指摘のとおり、一部負担を求めるとというのが前提の条例でございます。

それから、2点目の市の態度と申しますと、同一歩調ということと、これで一部負担金を市で肩替りするとなりますと、58年度の見込みで約9,600万円近くの市単費が要するというぐあいになってくるわけです。今後、老人の人口がふえるにつれて、われわれの見込みとして10数%の割りでこの金額がさらに上がっていくということもあるわけでございます。そういうことで、一部負担金を市町村の独自施策としては到底できないということで、府の補助をさらに拡充するという要望、意見は出しておいたというのは事実でございます。

○ 8番(原 重樹君) 市がその辺を全部見ていくことは不可能ということはわからないではありませんが、私の聞きかかったのは、結局、今までいろんな折衝がなされてきたと思いますが、和泉市の態度というのは、同一でほかと一緒にやっというだけで、本来、こうしてほしいとか、ああしてほしいとか、何も言われてないことが問題だと思います。

そこで、ちょっとお伺いしておきたいのは、先ほどの答弁にもありましたが、所得制限の額を引き上げるということも実際にされておりますけれども、たとえば11月29日の市長会での話にも出たと報道されておりますけれども、和泉市もそうですが、基本的には、一部有料化の問題がやむを得ないという態度になっておるわけです。そのやむを得なくなった理由、特に11月29日の市長会でされているわけですので、この点、市長の方からやむを得なくなった理由をひとつ御説明をお願いしたいと思います。

○ 市長(池田忠雄君) いろいろと老人医療の一部有料化問題で御質問いただき、先ほど福祉事務所長よりお答えさせていただいたとおりでございますが、なお、重ねての御質問ですので、私よりお答え申し上げたいと思います。

行革、臨調的な考え方というか、老人保健法の問題は、受益と負担という観点から、今回の御検討では、通院は、お年寄りが1カ月400円、入院は、1日300円という一部負担を伴う老人保健法案が可決され、来年2月実施という運びになっているわけでございます。

御案内のとおり、国におきましては、70歳以上を対象としており、大阪府は市町村との話し合いで独自の制度としてかさ上げを行い、65歳～69歳までの老人を対象としてまいっております。国としては、臨調、行革の折からかさ上げ分の府県段階でのことは、ひとつこの際、見直してはどうかという率直な行政指導であったようにお聞きをしております。

しかし、われわれとしては、65歳以上の老人の医療費の扱いについては定着している福祉医療である。高齢化社会に対応する制度であるので、存続していただきたいということを強く主張してまいりました。大阪府は衛対審その他の答申を受けて、かさ上げ分の65歳から69歳までの制度は残すということを決めたわけございまして、われわれ市長会、医師会初め各団体の要望に対しましては、一步おこたえしたものだという評価はしております。しかしながら、70歳以上の有料化は法律でございまして、このことの中で、それより若い60歳から69歳までの者を無料にすることはぐあいが悪いということで、こうしたかさ上げ分も、70歳以上と同じようにしなければならないという基本的な考え方があるわけでございます。こういう考え方の中で国の方針でもあり、かさ上げ分は残すとしても一部有料化はやむを得ない。ただし、低所得の方についての無料化は残すべきである。お年寄りが年を重ねられるわけですから、基本としては、住民税の非課税世帯となろうかと思いますが、そうした低所得者については、無料化は存続してい

くべきである。あるいは所得制限の緩和の問題もありましたが、そうした一定の配慮は十分しつつもやむを得ないという大阪府の態度でございましたし、それを受けてシビアに大阪府と話し合っていました。

そういう意味合いでいろいろ御指摘もあろうかと思いますが、かさ上げ分については法律に従わねばならない。ただし、低所得者あるいは所得制限の緩和等の措置をとってまいるということで、一定の歯どめもついたことでございますので、ひとつ全市町村とも大阪府との話し合いの中でやはり来年2月から実施させていただくことになっております。いろいろ御指摘はあろうと思いますが、どうかその辺の経過と趣旨を御理解いただき、保健法案に伴う諸点については、皆様方の格別の御理解をお願い申し上げたいと存じます。

なお、保健法案は御案内のとおり、こうしたお年寄りの医療費問題と合わせて、40歳以上を対象としたヘルス事業も同時に法律の中に盛り込まれております。今後ともいろいろな問題と合わせて、40歳以上の壮年者に対して、健康保持のためのいろいろな施策をきめ細かく行っていくよう示されております。これらについても、また、御説明させていただきたいと思いますので、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

- 8番(原 重樹君) 今、御説明をいただいたんですが、たくさん言っていたので、こちらもいろいろ言わないといかんと思うのですが、まず、所得制限とか、非課税世帯については――の一定の配慮があり、歯どめがかかったとおっしゃっておりますけれども、府あたりでは、これで8割の人が救われるとか、いろいろ言われておりますが、実際には、非課税の世帯といえますけれども、御存知のように、ここ数年、国の税制そのものが据え置きですので、非課税の世帯数が本当にどれぐらいになるのか、いわゆる生保関係の基準よりも低くなるという矛盾も出てくるでしょうし、あるいは府の方からすれば、市町村の窓口で非課税の証明を持って行けというわけで、本当にフォローしたことになるのかどうか。実際に始まったら、人数的にはほんの一部になるのではないかと思う。必ずしも、それが一定の歯どめをかけたことにならないのではないかと、疑問に思う点なんです。

先ほどから言ってるように、この問題については、ほとんどといっていいぐらい和泉市は意見をあげていないわけです。こうした問題については、府の権限が大きくなってまいりますので、府民が意見を言うことができる。答弁にあったように、医師会を初め各府民がこの制度に対して無料継続をするようにと相当言ってきたと聞いております。また、各市町の議会がこれに対して意見を言うことができる。和泉市の議会はすでに前回の議会で、老人医療費無料化制度の継続を求める意見書ということで出されております。それと、もう1つ強いのは、市長の発言です。今回は、この点がうまく抜けていると思う。最初から何も言ってない。ただ、ほかとちぐはぐがな

いようにというだけです。今回、市のとってきた態度は、議会が全会一致で採択した意見書の趣旨から全く外れた状況にあると思うのですが、その辺で再度、お伺いしたいのは、まさに一部負担の有料化は、市としては、今までの答弁を聞いておりますと、結局は、どちらでもええんだと受け取れるんですが、本当にどう考えて対応してきたのか、お伺いしておきたい。

○ 市長（池田忠雄君） 重ねての御質問ですが、この制度に対する取り組み方はいろいろございます。私あてに医師会を初め何団体から御陳情もございました。各市それぞれの課題が全大阪の課題でございまして、その意味合いから大阪府市長会がそれぞれの意見を持ち寄って要望、決議も出し、また、この問題については、民生部会に付託された経過もございます。各市の共通課題でございます。和泉市単独でどうこうしたというのではなく、大阪府下全市町村が共同歩調で1つの動きをしてまいったということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○ 8番（原 重樹君） しつこいようですが、重要な問題ですので――。共同歩調、共同歩調と言われますが、市長の立場では、もちろん、共同歩調をとっていくのかもしれませんが、それを構成する重要な意見を言える部分におられるわけですから、そういう態度は、十分問われる問題だと思う。

ちょっと紹介しておきますけれども、前回の議会で決議された意見書の中には、老人医療費無料化の制度が、たとい一部負担であっても老人福祉の柱として定着してきたものを崩してしまうことは、重大な福祉の後退と言わざるを得ない、と述べておるわけです。ですから、本当にそういう認識があったのかどうか、今までの市がとってきた態度をいろいろ聞きましたけれども、疑問な点だと思います。

特に先から言われておりますものとか、いわゆる国の法律で決まった指導なのだというふうに言われておりますけれども、法律や国の指導だと各地方自治体が何もできないかとなると、決してできないことはないと思う。すでに老人医療でも、国の基準で決まっている法律を上回った形でやってきたのだから、現実には、できる問題なんです。国の指示どおりにしかできないとなったら、地方自治体も何もあったものではないとなりますからね。問題は、各自治体が、国がやろうとしている福祉の後退に対して、まさにその防波堤になっていくことが、私は、府民や市民を守る立場に立つことだと思う。今まで聞いておりますと、ストレートに府民や市民に犠牲をかぶせていく態度だと思う。議会の意見書がそういうことを求めている、確かに老人保健法が可決されましたが、それを上回る無料化制度は継続せよ、と強調しているわけですから、単に国が法律で決めたから、というふうにはならないと思います。この点を肝に銘じておいてほしいと思います。

同時に、先ほどヘルス事業の話がちょっと出ましたが、今回、衛対審の答申、報告書を見まし

でも、ヘルス事業を含めた総合的なものだということで書かれております。先ほど、市長からもその辺の説明があったんですが、1つは、最初は有料化とヘルス事業は、あめとむちみたいな要素にあるものだと思っておりましたけれども、実際、いろんな話の中でわかってくるのは、なめてみたら、えらい塩辛いあめやったと思うんじゃないか。

ヘルス事業は、市長もまとめ役の方に回っている人ですから御存知だと思いますが、いわゆる昭和61年をめどにしてやっていく。その中身は、たとえば健康診査でも、厚生省あたりの示しているめどは40歳以上、それも61年でも100%ということではない。半分ぐらいです。しかも、各市町村単位でドック有料化などで比率が変わってくる。確かに61年をめどにしているが、61年になったら100%いかなければならないものでもない。

これは体制的にもはっきりしているし、あるいはまた、保健婦を初めとするいろんな人材が必要になってくるが、それについても何ら具体策がない。前回の産衛委員会あたりでの話では、医師でもどうにもならない。保健所の協力を求めるといってありますが、現存する保健婦で足りないから大変になっているので、今、出ているめどはその程度でしょう。現存するところにちょっと依頼せないかんという程度でしょう。ましてや、養成していくといっても、年次のにどうしていくかの数字もあげてない。結局、総合的なものだといっていますが、一部有料化の部分だけが一人歩きしてる状況だと思う。ちょっとこの点、最後にお聞きしておきたいのは、まさにこんなものでヘルス事業、ヘルス事業といっていますが、本当に総合的なものかといえるのかどうか、私は、決していえないと思いますが、その点での考え方を再度、お聞かせ願いたいと思います。

- 市長（池田忠雄君）　むずかしい御質問でございます。可決された法律についての価値観その他を論ずることは、非常にむずかしさがございます。いろいろ御指摘はあろうかと存じますが、少なくとも、1つの法案が可決され実施していく中では、いろんな問題点はあろうかと思いますが、それはそれなりに、いわゆるお年寄りの医療とあわせて一番問題になってくるのは、壮年の40歳以上の方々が、それぞれ健康の保持に気をつけていただくという一貫性の中で、お年寄りになっても健康保持についての概念なり自己の気持ちなり、あるいは社会の医療体制なりが充実してまいるといふように、私たちは理解いたしております。

法律でございますので、それに対する価値観の評価は避けるといたしまして、一定の40歳以上の壮年層がそれぞれ検査を受けていただき、また、精密検査も受けていただくことで老後が幸せになるんです。壮年層、老年層に対する健康保持という点での一貫性はあろうかと思っておりますので、ヘルス事業その他についても、来年2月の法律施行後、61年までにいろいろと壮年層の健康保持についても、老人等も含めて保健センターの問題を初めいろいろと対応していかなければならないことが山積している現状でございます。一歩ずつ市民の皆さんの健康増進という観点か

ら一つずつ取り組んでまいりたい。このように思っておりますので、よろしく御協力をいただきたいと思ひます。

- 8番(原 重樹君) 評価は避けたいと言われておりますが、誤解されては困りますので言うときますと、ヘルス事業は以前から言っておりますように、別段、この法律ができようが、できようまいが、予防という観点からすれば、進めていかななくてはならない問題だと指摘をしている点です。何もやるな、とってませんので、誤解を招かないように一言、付け加えておきたいと思ひます。

ただ、このヘルス事業についても、いわゆる来年2月から準備も含めて進めていきたいということで、各市スタートラインが、行政の歴史からいってもばらばらで違ふわけです。ある市においては、健康手帳の交付などは別問題として実質上ほとんどできている市もあるでしょうし、その意味では、このヘルス事業は法律ができようと、できようまいと、各市町村の中では進めていくところもあるわけです。

ただ、本市にとっては現状、これから協議、努力するという状況で、まさに掛け声だけです。こうしたことでは、まさにあめとむちが同時スタートしていく総合的なものであるとは何ら言えない。評価は避けると言われたので、この点について言うときます。

まとめておきますが、今までの答弁の中では、市としての態度が非常にあいまいであり、府に対して何ら市独自の意見も言うていないし、残念なことには、和泉市議会が決議した老人医療無料化制度の継続を求める意見書に沿って市が奮闘してきたことは見られません。その意味では、非常に残念に思ひますと同時に、法律が変わったから仕方がないんだということで、単純な条件整備を受け入れていく、こういうものが、石垣を1つずつ外していき、結局は、老人の一部負担をどんどん進めていくことになるので、その点、十分考へていただきたい。

市独自ではなかなか大変だという、市が全部持つというのはいろいろ問題はあるにしても、今後の課題として、フォローするやうなやり方はあると思ひますので、今までとってきた態度を改めていただき、意見書に出ているやうな趣旨に沿った形で、なるべくそれに近づける立場に立っていただくやうにお願い申し上げたい。細かい点は、また、議案でも出てくると思ひますのでそちらに回しまして、この問題はこれぐらゐにして、次の点をお願いいたします。

- 議長(成田秀益君) 次の答弁。
- 市長公室理事(平野誠蔵君) 総合会館につきましてお答えいたします。
市民各層、各界の御要求、御要望におこたえいたすべく、福祉、社会教育、婦人文化等のセンター施設を複合いたしました総合会館建設を構想いたしまして、関係課による総合会館検討委員会で場所、施設の内容、財源、管理運営、の4部会に分かれて検討を進めてまいっております、

各部会の検討結果を集約して一定の結論を行うべく、目下、整理中でございます。

まず、場所につきましては、新規に建設用地を求めることは、現在の社会事情から困難でございまして、現有の市有地もしくは借地で利用者の利便を考えまして、市の中心部の府中町、市役所周辺が適当との考えに立って検討を行っております。

財源でございますけれども、国、府の補助金を効率的に確保することが不可欠の要件でございまして、関係部局でそれぞれ折衝を重ねております。国の行政改革と相まってこれまで以上に厳しい情勢が予測されるわけでございますけれども、早期事業採択に向かって現在、煮詰めを行っているところでございます。

施設の内容でございますが、老人福祉センター、身体障害者福祉センター、福祉文化の集会施設を織り込んだコミュニティー、公民館、これを構想の柱といたしまして、適当な時期に基本設計を委託いたしまして詳細、具体化いたしたい考えでございます。

本市といたしましては、福祉センター、コミュニティーセンターはいずれも活動の拠点となる重要施設でございますので、総合会館の早期実現に向け各方面に精力的に取り組んでまいりたいと存じております。いずれ、一定整備のうえ議会にもお諮り申し上げ、御指導、御意見を承りながら推進してまいりたいと存じておりますので、よろしくお願い申し上げます。

- 市民部次長（中川鉄也君） それでは、障害者福祉都市の指定について、市民部よりお答え申し上げます。

この事業は、障害者の生活環境の改善、障害者福祉サービスの充実、心身障害児の早期療育の推進及び市民啓発の各事業を総合的に実施し、障害者の住みよい町づくりの推進を図ろうとするもので、実施により、2年度にわたって国、府より4,000万円の補助金が得られるものでございます。

しかし、実施に当たっては、保健、医療団体、障害者団体、企業者の団体、学識経験者、教育機関の職員等による協議会を設置することとされており、また、多様な事業を行うこととされており、このため本制度の適用を受ける体制としては、まず受け皿と事務局の体制が必要であろうと考え、すでに大阪府下では数市、全国的には相当な都市が障害者福祉都市としての指定を受け事業を実施しておりますので、今後、これらの先進都市の状況をつかみながら本市としての考え方を明らかにしてまいりたいと考えております。

続きまして、(ハ)の障害者年10カ年計画についてでございますが、この県については、昨年にも御質問をいただいておりますが、障害者対策による長期計画については、国と府の方針が出た段階でそれらとの調和を図りつつ、市の計画をまとめてまいりたいと答弁させていただいております。

これに対して国では3月に障害者対策に関する長期計画として、府では11月に大阪府長期計画の第1次素案をそれぞれ出されました。このうち国の長期計画は、率直に申し上げて理念が中心で、具体性に欠けておると思います。府の計画を期待していたところですが、府の計画によりますと、第1部としては、基本的な考え方。第2部としては、課題別施策の推進といたしまして、(1)保健、医療の推進 (2)障害児の育成、教育の充実 (3)雇用、就労の充実 (4)福祉の充実、生活環境の整備。第3部、啓発活動の推進。第4部、推進体制の整備。第5部、国への要望その他、となっておりますが、府では、この素案を市町村を初め各種団体に説明し、それらの意見を聞きつつ、来春に確定を行っていくという方針でございますので、当市といたしましてもこれらの調和を図りつつ、市の責任区分を明確にし、長期計画を策定するため取り組んでまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

- 8番(原 重樹君) 時間の関係もあるので簡単に質問させていただきますけれども、まず、総合会館の問題でございますが、たしか本年度予算で100万円ついてると思いますけれども、これについてはどのようにされたのか、ということと、もう1点、お聞き漏らしもあると思いますが、来年度予算はどのようにされるかという点、相当の予算をつける必要があると思いますが、その辺での考え方、その2点をお伺いいたします。

それから、障害者福祉都市の指定でございますけれども、ちょっと聞き漏らして申しわけないですが、市としても準備等があるということですが、大体、いつまでにこの指定をめどにしてやっというとしているのか、その点だけお伺いしておきたいと思っております。

- 市長公室理事(平野誠蔵君) 総合会館につきましては、本年度、100万円の調査費を御議決いただいております。これの用途、目的につきましては、いわば準備段階の各種調査という経費でございますので、具体的な基本計画なり、基本設計の段階までには至らないわけでございます。

来年度でございますが、これは予算ですので申し上げにくいのですが、いずれ計画が煮詰まりました段階では、一定の設計費を計上させていただくことは考えてございますが、時期につきましては、特に財源整備並びに事業採択の見込みなどを中心とした諸条件を整理して、その上で議会にも十分御相談申し上げ、一定の結論の出た段階後に設計調査費を計上させていただくという考え方でございます。

- 市民部次長(中川鉄也君) 2点目の問題でございますが、障害者福祉都市のめどについてちょっと答弁漏れで申し訳ないのですが、障害者年の10カ年計画の中の重要な柱として位置づけたいとの関係で、10カ年計画ができた段階で府と協議し、できれば59年度もしくは60年度を初年度というぐあいに努力してまいりたいと考えてございます。

○ 8番(原 重樹君) 意見だけ申し上げておきます。

総合会館、福祉会館については、実施設計費は、来年度予算ではどうなるかわかりませんが、今年度の100万円は、いってみれば、間尺に合わない予算やったと思いますので、その辺では十分考慮していただいて予算をつけていただくことをお願いをしておきたいのと、同時に、今まで何度も申し上げてきましたが、今の臨調、行革路線の中で実現するには相当厳しい面が出てくると思いますけれども、その点、つくるんや、つくるんやとアドバルーンだけ大きく上げて、それで、いざ、ふたをあけてみたら、多目的なホールがポツポツとあるだけ、そういうことのないようにと今までも指摘をしてきたので、福祉会館の機能を果たし得る総合会館にしていただくということで再度、指摘もしておきたい。

同時に、今回はしませんでした、いわゆる庁内体制はもちろんのことですが、今後、大きくいって先ほど、ヘルス事業の話もからみますが、保健所や建設予定の保健センター、福祉会館ができれば福祉会館の中身の事業は非常に関連を持ってくるので、スタッフ等も含めた協力体制について、今のうちからそういう問題についても検討を加えていってほしい、この点を申し上げておきます。

それから、10カ年計画と障害者福祉都市の指定についてでございますが、今、実現に向けて59年あるいは60年にできれば、という答弁をいただきましたけれども、まさに補助金等も使って障害者福祉に役立つという実りあるものにしていただきたいと思えます。

同時に、この10カ年計画もそうですが、福祉都市指定後の問題もいろいろ含めて、障害者の団体とか個人の障害者の方からも十分に意見を聞いて進めていただくように指摘をしておきたいと思えます。

4番目の教育問題についてお願いいたします。

○ 教育次長(杉本弘文君) 教育問題の第1点目の義務教育施設と3点目の校区問題について、私からお答えいたします。

第1点目の義務教育施設の中での老朽体育館の建て替え計画でございます。この問題につきましては、常々、議員皆様方より御要望をいただいております。教育行政を担当しております私どももいたしまして、増改築につきまして、かねてから上司の御理解をいただく中で、鋭意、取り組んでまいったところでございます。しかし、いまなお、議員さん御指摘のとおり、従来の講堂形式となっております体育館でございます。早期、増改築に現在、取り組んでいるところでございますが、御承知のように、国における臨調、行革の影響によりまして、文教補助制度についても一部見直しが行われてまいっております。このような中で、補助対象としても非常に厳しいものがございます。しかし、私どもは、このような実情の中ではございますが、国庫負

担についてその方途に工夫をこらしながら、学校教育の充実を目指し鋭意、取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

第2点目の第2石尾中学校プールということでございます。御質問のプール建設についても、過般来の適正就学対策審議会による答申の中にも、要望事項として要望をいただいております。分離新設校としての性格から施設整備につきましては、でき得る限りの内容を計画してまいっております。本議会におきましても、体育館の建設について予算措置をいたし、御理解を賜りたく存じております。プールについても、国の補助採択を仰ぐべく現在、関係機関、府教委等とも折衝を重ねているところでございます。御要望におこたえできますよう努力を重ねてまいりたいと存じます。

それから、3点目の校区問題でございます。関係皆様方のお力添えをいただく中、11月22日に和泉市適正就学対策審議会から就学区域についての御答申を受けたところでございます。これらの内容につきましては、ただいま検討をいたしておりますが、来年1月下旬には就学通知を出す必要もでございます。少なくとも、年末までには決定をしていきたいと考えております。

なお、考え方につきましては、答申の趣旨を十分理解し、そうした中で過去の経過も十分踏まえて対処いたしたく検討いたしておるところでございます。御了承いただきたいと思います。

なお、2点目の学童保育につきましては、担当の竹田次長からお答え申し上げます。

○ 議長（成田秀益君） 次の答弁。

○ 指導部次長（竹田明郎君） 教育の2点目の学童保育につきまして、お答え申し上げます。

まず、第1点の開設校としましては、小学校18校中10校が実施しております。実施している学校名は、国府、信太、鶴山南、鶴山北、黒鳥、緑ヶ丘、芦部、伯太、池上、和気、以上10校でございます。

それから、府の補助は、ということでございます。現在、大阪府の単独補助でございまして、81カ所、80万円の補助金を得て運営に当たっております。

それから、未設置で要望のあるところは、ということですが、現在、北池田、光明台、北松尾の3校の父母より開設の御要望をいただいております。

4点目のそれらの対応は、ということでございますが、本制度は御案内のとおり、高度成長の中でのかぎっ子対策ということで文部省が始めた制度でございますが、文部省では、一部の者への施策は教育で扱うべきものではないということですのですぐに廃止し、その後、厚生省所管として都市児童健全育成事業としてやられたわけでございます。しかし、これとてなかなか学童保育には合わないものでございまして、先に申し上げましたように、大阪府では、単独補助として現在に至っております。大阪府の財政の状況も非常に厳しい中でございますので、増額等

のワクも難しいということでございます。

それからまた、現状、近隣の堺市では御案内のとおり、委員会が廃止の答申を出し、現在、凍結しているという事態もございますし、非常に現状としては全体的に厳しい状況でございます。しかし、私ども社会教育課では、学校長を通じて実態調査も行っております。とりわけ、北池田小学校につきましては、地域の開発が進み、非常に高い数字があがっておりますので、開設の必要につきましては、よく認識しているところでございます。しかし、同校におきましては、空き教室がございません。また、運動場についても狭わいでございますので、これらを十分学校側とも折衝し、さらに、大阪府教育委員会との補助の取りつけ、その他諸問題を整備しなければならぬということが残っております。しかし、時期ははっきり申し上げられませんが、北池田については、第1順位に考えてまいりたいと思っております。それから、他の2校につきましては、課題として扱わせていただきたいと思っております。

以上、簡単でございますが、お答えさせていただきます。

- 8番(原 重樹君) 簡単に、第1点目の体育館と石中のプール問題についていろいろ答弁ありましたが、この問題については、最初の趣旨説明で申し上げましたような形でぜひとも実現に向けてお願いしたい。

それから、学童の保育問題ですが、簡単にお答えを願いたいのですが、第1点は、国からの補助があるかどうか、府の80万円とプラスしていただけるかどうか。

- 指導部次長(竹田明郎君) 大阪府の単独事業でございますので、80万円ポッキリ、国の補助金は全然ございません。

- 8番(原 重樹君) この問題については、余り詳しくやりませんが、今の社会情勢の中で、母親がパートに出たり、内職するとかの家庭がふえてくると思う。和泉市の場合、ミニ開発や中央丘陵開発が進められ、高いローンを持って和泉市にくるので、こういう部分の需要はますますふえてくると思う。学童保育の持つ役割は、和泉市にとっては非常に大きいものになってくる。

今、答弁がありましたように、学童保育制度そのものが市にとって大変やりにくい状況、一言でいって、新規のものに対する府の補助はなかなかむずかしいということで打ち切られている。そういうことを含め、市としてはやりにくい状況だと思いますけれども、和泉市のそういった状況を踏まえていただき、今の冷たい政治の中で、市民を本当に守っていくという、市民福祉充実の立場に立って奮闘していただきたいと意見を述べておきます。

それから、第2点目の校区問題でございますが、答申を受けて、ということですが、地元の町会では、どちらでも行けるようにという要望があると聞いておるんです。たとえば、万町あたりは、石尾中そのものが万町ですので、学校の目の前におるというケースがある。基本的には結構

ですが、だれが考えても不自然なものが出てくるので、その辺はどうしようとしておるのか。あくまでも、基本路線に沿っていくのか、その点だけちょっとお伺いをしておきたいと思います。

○ 教育次長（杉本弘文君） お答え申し上げます。

万町のこの地域、確かに御指摘のとおり、石尾中学校に近い御家庭もございまして、この中で私どもといたしましては、新しい中学校の原則校区ということで決められておりますけれども、客観性の強い中、だれが見ても当然じゃないかという点も出てこようかと思っておりますので、今のその行政措置がどのように可能で進められるかどうかを検討しておるところでございます。したがって、その辺を十分お聞かせいただく中で検討したいと存じております。

○ 8番（原 重樹君） もう1点、いわゆる国分の方の問題も含めて、地元の実態調査なり意見を聞いておるのかどうか。

○ 教育次長（杉本弘文君） 国分の方も、原則校区としては、現状の石尾中学校の校区でございます。一部、槇尾中学校への区域替え就学として行政措置として許可してきております長い経過もございます。

今回、南池田より選出いただきました審議委員さんは、この答申に沿って原則校区をまとめていきたいというお考えもお持ちいただき、いろいろと町会の役員さん、あるいは小中学校のPTAの実行委員さんなど、再三にわたって協議を重ねていただいてまいっております。その中で今、議員さん御指摘のように、国分町における現状の措置どおり、槇尾中学校への就学を希望される御父兄もあることをお聞きもいたしております。これらの問題につきまして、町会としていろいろお力添えをいただく中、おまとめもいただいております。それらも十分配慮いたしまして、慎重に検討いたしたいと思っております。

○ 8番（原 重樹君） 意見だけ申し上げておきます。

特に町会あたりの求めということで言われておりますが、適正就学審議会の中身もそうですが、今、国分町で見ますと、現在の1、2年生はいろいろあったとしても、これから小学校高学年の問題も含めきっちりつかんでいただき、よくその辺の意見も聞いて対応していただきたい。基本的には、校区編成は線引きしますし、皆が本当にすっきりした形でいけば一番いいわけで、今回取り上げた内容は、2つに分かれてどっちに行っても大勢にものごく影響する話では決してないわけですから、当然、皆がすっきりしていく形はとれると思います。何百人もなってくると片寄ることもありますが、その辺を基本にさせていただき、市内には自由校区というものもあると聞いておりますので、その辺、十分対処していただくということをお願い申し上げまして、終わっておきます。

○

○ 議長（成田秀益君） 次に、16番・赤阪和見君。

○ 16番（赤阪和見君） 質問の要旨を説明申し上げます。

まず、第1点目の市民の健康啓発と予防衛生についてでございますが、よくスポーツ祭等の式辞の中で「健康な肉体に健全な精神が宿る」とのあいさつをされるように、健康ということは、何物にもかえがたいものであり、最も大切なことは、皆様方も皆感じておられることと思います。また、市長の常に言われる住んでよかった和泉市、健康で文化的、生き甲斐のある生活ができる町づくりの目標も市民の健康を願ってのことであると理解するものでございます。

そこで今回、老人保健法の制定とヘルス事業の58年2月施行を前に若干、お聞きいたします。

1点目に、現在まで当市で実施してきた市民の健康を目的とした啓発事業の概要をお聞きしたい。

2点目に、老人保健法ヘルス事業の内容として、私は、市民部の民生、国保との兼ね合いも多いのではないかと考えますが、その点、担当者として考えているのかもお聞かせ願います。以前の一般質問、予算、決算委員会等の質問の中で北海道・恵庭市の健康手帳、栃木県・石橋町の国保運営、健康啓発運動等の事例を引きながらお聞きしましたが、それ以後、各現課において全国のユニークな実態、事例をどのように掌握され、参考にされてきたのか、お答え願います。特に国保運営における保険料のはね返りの実態は見逃せないものが多分に含まれ、それが即、国保加入者の負担になることであります。早期発見、早期診療の中にこそ、健康保持が保たれ、即、国保運営の健全化につながり、国保利用の加入者の合意が得られると考えますが、いかがでしょうか。

1点目の最後に、府の環境衛生の副会長でもある市長なり、成人保健部会に入っておられる助役さんにお聞きいたしますが、市民の健康啓発と予防衛生の面から考え、今回、実施に向け検討している老人保健法及びヘルス事業について、基本的にどのように計画されているのか、また、現在のスタッフで十分いけるのかどうか。そして、現在の縦割り行政と言われる中で、どのような点で横の連絡をとろうと考えているのか、お答え願いたいと思います。

2点目の市庁舎管理と学習室の設置についてであります。すべての市民が利用し、市の玄関であり、市民生活の中心が市役所でなければならないところであります。その運営も市民の模範にならなければならないのはもちろんのこと、内容的にも後世に残る歴史をつくっていかなくてはならないものでございます。

そのような観点から2、3お聞きいたしますが、市役所内外において市職員の行政に対する学習会を年に何回か開催し、職員の資質の向上に努力し、市民の要求にこたえられてることは敬意を表するところでありますが、私には、当市役所に何か欠けているものがあるように思えてなら

ないのであります。それは市職員とともに特別職の方、議員も自由に行政全般について学習できる場ではないかと思いますが、特に大半の職員の方々は3年から5年で配置転換が行われ、新しい部署に変わったときなど、大変御苦労を願っているわけでありまして。前任者よりの引き継ぎだけでは、十分新しい現場の内容もわからないことも多いと思います。

そうした中で、各職場には、担当する職務に関する書籍類は十分に配置されてると思いますが、スペースの関係もあり、その点問題が残っております。そこで、市庁舎全体としての学習室の設置をする中で、一步突っ込んだ学習内容が望まれるのではないかと期待するものであります。私は、何もその学習室に蔵書をすべて整えよ、とは言いません。さしあたっては、市で発行、発刊するすべてのもの、また、市へ無料配布、贈呈される図書、雑誌等をバックナンバーをそろえ資料とすれば、非常に有効に利用できるのではないのでしょうか。その点、いかがお考えか、お答え願います。

次に、市庁舎管理について。以前お聞きしたその後について再度、お聞きいたしますが、市庁舎内ごみ処理について、紙の回収を図っていただいておりますが、1カ月にどれぐらい有価物として出されるか、また、缶、びんについてはどれぐらいの回収になってるか、処分される他のごみ、一般ごみのトン数はどのように推移したか、御報告願いたいと思います。

次に、細かい点で非常に申しわけないのですが1点、市庁舎管理ということで、以前、トイレの水洗についてお聞きしたことでございますが、1年365日、流れ放しのトイレについて、市役所のあいてる時間はわずか1日24時間の中での8時間であります。また、土曜、日曜、祭日等、その微々たるあいてる中での流れ放しの水道はどうか、という点を御質問いたしましたところ、地下水であり云々という、水道水ではない、余りむだになってない、旨の答弁がありました。電気代等がかさみ、下水道処理費の増大にもつながる要因、内容を見たとき、市民の気持ちを考えたとき、非常に感情を逆なでするようなことになってると思いますが、その点、いかがお考えか、お答え願います。あわせて今回、トイレの水洗を押しボタン形式にすると、マイナスの要因はどのようなところにあるのか、お考えをお聞かせ願います。

答弁のいかんによっては再質問を留保して、終わります。

- 議長（成田秀益君） それでは、答弁は午後をお願いいたしまして、ここで昼食のため1時まで休憩いたします。

（午前11時50分休憩）

(午後1時9分再開)

- 議長(成田秀益君) それでは、午前を引き続き一般質問を行います。赤阪議員の質問に対する答弁をお願いいたします。
- 産業衛生部長(広岡史郎君) それでは、市民の健康啓発と予防体制について、2、3点にわたってお尋ねがございましたので、お答えいたします。

まず第1点目に、本市が公費で行ってきた健康啓発事業のお尋ねでございます。これは昭和55年度を初年度といたしまして以来、毎年4回、市民健康講座を実施してまいりました。講師先生方は、主として医師会、歯科医師会の先生方、他に市内の医師、または大学教授を招へいたしまして、講義等を行っております。講義の内容は、日常生活、特に保健衛生面での手近なところをごくわかりやすくお願いし、受講者の理解を高めて参ったということでございます。

2点目に、老人保健法施行に当たってヘルス事業の基本的な計画は、というお尋ねでございます。府では、衛生対策審議会が開催されまして、11月15日にその中間報告をいただいております。

なお、その後質疑を重ねられ、推進方策について指針をいただき、それを受けて府が中心となって各市町村の主管者会議でいろいろと討議され、計画をまとめつつあるものでございます。本日以降、年内になお主管者会議が2回ぐらい開かれようと日程も定まっております。

保健事業は、医療を含め8つの種類にわたっており、医療を除くヘルス事業を産業衛生部が当面、担当してまいりたいと考えております。

次に、今、御指摘のありました縦割り行政ではなく、横の連携にいろいろと御意見をいただいております。お説ごもっともでございます。そのとおりであると感じております。老後における健康の保持を図るため、その適切な保健サービス事業実施に当たっては、3医師会、各医療機関、保健所の密接な連携のもとに全面的な協力を賜り、庁内では人事当局、市民部、産衛部の相提携の上、方針を打ち出しての上での実施、実行が期待されるものと信じております。

保健事業実施は、従来より本市では健康教育なり、健康診査について一部実施しておりますが、今後、より内容の充実と開設の増加を図っていかなければならないと考えております。また、新規事業として、間近に迫る健康手帳交付、健康相談、訪問指導、機能訓練等の事業が山積しており、適正なサービス実施ができるよう、計画を立ててまいりたいと考えております。

なお、全国的にユニークな都市での、というお尋ねがございましたが、特に関東地区での保健事業が先進都市とされており、実地視察は行っておりませんが、情報等を入手しており、いろいろと参考にさせていただいております。いよいよ明年2月1日施行後まず健康手帳の交付、健康診査の実施等の事業が始動するわけですが、現状の衛生課のスタッフでは苦勞も大変だと存じま

す。市としては、年度途中の人事異動や増員配置を行わないということを原則としておりますので、部長、次長自身応援に当たりまして、なお、アルバイトなどを採用し、幾分でも体制が整うよう強化を図っていきたくと考えております。

以上、お答えいたします。

○ 16番(赤阪和見君) 私の質問の要旨は、ヘルス事業云々という問題だけではなく、市民の健康啓発と予防衛生、健康啓発という面でお聞きしておりますが、国民健康保険云々という中で話が主体を占めておったかのように私は質問したはずですが、その点の考え方はいかん、また、市長、助役さんの立場、いろんな形でやっている内容がどうか、具体的な答弁をお願いしたいと思うんです。

○ 保険年金課長(谷上 徹君) ただいま国民健康保険についてのことでございますが、私ども当初、健康啓発とそれに伴う施策を講ずることによりまして、国民健康保険についても医療費の削減ができ、それによって市民の方々につきましても、保険料などの軽減ができるとして、例題としてお話になってるという解釈でございましたが、なるほど先生のおっしゃるとおりでございまして、こういうふう健康啓発活動、予防活動を行うことによりまして、医療費そのものについても、相当の削減が可能でございます。私どもにおきましても、従来より国民健康保険の被保険者の方々に対しまして、健康管理等についてのパンフなどをお配りいたしまして、市民に関心を持っていただくよう啓発を行ってまいりました。今後とも、こういう格好で国民健康保険自身といたしましても啓発を行ってまいりたいと思っておりますが、産衛部長からもお話のございましたように、明年2月1日から老人保健法の実施とともに、ヘルス事業についても市で義務付けられております。これらにつきましては、私ども国民健康保険といたしましても、歩調を合わせて取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○ 16番(赤阪和見君) 現実にこういう健康手帳を2年前にすでに発行し、一部市民に渡してあるはずですが。また、栃木県石橋町などで実施されている内容とか、そういう点で、国民健康保険の内容がいい方向に向いている。市長さんが言われる住んでよかった和泉市、本当に健康で文化的な生活ができる町づくりは、結局、健康というものがどういう形の中でアピールし、また、市民が実質的にその中でスポーツ活動、健康体力測定、また、予防のための検診等が実質的に動いていくという形の中で取り組んでいかななくてはどうしようもないんじゃないかと思う。そういう観点からの今回の質問でございまして、ヘルス事業云々という形ではありません。ヘルス事業もさることながら、それが全般に含まれるのではないか。

今、和泉市は全体的にそういう形の中で、産衛委員会の中での厚生省の原案、56年度の健康手帳、また、今までの内容は出てますけれども、和泉市の置かれている立場、各種教育学級、教

室、相談等がここに載っておりますけれども、56年度の厚生省の全国的な平均というか取り組みはどうかといえば、老人健康学級は2,223市町村で年4回開かれている。和泉市のそれも入ってるかのように思う。しかし、家庭教育教室とか老人健康相談というのも大部分の市町村で行われているのに和泉市は抜けていると考える。

先ほども申し上げましたように、本当に縦割り行政の中で取り組むのではなく、今回のヘルス事業の形の中では横の連携をどうとっていくか、総合的にヘルス事業云々といっても、市民は、和泉市役所は一本だという考えを持って来るし、また、そう見ている。そういう点での考え方をどうするのか。今回の取り組みを踏まえて今後、どうしていくかという点を今後、どうしていくかをお聞かせ願いたい。

それと、先ほど、栃木県の石橋町という形で言いましたけれども、現実に3年来、大きな取り組みの中で、市民の健康を保持しながら早期発見、早期治療に努め、また、健康増進のためのカリキュラムと取り組んで市民に訴えていくという点で、実質的な活動をしていく中で、何千万円という保険の軽減が図られていく。そういうものは、すべてつかんでいると思う。そういう点での取り組みを今後、どうしていくかという考え方をちょっとお答え願いたい。

- 産業衛生部長（広岡史郎君） 今回、老人保健法が制定、公布されるに当たり、いよいよ来年2月1日をもって施行されます。ここでは、医療と予防の面での2本立ての中で新しい法の制定が決まったわけでございます。先生からいろいろとお尋ねいただいております市民の健康啓発と予防衛生の面をおこたえてまいってきてるわけでございますけれども、本市としては、市民の広く40歳以上の今回の法対象以外の方々も含めどういう対応をしていくかについては、もちろん、産衛部衛生課が窓口になってやるべきだと考えております。従前の行政面の施策の不十分さを十分認識いたしておるところでございますが、なお今後、この保健法の制定と相まっていろいろと事業実施に当たりますとは、先ほど申し上げましたように、人事当局、市民部、産衛部が相提携してより実効があがることを研究してまいらなければならないと考えております。

各市、各府県がそれぞれ行われている事業等については、現状、衛生課では、盛んにその情報入手に努力しております。大阪府下におきましても、31市、他の市町村もいろいろと取り組んでおりますけれども、それぞれの事業の内容、ボリュームなどについてはまちまちでございます。厚生省も今回、この法の施行に当たっては、61年度をめぐりに実施していくべきだ、かように定めておりまして、大阪府では、事業実施の施行に当たっては一定のまとめを行って、相提携した中でバランスを整えていこうと努力されております。いよいよこれらのことを総合して十分なる検討を行って実施せねばならないと考えております。

- 16番（赤阪和見君） 市長ね、結局こういうことだと思う。市長が若さとバイタリテイで本

当に住みよい和泉市の町づくりをしていこうという熱意はわかっており、敬意も表するわけですが、ただ1つ言えることは、後追い行政の中で、法律ができたからしょうがない、やっ
ていくんだということではいけない。私は常々申し上げておるように、先ほどもみせた健康手帳
にしても、こういうものが全国的に知らされているというのは、後で質問もしておりますが、市
長会の冊子とか、そういう本の中にたくさん載っております。また、ユニークな発表ということ
で各種政党の機関紙にも載っており、また、一般の新聞にも全国で初の忠岡町のラブホテル禁止
が大きく載っております。そういうユニークさは、若さとバイタリテイ溢れる市長であればこそ
和泉市にも大きく取り入れて行政の運営を図っていかなければならない。すでに3年前、この手帳を
現課に見せて国保会計の運営をどうしていくかという内容の質問もしながらやっているわけです。
そういう点をよく考えていただき、今後の市長の考え方、決意のほどをお伺いして、終わりたい
と思います。

○ 市長（池田忠雄君） おほめをいただいたり、おしかりを受けたりで恐縮に存じます。後追い
行政云々の御指摘もごさいすけれども、それはそれなりに市民の健康増進という中で取り組ん
でいるつもりでございすが、もっと先取りしてユニークな姿勢で各種の施策、とりわけ、健康
増進に励め、という御指摘を胸にいただき、より一層努力したい。何を言っても健康の保持が市
民生活の原点である。このように存じております。いろいろ市民各界の意見をお聞きし、御協力
をお願い申し上げ、スポーツの振興等も通じて、また、健康保健法のヘルス事業と平行して勉強
を重ね、意欲を持って当たってまいりたい。一層の御指導、御協力をお願い申し上げます。あり
がとうございます。

○ 16番（赤阪和見君） 最後に1点だけ。ヘルス事業が進むから健康手帳とか、いろんな施策
の検診とかをするんだということなのか、私は、そうであってはいかんとする。ヘルス事業が上
から乗せられた行政であってはいかならないと思ひます。今後、健康ということに関しては、やはり
健康保険の1つの大きな事業の実態があるわけだ。その健全な運営を図るんだ、その図るうえ
で何をしなければならないか、産業衛生部と市民部の健康保険運営の両方が相まった縦割り行政
を外して、横の連携を取りながら両面を乗せていっていただくよう、よろしく願ひいたします。

○ 議長（成田秀益君） 次。

○ 財務部長（麻生和義君） 2番目の市庁舎管理と学習室の設置についてお答え申し上げます。

まず初めに、庁内の学習室設置でございすが、この件は、他のセクションとも関連いたしま
すが、その点は、十分協議すべき問題であると認識しているところでございすが、せん越ですが、
答弁させていただきます。常々職務に精励し、市民サービスの向上に努めるのが、われわれ職員
の任務であると認識しているところでございすが、これには新しい知識、情報を吸収し、創意と

工夫をこらし、資質の向上に努めるべきであると考えておるところでございます。学習室設置は、その必要性を痛感しつつも、現状の庁舎の状況からいたしまして、新しいスペースの確保は非常に困難でございます。ただ、困難だからといって、設置しないということでは決してないわけでございます。狭い場所で混雑するようでは、学習室の意味もないわけでございます。やはり静かに職員や市民の方々が利用できるような学習室を設置しなければならないと考えておる次第でございます。今後、関係セクションとも十分協議し検討してまいりたいと考えておりますので、御了承願いたいと存じます。

次に、庁舎内の管理、ごみ、水洗トイレ等の管理の問題でございますが、現在、各課から集まります紙類につきましては、大体1カ月平均475キログラム程度集まっているという集計を取っております。昨年8月から実施しておりますので現在、約8トンほど回収した次第でございます。

次に、空き缶、空きびんにつきましては、職員の協力を得て一定の場所に集積いたしまして処理している状況でございます。なお、この紙類並びに不燃物の収集については徹底を期したいと考えております。

次に、本館庁舎の水洗トイレの問題でございますが、御承知のように、昭和32、33年当時に建設した庁舎でございます。当時、自動水洗方式にいたしておりますのは、文化的な施設の導入ということも相まってつくったと当時の担当者から聞いておる次第でございます。何を申し上げましても、経費の節減に努めてまいるのが当局として当然のことでございます。今後、押しボタン方式への切り替えなど鋭意検討してまいりたいと考えております。

- 16番(赤阪和見君) 学習室は、設置する方向はできない、検討課題ということですか。
- 財務部長(麻生和義君) お答え申し上げます。

現在の庁舎の状況からして困難でございますが、その必要性は十分痛感しておるということでございます。

- 16番(赤阪和見君) 私が独自に各課長さんをお願いして書籍類に関するアンケートという形でさせていただきました。なぜこういう形をしたか、各課で同じものが贈呈されたり、無償で送られてくる、また、各課で有償で買われているものがたくさんあります。また、その本も重要なため、資料として1年、3年、5年と追録とかの形で保存されております。そういう形でいろいろ調べてみると、どこの課がどうの、揚げ足を取るようなことは言いませんが、ここで学習室をつくることによって、毎日、現場で使わない雑誌、小冊子、書籍類、貴重な文献類は、図書館ということもありますが、そういう1部屋をつくることによって各課のスペースがかなり広く使えるんじゃないかということが判明したんです。

もう一つ、ごみの問題の中にもございますけれども、この小冊子の処分方法がまちまちでございます。また、ここに例を挙げますと、「自治大阪」という本があります。ある課では、課内回覧後処分、ある課では、「自治大阪」が保存期間20年、有償となっております。また、ある課では、5年から10年の保存期間で無償、他の課では、1年間の保存、これは市で一括購入という形になってますが、ある課では、5年間の保存、ある課では1年間という形が浮かび上がります。同じ本が5年間、20年間保存するところもあるのに、ある課では1年間、あるいは1カ月に処分されている。もう一つは「簡保」という冊子も1年保存、3年保存、4年保存、こういう実態をどうお考えか。

私は趣旨説明の中で述べましたように、これを1カ所にバックナンバーをそろえ、いつでも閲覧できるように各部、各課、また人事の担当でいろいろと配置転換などが行われますけど、その都度、そこでの資料というものは、必要であるものもないものもある。しかし、残しておかなくてはならないものもたくさんあると思う。その閲覧できる場所は絶対に必要ではないか。そして、その中から市民の要求するニーズに応じていく気持ちが、それをつくることによって大きく育っていくのが学習室ではないか、このように考えます。

この有償とか無償とか、5年がどうのこうのは、今回は余り深く追及いたしません、これは役所の保存になるのかどうかわかりませんが、もう一つ例題的に建設課で非常に多い「建設物価」というものが、ある課では有償で配られている。ある課では1年間、ある課では3年間保存、他の課では4年というふうになっております。この1年間にしろ、その本が4冊市庁舎内に保存されているわけです。なるほど見るかもわかりませんが、私は庁内をいたるところ回りますが、それが現実にとこの場所にあるかわからないという実態がある以上、どこか1カ所にしまわれているんじゃないか、このように思います。その点でひとつ資料室、学習室等の名のつくものをつくっていただきたい。特に秘書広報課にはたくさんの雑誌が送られてきております。有償、無償のもの、PHP、ローカル日本など多くの本、冊子がきておりますが、課内回覧で処分しております。市長、助役、収入役を初め、いろんな人の蔵書があるでしょう。これは何も個人のものでなく、市民全体の財産であると考えておりますが、その点の所見をお伺いしたい。

○ 参与（西川喜久君） 私からお答え申し上げます。

まことに御指摘痛み入る次第でございまして、各部課の保存方法が異なっておりますのは、購入の経路あるいは購入方法に違いがございまして、そのために処分、保存の方法も異なる、かように考えております。実態を調査いたしまして、統一的にひとつ今後、保存してまいりたい、かように考えるものでございます。

2点目の研究室の問題でございまして、先ほど、財務部長からお答え申し上げましたように、

非常に庁舎が狭うございまして、議員さん初め各職員にもいろいろ御迷惑をかけてるところでございまして、午前中にも企画室長からお答えいたしておりますが、現在、総合会館に向けて取り組んでございまして、位置も企画室長からお答えいたしておりますように、できる限りそれらの中で会議室なり研修室をセットさせていただき、何とか議員さんを初め職員の研修等も合わせてそれらの中での考えを入れ、前段で議員さんに御説明を申し上げて御意見を賜り、基本設計に取り組んでまいりたい。その時点で狭い庁舎でございまして、何とか御辛抱をいただけたらと、かよう考えるものでございます。

- 16番(赤阪和見君) 総合会館という考え方で結構だと思うのでございますが、時が1日、1日たっていく、また、年を越すことによっていろんなものが掃除され、処分されていく中で、私のところへ各課からもらったんですが、いちいち言えば揚げ足を取るようで私も困るし、皆さんも困ると思う。そういう点で、私は一般質問終了後破棄します。市長公室長、もう1度隅から隅まで洗い直しという点から、市役所庁舎の歴史をつくるという意味から、また、市の歴史を1つ1つ残す意味から、有償、無償の雑誌、新聞、いろいろなものに焦点を当てていく。破棄すれば2度と浮かんでこないものである。そういう点で一部は残していく必要があるのではないか。月2回発行のニュースにしても、きちんと製本をすれば非常に体裁もよく、それほどスペースも取らないと考えます。

総合会館云々の話も1、2年はおくれると思う。すぐ明日できるか、そうではないと思う。小さくてもいい、市庁舎内に部屋を取り、そこから出してきて自分の机、自分の部屋で読んでいけるような、資料だけでもそこで閲覧できるかどうかは別として、学習室という名称も別として、市民も行ければいいが、市職員の学習という点から早急に調査、収集をしていただき、そういう部屋の設置をよろしく願いたいと思いますが、この点、助役さんから何とか答えていただけたら非常にありがたいです。

- 助役(坂口礼之助君) 非常に貴重な御意見をいただきまして、議員さんの勉強の熱心さに感服しながら痛み入ります。御指摘のとおり、現在の雑誌、小冊子等の管理は、一定の基準はございません。公文書につきましては、文書保存規定がございまして、それらの保存期限等がございまして、「施政大阪」とか、おっしゃっております「建築物価」のようなものは、一般の雑誌と同じような扱いをしております。しかし、それらの小冊子等の中にも確かに御指摘のとおり、貴重な資料になるような記事はたくさん見受けられます。したがって、一連のそうしたものを1カ所に集め、必要なときには閲覧できるシステムの必要性については痛感いたしております。財

務部長、公室長がお答えしておりますように、そうした資料室等の設置に努力してまいりたい、かように存じております。いずれまた、詳しく庁内点検をやりまして、どこかにそうしたスペースが確保できるかどうか調査に入り、検討いたしたい、かように存じております

- 16番(赤阪和見君) 「月刊建設」というのがあります。建設部へただで送ってくるやつだと思いますが、発行が全日本建設技術協会という形です。どういう内容が載っているか、私の記憶の範囲では、一昨年ですか、国際障害者年ということでいろいろ施策が生まれた中で、ここに詳しく障害者の利用できる施設はこうあらねばならないという内容が載っているわけです。それは建設課が読んでももちろんのこと、福祉の方でも読んでいただければ、こういう考え方があるのか、あの市はこういうふうにしてるのかと利用価値は大いにあると思う。先ほどの公室長の言葉を裏返すわけではありませんが、それが、その課、その部のことだけで終わると、先ほど言ったように縦割り行政という形になってしまう。そういう横のラインは、学習室設置の中にあるんだということを再度、認識いたしまして、ひとつこの件は、学習室設置に向けて絶大な御協力、御努力をしていただきたい、よろしく願いたします。

次に、庁舎管理の点で細かくて申しわけないんですが、ごみの問題です。庁舎のごみで昨年8月から約8トンが古紙として売却されるようになった、雑誌も入れてね。先ほどの質問の中で、大体どのぐらいのトン数のごみが市役所から出ているのか、その点わかりまへんかな。

- 管財課長(原 美助君) 私の記憶によれば、各土曜日に収集しているごみが1カ月に475キロでございます。
- 16番(赤阪和見君) それは古紙として売った分ですな。庁舎から出る一般ごみです。茶のかすなんてしててますわ。大体が紙でしょう。私の聞くとところでは、約4トン車に一杯である、1週間に1度ね。昨年8月以前はどうであったかといえば、4トン車、2トン車の2台で一杯。ということは、古紙として売る場合、ぐっとピシッとくくって積んで行く。だから、内容的にはびっしりになる。ごみとしてほかす場合は、新聞も半分ぐらいに折るぐらいですからかさが増える。だから、4トン車、2トン車で1回だったのがいまは4トン車で1回。

そういう点で、市庁舎の中で皆さんが個人的に取っている新聞とか、いろんな紙をどけることによって、いまは、まだ1週間に1回、4トン車のごみが市役所から出ていく。5時過ぎには、市長もよく御覧になっていると思いますが、関西マネジの皆さんが、ドンゴロスの中へごみ箱のごみを全部はり込んでよくエレベーターの前とかに置いてますが、一人、一人の職員のほかす感覚、金額はわずか4万円ほどでしたね。8月から売却して12月まででね。

- 管財課長(原 美助君) 49,000円です。
- 16番(赤阪和見君) わずか5万円、しかし、この裏には市役所の環境の職員が1日、2ト

ン車1台分の費用とガソリン、車の償却、そして、向こうでの燃やす費用、そして、15分の1になる灰の処分などが5万円の上にプラスされることをちょっと考えていただきたい。私は昨年ですか、6月の一般質問の中で言って、8月から実施していただきました。その中で私が言ったのは、ある庁舎では、名刺以上の紙は紙として出さないんだとやってるところがある。エンピツもしかりです。何もかも節約、節約でみみっちい話ですが、古紙が5万円で売れた分の後にある大きな財産というものとは十分残っているわけです。そういう点を考えたとき、紙1枚もおろそかにできないのではないのでしょうか。

先ほど、空き缶、空きびん云々といったましたが、市民に空き缶、空きびんを捨てない、空き缶、空きびんは燃えないごみのときに出そう、酒のびんは酒屋へ引き取ってもらえ、となんぼ口を酔っぱくして広報で毎掲載しても、市職員がごみを捨てるときに、いまは冬ですから空き缶、ジュースの類は少なくなっていますが、庁舎のごみ箱の中には、空き缶、空きびんの1つや2つは入ってます。これを機に古紙を初め資源を大切にというよりも、市民の財産のむだ遣いをなくそうという観点から大きく取り組んでいただきたい。古紙もより以上に、空き缶、空きびんも月1回でもよろしいが、市庁舎から出るものを1カ所へ回収していくことによって、わずかな売り上げですが、その後にくる大きいツケが回らないんじゃないか、このように考えますが、その点、庁舎管理のため市職員の指導徹底を図っておられる公室長でも結構ですが、そういう職員学習の場とともに職員の教育はできないものですか。

○ 財務部長（麻生和義君） 御指摘のように、古い紙類など、また、空き缶、空きびん、その他不燃物収集には鋭意、徹底を期しておるつもりでございます。御指摘の点を踏まえてなお徹底を期してまいりたいと思います。

○ 16番（赤阪和見君） 徹底を期すために一言、申し上げます。

出てはいけない重要書類もあると思います。これは責任をもって焼却しているという形で、これは理解しております。しかし、現在、文明の利器であるシュレッターなるものが開発され、これでやればより一層の効果があるんじゃないか、そういう点の考え方。運ぶ手間が要らず、完全に市民の目にとまらない。もし、焼却場へ入って重要書類を炉の口まで職員がくべることは絶対にない。ピットにほり込む以上、何らかの形で出る可能性は十分考えられる。そのようなむだな運賃、焼却費、むだな灰の拠出をとめて、市庁舎内で完全にシュレッドして処理し資源化に回せば、1石2鳥も3鳥もの考え方をしていただきたいと思いますので、その点をよろしく願いしておきます。

先ほどの水洗トイレの件は、検討していただくということで、了解いたします。

議長、先ほど失礼いたしました。3点目の質問が抜けておりました。まだ若干時間があるそ

うですので、よろしく願いいたします。

校区編成問題につきましては、先ほど原議員さんから質問が出ておりましたが、私は、若干角度を変えて質問したいと思います。(仮称)第2石尾中学校については適正就学審議会の答申も出され、58年度当初開校の準備も着々と進んでいると思います。その中で確認のため1点だけお聞きしたいと思います。(仮称)第2石尾中学の各校区の定数と予定する生徒数はどうなっているのか。また、今後5年、10年、15年先の地域開発に伴う生徒数の推移はどのように考えられているのか。特にこの点は、中央丘陵開発が非常に大きな目玉となっております。そういう点でのこの第2石尾中の位置づけ、石尾中との関係、これをはっきりしておかなくては、またぞろ、校区編成のときにいろんな問題が出てくるのではないかと懸念するわけです。

そういう点で先に申し上げておきますが、現在、石尾中が1,800名と膨大になっているために第2石尾中を建てたんですが、この校区編成の中で、今後、石尾中が1,200でも1,400でもかまわない。今後の方向性を見て校区編成をしていくなればそのようにすべきであり、また、第2石尾中が400、600と少なくともかまわないんじゃないか。今後、5年先、10年先をとらえたときの行政を預かる者としての考え方が必要ではないかと思いますが、その点の配慮はされているかどうか、そのことについてお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

- 教育次長(杉本弘文君) 中央丘陵開発を見込んでの今後の計画という点からお答えいたします。

新設校は当初計画通り、石尾中の生徒増に対応しての分離新設でございまして、これに対応すべく校区編成等予定してまいりました。しかし、建設用地の立地的な条件もあって、将来展望の中央丘陵開発に伴う町づくり計画も考え合わせて、今回の適正就学対策審議会において御審議をお願い申し上げたところでございます。

中央丘陵開発に伴う土地利用計画については現在、計画作成中ではございましてまだ示されておりませんが、当初示されましたマスタープランに基づいて審議会に御説明申し上げてきたところでございます。これによりますと、開発区域内はすべて石尾中の校区内でございまして、この中に北部ブロック、中南部ブロック、西部ブロックの3つのブロックに大別されるわけでございます。この区域内には、計画として当初のマスタープランでは、4つの小学校と2つの中学校が計画されてございます。将来構想としては、既設の4つの小学校と合わせ8つの小学校になるわけでございます。これに対し現在の石尾中と今回の新設校を合わせ、4つの小学校で対応していくという計画のもとで進めてまいります。

- 16番(赤阪和見君) そうであるならば、私どもが常に言います中央丘陵開発がらみであるということです。いまの答弁であれば、中央丘陵のマスタープランももう出ていいんじゃないか。

当初のマスタープランが大きく変わりますよ、という説明も若干あったこともあります。そういう点であるならば、この第2石尾中の開設を前にはっきりしたマスタープランを出して叩いていかなければ、市民合意の、また、市議会が特別委員会までつくってやっってる値打ちは何もない。出てきたらしょうがない、それでいこうかという感覚で出されるならばとんでもないことであると思いますので、その点のいままでの経過、今後の方向について、中央丘陵開発でございますので、ひとつどこかで答えてもらわなければ教育委員会だけではいかんと思う。いまの校区編成は、まず最初のマスタープランをもとに割ったんでしょう。今後、変わるということは、都市整備とのその辺の話はどうなってるのか、われわれ議員としては一向に知らないの、そのあたりのちよっと説明を願います。

○ 都市整備部長（浅井隆介君） 中央丘陵開発のからみでございますので、お答えいたします。

教育次長のお答えの通りでございます。マスタープランに示されているのは、当初から8,000戸、30,000人の計画でございます。8,000戸から児童発生数を割り出しますと、小学校4校、中学校2校となるわけでございます。これは実現に向かってのマスタープランでございますが、地形から考えますのに西部に1校、北部に1校、中南部に2校というぐあいに住区が分かれているものでございます。

先生の御指摘は、その数字と当初のマスタープラン、それにさらにいろんな面から検討を加えた現時点における絵のことだと思いますが、これについては、まだ残念ながら、公団、市、府との最終的な詰めに至っておりません。今後、さらに早期に結論を出しまして、少なくとも3月までには特別委員会に叩き台をお示するという段階に持っていきべき現在、公団との間、また府との間、関係各課と協議を進めてまいっております。しかし、基本的には、ただいま申し上げたものは変わってございません。そういうことでございますので、校区については、将来的な問題として残るのではないかと。ただ、位置的なものは、荒い考えでございますが、先ほど申し上げたように、西部、北部、中南部の4校、中南部は2校ですが、それに、さらに中学校の児童発生数から考えますと2校ということになります。したがって、地形的に考えてマスタープランでも北部、西部1校ずつ、こういう割り付けは当初から変わってございません。

以上でございます。

○ 16番（赤坂和見君） 大きな間違いが1つあります。3万人の人口が増えるから、それから割り出した設置数は何ぼなのか、開発される地域内だけでやっていただいて結構です。この中央丘陵開発は、旧住民との融合性を図りながら大きく進めていかなければ成功するものでもなし、また、和泉市にできても何の価値もない。税金が大きく増えることはあっても旧住民にはね。私たちは常々、早くマスタープランを出せというのは、現在住んでいる市民との融合性を図る中で

の計画でなければ、とても市民合意を得られない。なぜならば、部長がおっしゃったように、3万人がくるからここへこうこう割り付ける、これだけは絶対必要だ、それは、それでいいんです。しかし、そこへ行かされる旧住民はどうなるんですか。行かされるんですよ。第2石尾中学校の建設現場の問題にしても、池辺議員さんもいろんな形でお骨折りをいただいたそうですが、旧来あった中学校がなくなって統合した。今度は、遠いところへ学校ができた。いままであったところはどうか、疑念がわくだけで何のプラスも生んでこない。そういうコンセンサスをどこで、どう図っていくか、私たち議員は疑問に思っているわけです。

今回もそうです。ここにこれだけえ場所があったから決めた、こういうことだけで決められると本来、和泉市に古くから住んでいる、先祖在来住んでいる人たちは、どこに市の行政の恩恵を被るわけですか。その点で部長の揚げ足を取るつもりはさらさらありませんが、私の考えが間違っていたら言ってください。

また、大阪府、国との協議が整っているいろいろ練って出てくる。そのときには、タイムリミットが過ぎますと、そういう形の中で出されてきたものを幾ら叩いても云々することはできない。市独自のこれだけは絶対に必要であるという内容、今回の校区問題も合わせながらきちっとしたものを初めて提出し、その場合、市はこういうがこうなんだという練り回しをしなければ、校区編成問題1つとらえてもそういうふうな内容になってくる。その点のもっとすっきりした考え方を教えてください。

○ 都市整備部長（浅井隆介君） 多少誤解があると思いますが、私は、何も新設校は団地内だけと言い切った覚えはありません。先に教育次長から既設校と新設校のからみの中で、当然、今後の校区問題は当方の問題じゃございませんが、新旧の小学校、中学校にしてもその中で考えていけないかん。ただ、私が申し上げましたのは、単純に計数的にこれだけは必要だ。したがって、校区とか場所的な問題については当然、教育委員会、適正就学審議会等の御意見が出ておりますので、誤解のないようにお願いしたいと思います。

○ 16番（赤阪和見君） 最初のマスタープランでは、どこに中学校をつくるとかは書いてます。しかし、あれだけの大きな開発の中で、あの学校は地元のここへ誘致しましょう。ほかの人もここへ来なさい。と言っても、とても無理ですよ。こんなことはとても考えられません。絵にかいたもちもはなはだしいと思う。開発区域内につくらなくてはならないことは、われわれも理解してるわけです。本来ならば、当初、第2石尾中は、この開発と全く別である。現在の石尾中が非常に狭わいになったので建てる。いろいろと土地の物色をしたが、タイムリミットが来るということで急拠、ここに何とかお願いして、まだ未買収地のところもあるが、ここを選んだという経過があります。まず最初はね。その後、どうなったかは別としてね。違いますか。

○ 教育次長（杉本弘文君） 先ほど申し上げましたように、当初の計画は、石尾中学校の生徒増に対して分離新設をしていくということで用地を求めてまいったわけでございます。非常に今日、用地を求めることのむずかしさの中で、前段、あの土地を公団との話し合いの中でお譲りいただくという形で進んでおります。

○ 16番（赤阪和見君） 今度の校区割りの答申問題でどうのこうのと言えませんが、ここで十分に考えられることは、今後の計画道路、いろんな校区編成の問題等がからんできていけないとは言いません。その点は理解しております。しかし最初に言ったように、この第2石尾中と石尾中学校、これをちょうど半分に割ろうとか、切りのええとこで割っかないかんという考えではなく、どうせ5年、10年先には、また、校区編成は必ずされるわけです。百万坪の開発がされる以上はね。その点も踏まえてしっかりしてもらわんと困りますよ、と言ってる。

そうした中に、今回の第2石尾中の問題のあるところは、先ほど原議員さんからもお尋ねがあったように、国分、黒石、三林、和田、万町の周辺、そういうところをパチッと枠決めした上での計画措置及び行政措置をしっかりと考えていっていただかん限りは、20数年来の経過、行政措置されてきたという実態を踏まえてコンセンサスを図っていただきたい。そういうことにせんことには、あそこからは全部調整区域、開発の可能性は少なく、中学校の生徒増もやはり少ないと思います。そういう内容をしっかりと考えていただき、市民合意が得られるように教育委員会として指導していただきたい。

その中で各町会のどうのこうのとありますけども、それも大事です。1人ひとりのそこに住む人たちの意見に耳を傾けるということも非常に大事なことであり、その方向を誤らんようによくお願いしたいと思います。今後の問題としても、ひとつ中央丘陵にからんだ点のところをよく吟味しながら、校区編成に真剣に取り組んでいただきたい。そう要望しておきます。

以上です。

○

○ 議長（成田秀益君） 次に、9番・直村静二君。

○ 9番（直村静二君） 一般質問の通告に沿って質問の趣旨を述べます。

久保惣の美術館の運用と池上遺跡について、久保惣の美術館は市立ということで、和泉市でも他市に見てください。というものができたということで、それなりに文化ということについての一定の引き上げが感じられますが、この件につきましては従来、私どもは、あの場所ではなく、もっと市の中心部、市民の便利さ、こういうことを主張してまいりました。しかし、それはなかなかかなわぬことでした。さらにまた、この市立美術館は、大変な経費がかかるということについても、久保惣さんから3億、また建物ということで努力され、市の方に寄贈された。さらに名

前については、市立美術館ですが、久保惣という名前が売れてるから外さないで久保惣にしてほしいということでした。

われわれ共産党議員団は、何とか市立の美術館になった場合、広く市民に使っていただく。また便利に見ていただく。費用も安くしていただく。市の費用もできるだけ少なくしよう。ということで進んでまいりましたが、その点についてはもう開館したので、今後、どのように運営するかについて1つ質問事項として、開館はしたが、その総建物、土地も含めて、また、基金に基づく運営についての現在までの費用、開館した時点での総費用はいかほど要ってるのか。そして今後、毎月運営するが、まず最初に、いままでいただいたお金、基金、利子を含めて現在の開館の費用について明快にお答え願いたい。

それから、運営に関する件では、毎月の経費が要るだろうと思う。まず人件費、職員さんの費用は毎月幾ら要るのか、年間トータルでどうなるのか。また、電気代、備品などはいかほど要るのか。

さらに、この久保惣の美術館を運営していくために、現在持っておられて市に寄贈された文化的な重文、また国宝クラスのものも、何度も何度も見に行ってもらえば結構ですが、1、2度見ればさほど見たくないということで入場者が減ってくる。しかし、市外からたくさん見に来ていただくために、ここで改めてお聞きしたいのは、たとえば重要なもので市民に見せようということで、他府県から有名な美術館を借りてくる。さらに、場合によっては市の財産として買いたいとなった場合、1億円のものがある。それを持って来ようという場合、市は議会に相談するんかどうか、また、そういうことはどの委員会で行うのか、つまり、久保惣の運営委員会ということでそういう権限を与えるのかどうか。美術品を見ていただくための資金の使い方、また貸借に関係なく持って来る場合、また借りたいという場合、どのような運営委員会に権限があるのか、市のどの委員会で行うのか。

また、久保惣さんの名前はいつまでも残っていきます。和泉市がある限り、あそこへ行ったら、池田忠雄市長の名前が横に文句が書いてある。これが仮の話として将来、合併という問題が起こったとき、新しい市長が運営方針で撤去してしまうが、久保惣さんのものは残るということになる。仮という話ですが……。せやなくて、やはり和泉市のものとして永久にうまくやっていくためには、その辺はきちんと方針を決めたいもらわんといかん。

それから、利用の拡大という点でどういう位置づけをするか。先般、厚文で少し触れましたが、やはり和泉市が他市、他府県に誇れる国からの指定を受けた池上遺跡、資料館、さらに教育委員会としてわれわれにお見せ願ってる、埋蔵文化財を含めて和泉市の郷土史に役立つ一環として内田の久保惣の分は位置づけておかないと、ここだけ特別に使うとなると特別に費用も要る。バ

スも出さないかんという問題もあるので、その点の利用の拡大という中で和泉市内一円の、もちろんサイクリング道路とか、まだまだ人口増になってくるので、郷土の誇りとしてよく使っていただく。もちろん利用のお金は安くしてね。高いと見てくれない。当初から黒字になることはない判断しておりますので、その点の御答弁をお願いいたします。

市民会館は隣にあるわけですが、私の見たところ、結婚式場は皆目ない。使ってきてない。和泉市とか公共施設の結婚式場は余り聞いてない。この運営の点でどれぐらいの収入があってどれぐらいの経費が要ってるのか。そして、前から言ってるんですが、大ホールの構造的欠陥、600人座って公演しているが、途中で子供さんがお婆ちゃんと小用に行く場合、回って行ったらいいが、真中を通してざわざわしたらどないもしようがない。大分強調してもしない。できないのか、しないのか、どちらかはっきりしてください。

先般来、質問が出されている総合会館、福祉会館ということで、100万円の予算措置をして研究してる。そんなことしてるから、市民会館の整備をさぼってやらないのか。それならそれで1日も早く総合会館をつくりなさい。答弁を聞いておっても、場所は中心でどうの、庁舎に近いとか、ハンジ物みたいなこと言わんでね。市役所に近い場所はここしかない。市民会館をどう扱うか、この点明快にお答え願っておかんと、単に執行権を持ってるから議会に対して言うてはいけないとか、そういうことをしてもらっては困る。方針ははっきりしてもらいたい。いまの市民会館はこうするんだと出してもらわんと宙に浮いてるんじゃないか。毎回質問しても、答えは、構造的に欠陥がある。そして実際にはやらない。どうしようしてるのか、明快なお答えを願いたいと思います。

それから同和行政。市長も各議員もお互いに知ってるんですが、本年4月から名称が変わって地域改善対策事業になりました。内容としては、従来の同和行政、同和事業を5年間、今後やっていくことになったが、国会でも各党が皆一致し成立したんですが、何とんでも新法に基づいて施策をやっているやないか。その点でまず市長に、この新法は法律ですから、この基本でやっていく決意があるかどうか。常々あなたは、明るい公正な同和行政という切り札文句ですが、私は、そうではないと見ているが、それは公の場である。しかも、新法が成立して従来のいろいろな欠点、公正なこと、事業内容その他について、周辺との一体性なども十分書かれてるので、新法を尊重してやります。という一言が言えるかどうか、ひとつお願いしたい。

財政計画については現在、和泉市は57年度まで同和事業計画があり、それを執行中だと聞いておりますが、ここで言う5カ年計画の問題は、いつまでの5カ年計画か、ということです。つまり、57年度を消化した段階で、あとの残事業なるものが出てくるのか改めて5カ年計画をつくり直そうとしているのか、その財政計画はどのようにしているのか。財政計画は、上からの前

と同じ和泉市が約3割負担せないかん。3分の2、60%は府もかんで持ってもらう、ということとで従来どおりやっていくんでは財政負担は大きいと思いますので、その点を含めての御答弁をお願いしたい。そして、財政計画である以上は、いままでの同和事業の総計に対する和泉市の借金、起債残高の同和関係分を明確にさせていただきたいと思います。

次は、部落の実態調査ですが、先月、部落の実態調査ということで、大阪府の提唱で市が行ったということですが、このときの実態調査の推進ということでピラが出てきました。委員長に解同支部長の橋本佳行氏、副委員長に和泉市長・池田忠雄氏、その他各種団体が入って、各同和関係施設の名称も皆入ってます。共産党議員団は一定の意見を申し上げましたが、委員長が解同支部長の橋本氏、副委員長が池田忠雄市長ということになれば、副委員長として、ひとつこの実態調査の報告をお願いしたいと思います。そして、この調査は、何を目的として行ったかもあわせてお答えを願いたいと思っております。

次に、解放センターの利用でございますが、実は昨年12月、同じ地区住民であって、その所属団体として解放センターの使用申し込みをいたしました。拒否されました。たまたま、私が同和对策特別委員長、昨年から今期の改選まで任命され、そのためにこの運営委員会に参画、さらに、この利用の問題で小委員会ができ、その一員としても参加したわけでございます。実際に1年間たっても宙吊りのままです。そういう点でどのようになったのか。貸すのかどうか、申請が出とるんですから。その点明快にお答え願いたい。

私は一定の意見を申し上げましたが、次に言おうとしたら土俵から外れて言えない。役選の期間を過ぎて、今度行こうとしてもあかん。運営委員会そのものが解放同盟の大会を開かないかんからと延期し、次には、市長が中国へ行くから待て、ということです。結局、私の任期が終了してしまいました。私は前にも指摘したが、引き延ばし、たな上げ、そんなことをしては困ると強く申し上げました。もうすんだことですが、私は非常に不満に思っております。この解放会館利用について明快にお答え願いたいと思います。

それから、各種施策の見直しでございますが、新法が成立してから各種施策の見直しがあったかどうか、その点をお答え願っておきます。

同和の減免、それから老人医療無料化の問題で、実は、同和对策として60歳以上のお年寄りの方々が無料になっております。先般来、老人保健法で原議員が質問し、市長の答弁では、国の法律が通り70歳以上は有料だ。したがって、65歳から69歳までの無料はおかしい、上乘せだという。そうすると、具体的に同和地区対象の60歳以上については、市長はどのようにしようとしているのか。

先般の委員会ですれども少し触れましたが、私は従来までの立場からいって、60歳以上の医療費無料

化は当然賛成なんです。今度の70歳以上の一部有料についても、また、65歳から69歳までもはっきり無料にせよ、という立場に立っておりました。しかし、和泉市長としては、自分のところは60歳以上の方も無料になってるから、65歳であろうが、70歳以上であろうがしないと困ると、はっきりしておいてもらわんと筋が通らない。検討します。府とも相談してきます。という答弁は目に見えてますが、これはそうじゃなく、ピチッとした、骨っぽい態度で市民福祉を守るということについてはきちっとした答弁をしておいてもらわんと困るんじゃないかということです。

次に、個人給付の問題でございますが、53、54、55年度の3年間は、解放同盟の指導並びに傘下の要求組合に入らなくても市が支給していた。ところが56年度についてはかなりいろんな問題があり、現在、57年度になってますが、この問題はどのようになってるか。まず、お答えを聞いてから私の意見を述べ、再質問したいと思っておりますので、その点のお答えを願っておきます。

それから、府中駅及び周辺整備については簡単に触れますが、私の認識の範囲では、府中駅にいろんな構造上の問題ということで、1つは、公衆便所の配置というお答えをもらっておりました。レイアウトの中に入れるという。現在、自転車置き場も3年間の借地、3年したら移転せないかんとも聞いてますと、今度は移転しないでそこで2階建てになる。住民は3階建てと言ってますが、なぜ移転しないのか。レイアウトの点で公衆便所の張りつけはできるのか、明快なお答えを求めます。

それから、危険な地帯で南海バスのところから歩いて行く道は当然拡幅せないかん。聞くところによると、あれは府道になるということですが、拡幅して歩道をつくっていただく話が進んでると思いますが、国鉄側と折衝せないかんということです。その折衝はどういうふうに進み、どう対処しようとしているのか、その点もあわせてお答えを求めておきます。

それから、3日ほど前に私の家に日の出建設の人が森田さんの専務と来ました。山荘町の土地を買っていただいたが、中が腐ってあと4,000万円追加したという社長さんですが、いよいよ売却することになりました。とごあいさつに來られたわけですが、そこで初めてわかったんですが、みたち団地の横の森田さんの全部ではないが、一部を売却するという。当然、民間の開発として市に計画、また、都市整備、下排水の問題について協議事項に入ってきますが、私は公団の問題についても、それなりに一定期間接触はしましたが、今度は民間の特にお金もうけ、聞くところによると建て売りということですので、整備の点でかなり渋いケースになってくる可能性がありますので、その点は、前もって建設部なり関係のところはきちっとした態度で臨んでいただく、関係委員会に出していただく、地元住民との合意を得る形をとっていただくということについて、

これは要望ですが、どのようになっているかのお答えを聞き、それに基づいて質問したいと思います。

非常に長い質問になりましたが、きちっとした、筋の通った答弁をしてくれたら早く終わりますので、よろしく願いいたします。

○ 議長（成田秀益君） 理事者答弁。

○ 指導部次長（竹田明郎君） 第1点目の美術館関係につきましてお答え申し上げます。

第1点目の総費用の問題でございますが、敷地3,297平米、建物の美術館部門1,550平米外教室、お茶室、土蔵すべて寄贈者代表久保惣太郎氏より和泉市の名義に変わり、寄贈を受けております。

それから、基金の状況でございますが、基金といたしまして、現金、土地、国債等でいただいております。すでにこれまで現金化して処分いたしましたのは、国債の利子を含めると4億536万円となっております、一部土地の未処理分5,300万円、それから国債で4,055万円の額面でございます。

これに対しまして、支出済みの金額は、これまでの準備の費用、また、この10月以降57年度分の管理運営費あるいは展覧会費用で6,057万5,000円、それに今回、補正でお願いしております備品の整備のために3,000万円ほど追加させていただきますと、法人への出援金が3億円、これを含めて合計3億8,986万円となっております。差し引き現在、現金、土地売却予定額あるいは国債の売却予定額を入れると1億円を残しております。

次に、経費の概算でございますが、まだ開館して2カ月ほどしかたっておりませんので、正確な計数は出ておりませんが、概算で申し上げますと、まず、館の運営費といたしまして人件費で年間2,300万円、管理費で2,700万円それにいろいろ展覧会をしたり、出版事業、美術品についての研究費などを入れると、7,200万円から7,500万円を見込んでおります。中でも人件費が幾らぐらいかということでございますが、単純に計算いたしますと、180万円ばかり要るんじゃないかと思えます。それから管理費は、主として光熱費ですが、これもまた冬季あるいは夏の非常に多い時期を迎えておりませんのではつきりしませんが、大体、この時期で月100万円ぐらい見ていかなければならないと思っております。

次に、美術品の貸借の問題でございますが、寄贈された美術品は、すべて和泉市の名義になっております。和泉市から私たち教育委員会が委託を受けて保管、管理に当たるわけでございますので、他の施設より借りに来られたり、また、こちらからお借りするのは、教育委員会の責任で行ってまいりたいと思っております。

次に、名称でございますが、「和泉市久保惣記念館」と名称づけておりますが、やはり寄付行

為のありました方々の御意思を尊重いたしましてつけさせていただきます、末長くこの名称を保持してまいりたいと存じます。

さらに、和泉市内での貴重な遺跡がたくさんありますが、そこから出たものについても、これら美術館の中で時期を見て展覧し、郷土の歴史的なものもこの中で鑑賞、研究していただく場にしたいと存じております。

次に、結婚式場の問題でございますが、昨年は結婚式場として6回、本年度は3回貸し出しをしております。非常に少ないわけでございますが、教育委員会としましては、やはり市民会館で結婚式をあげる方がある上は存続してまいりたいと存じます。しかし、結婚式のない時期は、一昨年度まではじゅうたんもはげておりましたが、じゅうたんもあげて会議室にすでに公開しております。結婚式のある時期にじゅうたんを敷き、雰囲気のあるようにいたします。

また、市民会館のホールのざわつき防止のために、大ホールから1階ロビー、いわゆるトイレの方に直接行ける回廊を御提案いただいておりますが、私も現場を見たんですが、あの建物では外に通路をつくるしか方法がございません。中から直接トイレに行くということは物理的に無理でございます。あわせて浄化槽の改修もしなければならないという状況になっておりますので、庁舎の浄化槽の改修のあったときに改めて考えてまいりたいと思います。これまで会館の雨漏りあるいはスロープとか2階ホールのさくの設置にも当たってまいりましたが、さらに総合会館の設置構想も含めて、それまでの管理でも対応できるように十分配慮してまいりたいと思います。

簡単でございますが、お答えをいたします。

- 9番(直村静二君) 池上遺跡について、関連したものとして、それ以外の遺跡なども回って行けるようにと運営面で質問したが、そのお答えがなかったと思う。
- 指導部次長(竹田明郎君) 恐縮です。史跡をめぐる歩く会、あるいは自転車で回るような道路設定、これも非常に流行しております。私たち教育委員会の中でも一度考えてみたいと思いますし、せんだっても商工会、青年会議所あたりが提唱いたしまして実施しておりますし、われわれ市独自の事業として、社会教育の事業として取り組んでまいりたいと思います。
- 9番(直村静二君) 取り組んでまいりたい、ではなく、そういう構想をこしらえて発表できるかどうか。また、資料館はいつごろできるのか、ということです。
もう1つ、注文をつけますが、いろいろ久保惣さんの開館の費用など言ってくれましたが、一生懸命書いたが書けなかったので、どんだけ金が必要、どんだけ残ったか、表にしてもらわんと、再質問しようとしてもややこしい。参考資料としてつくっておいてほしいと思います。
- 指導部次長(竹田明郎君) 先生がおっしゃるのは、池上遺跡の郷土資料館の建設構想を述べよ、というようなことでございますか。

- 9番(直村静二君) いつできるんか、と聞いている。そのほかにもあるから、それらもあげていきながらね。いまの答弁では、久保惣美術館のところには何か展示して、ということですが、埋蔵文化ですから、それなりの資料館の構想があれば、いろんな場所をぐるっと回って来られるようにしてもらわんと困る。われわれはもっと中心に持ってきなさい、という意見をあげておったんですが、久保さんが固執してあっちへいった。個人が買うたもんですし、和泉市にとってもいいことだとわれわれも賛成したんですが、その中でちゃんと使えるようにせないかん。回ってもらえるように、小中学生も含めて来てもらわないかん。宮本武蔵といっても、和泉市と宮本武蔵がどんな関係があるんかね。趣味で買うたもんでしょう。公金を使って、場合によったら買いたいものがあるかもしれません。そのときはどこに諮るのか。その答弁もない。
- 指導部次長(竹田明郎君) 池上遺跡を初め、市内には多くの貴重な出土品がたくさんございます。これらについては私たち、かねがね収蔵庫を兼ねた展示場づくりに邁進しているわけでございますが、にんげん回復のまちづくりのテーマとする総合基本構想の中でも、研究を兼ねた博物館を誘致してこい、このように述べられております。ちょうど池上周辺にそのような土地があれば、と思ひまして探しているところでございますが、私どもだけでなく、泉大津、高石の三市が寄って現在、大阪府にいろいろとお願ひしております。また、市民の文化団体である泉文連あたりも博物館の早期実現について御要望がありますので、これについて強く努力してまいりたいと思っております。
- 9番(直村静二君) それ以上はいいとして、所管委員会でやってもらいたいと思います。全部権限は市にあるんですからね。物件を買う場合はどうするの、買わないということですか。たとえば1億円のものがある、買いたい希望が出てきたらどの委員会でやるのか。最終は市長決裁でしようが、貸借はわかったが、お答えを願っておきたい。
- 指導部次長(竹田明郎君) 先にお答え申し上げましたが、美術品はすでに和泉市の名前になっておりますので、和泉市長の管理下にあります。われわれ教育委員会は、和泉市長から管理の委託を受けておりますので、貸借については、教育委員会の責任においてしてまいりたいと思います。新しく購入する美術品につきましては、現在のところ、財政に余裕もございませんので考えておりませんが、将来、仮に買える時期が参りましたら所管委員会に御相談し、また、必要な費用につきましては予算等も議会で御審議いただき、あるいは契約等の時点もあろうかと思ひます。
- 9番(直村静二君) それはあたりまえの答弁や。どの委員会でやるんか、久保さんの役員はどうなってくるんや、ということです。運営委員会というのがあるでしょう、その辺、だれが権限を持ってるんか。

○ 指導部次長（竹田明郎君） 財団法人につきましては、私たち美術館の運営については、市民の方々の御助力も得なくてはいけないということで、いま、社会教育施設については、こういう法人格で運営している場合が起こっております。私たちが基本的には、市民とともに育てる美術館とするために法人格をつくって運営しているわけですので、理事長は葛城教育長が当たり、きちっとした寄付行為がございまして、独断でできるということではございません。

○ 9番（直村静二君） 葛城教育長となれば、正式な公的な長だから一応了承するが、名誉館長ということで久保惣のえらい人たちの影響がストレートに出たらいかんから、そこはきちんとしてもらいたい。名誉館長はどの程度の権限があるのか、そのへんを答えてもらいたかったんです。名誉館長は権限はないんですな。お金とか、寄付したんやからちょっと言うことを聞けと口ばしを入れるとかは、けじめだけはつけてもらいたい。水面下で相談するのは知らないが、表面へ出てくるのはいかん。

○ 議長（成田秀益君） 次。

○ 同和对策部長（橋本昭夫君） 第3点目の同和行政につきまして、同対部長からお答えいたします。

まず、第1点目の先生御指摘の新法が4月1日から施行されました。基本的に市長の姿勢として、新法を尊重するか、という確認でございまして、これは当然のこととございまして、法律に基づいて行政を運営していくのが本筋でございまして。特にこの法律の施行に当たりまして、同対協の意見具申並びに国会におけるいろんな審議を通じて一刻も早く部落差別の要因をなくし、憲法に保障された基本的人権を共有する社会実現のために、国、地方公共団体が一体となって国民的課題として広く市民、国民の理解と合意を得ることは、まず、同和行政推進に欠くべからざるものという趣旨につきましては、全くそのとおりでございまして、その趣旨を受け今後5年間、鋭意問題解決のために同和行政を推進してまいりたい所存でございまして。

御質問の第1点、財政計画につきまして、新法の制定を受けましていわゆる5カ年計画と申しますものは、過去、旧同対法が施行されて13年、これは56年度まででございまして。したがって、57年度から61年度までの5カ年間で、われわれとしては、部落差別をなくすための5カ年計画というふうに位置づけております。

それに関連して過去、56年度までの財政運営の実態の中で財源の内訳、特に地方債の発行等についての御指摘がございましたが、まず、物的施設整備の費用、すなわち改良事業、道路、公園、下水道等の環境改善並びに教育、保育等の関連施設整備、社会福祉施設整備に要した経費は、過去13年間で約390億円、そのうち環境改善整備事業に充当いたしましたのは約3分の2の66%でございまして。教育、保育関係につきましては24%、残り老人、身体障害者関係、また、

解放総合センターを含めまして、他の目的施設が9.8%の充当率となっております。

それを賄いました財源は、国庫補助金が33%、府補助金が20.9%、合計53.9%、約54%の実績でございます。起債は、約142億8,000万円を現在まで確保しておりまして、率にして36.6%に相なるわけでございます。もちろん、これは旧法の規定によりまして10条指定債のウェイトが高ければ高いほど一般会計の公債費の一般財源が比較的軽減されるわけでございますが、過去、行ってまいりました事業が、国庫補助対象事業の環境改善整備の3分の2の充当でございましたので、比較的少のうでございます。今後、残された事業につきましては、ざっと試算でございますが、57年度以降必要な事業費のうち約95%が環境改善に必要な事業費であると推定しております。

続きまして、部落実態調査につきまして御報告申し上げます。

御指摘の推進委員会の構成等につきましては、市長の副委員長につきましては、全く私の独断でございまして、改めて市長にきついお叱りを受けたものでございます。今後、2度とこういうことのないようにしたいと思います。実態調査の内容でございますが、1つは、住宅、生活、労働、教育の個人別実態をヒアリングするものでございまして、目的は、今後の部落問題解決のために行政並びに地域ともども住民の科学的なデータとして資してまいりたいというのが目的でございます。

それから、個人給付の関係では、同和減免の見直しが56年度はどうだったか、という御指摘でございますが、本年度は、固定資産税の地区外減免につきまして、市長会とそれぞれの運動団体、当事者を含めまして協議の結果、地区外資産につきましては、限度額を20万円以下、軽減率を2分の1と改定したものでございます。

なお、御指摘の医療関係の関連で、現在行っております60歳以上の老人のうち必要な同和対策としての無料化でございますが、これにつきましては、固定資産税の減免同様統一的に申し合せをしておりますので、今後とも十分各市並びに大阪府と協議の上、趣旨としては継続していくという基本的な考え方でまいりたいと存じます。

それから、個人給付の実施の関係といたしまして、56年度、57年度の経過はどうか、という端的な御指摘でございます。教育対策の中で一部まだ、当事者といろいろ意見の交換等につきまして、御理解を深めていただいているというケースもございますが、その方々を除きましてすべて原則どおり、57年度も執行が終わっております。今後ともいろいろこの方々とも地元の協議機関を通じまして円満解決に努力してまいりたいと考えておりますので、よろしく御願い申し上げます。

○ 同和対策部理事（生田 稔君） 同和行政の2点目の御質問にお答え申し上げます。

先ほどの御質問の中で、運営委員会の小委員会が設置されたがその後、どのようになったか、こういう御質問だったと思います。この問題につきましては、かねがね懸案事項といたしまして、解放総合センターの設置要綱に基づいて解放センターの運営委員会で御審議を賜ってまいりました。その結果、広く市民に利用していただく大綱がまとまりまして、また、利用していただくにつきましては使用基準が必要でございまして、この使用基準についても、小委員会を設けて論議をしていただくことになったわけでございます。また、その小委員会の開催日程につきましては、第1回目は9月22日に開催されまして御論議をいただきました。また、引き続きまして12月4日に第2回目の小委員会が開かれ、直村議員さんも御承知のとおり、使用基準は、この基準どおりまとまった次第でございまして。

なお、その使用基準の内容につきましては、前段に使用設置目的をうたいまして、「使用設置基準は、政党、団体及び個人を問わず上記設置目的の主旨に沿い市同和行政の一層の推進に資することを基本とする。」

2番目には、「使用許可に基づき、使用用途において解放総合センター運営上支障を生じた場合は、事後から使用を許可しない場合もある」、こういうこと案でまとまったわけでございます。

なお、最終的には、次回の解放総合センター運営委員会をもちまして小委員会の報告をいただきまして、そこで結論が出されるものと考えております。また、最終の問題といたしまして、市といたしましても、その結論を受けて施行してまいりたい、かように存ずる次第でございまして。よろしく願い申し上げます。

○ 9番(直村静二君) 一通りお答えをもらったんですが、最初に同対部長が謝った。こういう部落の実態調査、「和泉市町会実態調査推進委員会委員長、橋本佳行氏、副委員長 池田忠雄和泉市長」、これを同対部長が独断でやったということですが、独断でこんな不細工なことをするのは、あなたが知らないという答弁やったら別ですが――。市長、これをどう思うの。

○ 市長(池田忠雄君) 先ほど同対部長から率直な話がございまして、私も気がつきませんでした。同和地区の実態調査というものは、私は必要だと存じております。それを大阪府が一斉にやられたという中で、いわゆる実態調査班の役員構成について、同対部長が私と相談せずにやったという意味を申し上げているわけです。少なくとも、1市を背負う市長でございまして、市内の何かの団体なり、いろんな事業については好ましくない、こういう件だけではなく、これはよくないことでございまして。たまたま副委員長という名前が出ているという中で同対部長を叱責いたしました。同対部長がそれを取り消したということでございまして。実態調査という意味は十分認めてるわけですが、副委員長という問題について叱責いたしました。今後、こういうことのないようにということでございまして、御理解をいただきたいと思っております。

○ 9番(直村静二君) 橋本氏が上であなたは下、私は副委員長に答弁をしてもらうた。それから実態調査の3、2項目、かなり市の職員を使って調査してくれた。調査そのものには賛成です。はっきり言って調査していただかないと実態はつかめない。資料もできない。これはこれでええとして、調査の目的ですね。同対部長の答弁では今後の方針を決める。和泉市の解放同盟では、「実態調査の意義と内容」ということで「共産党の差別キャンペーンを批判するためにこの調査をせないかん」となってます。一般市民の妬み、差別を克服ですか、粉碎ですか。そのためにもせないかん、こういうふうに乗ってる。各団体がどう思おうとよろしいが、そういうことを書くような実態調査なら調査してもらいたくない。その政党も明らかにする。共産党の差別キャンペーンが市民の妬み、差別に対する正しい批判の根拠として、これは1つの団体ですから、ここへ莫大な市費が投じられてやってる。各団体はひとつ思い直して是正してもらいたいですね。国民的課題である同和問題の解決に資するためにわれわれも努力していると自負していますが、国会でも地域改善対策事業を5年間一致してやる。次官通達にしても、物的施設その他については皆ちゃんとやる。いやしくも、同和事業関係は、いままでは行政当局と運動団体関係者のみのものとしてきたが、これを改めてもらわんといかんというのが新法精神です。その点、批判するだけではなく、実態を見て、こういうことを議会で問い詰められないようにしてもらわんと、何ほ口でええことを言うてもあきません。

市の職員が独断でやった、真偽のほどは知りませんが――。団体がやったのか、あんたがやったのか、やはりこれはよろしくない。市民的な批判も高まる中で、公正で民主的と言うだけでなく、市民合意で腹割って運営をやっていたらいかんということを強く指摘しておきます。

答弁中の解放センターの利用ですが、いまの答弁を聞いて小委員会で決まったことですから、本来の運営委員会にかけてOKとなれば貸していただけるという手順だと思う。館長、そうですね。ところが私が申し上げたいのは、そうであっても、いま言われた内容は、逆に断わりの理由にされるきらいがある。市長も同席しておったから知ってると思うが、「市の同和行政の推進に資するもの」となっております。同和問題の解決に資するというのは大原則です。私は、ここを改めてもらえばいいなと思ってます。というのは、市の同和行政の中身としては、部落解放同盟と和泉市の窓口一本です。地区住民であっても窓口一本に反対だという住民も申し込むわけです。解放同盟だけじゃない、それ以外の人もある。同和問題の研修、学習をしたいからと申し込んだ。市の方針は窓口一本やから、それに反対する団体が申し込んでも、市の同和行政の推進に資するものという認定を市長がするかどうか、してもらったらええと思う。しかし、そういう断わりの理由にされるかもしれない。

公の立場としては、いかなる団体も差別なく公共施設の使用を申し込んだら許可しないといかん。ただ、解放センターは単なる市民会館ではない。同和問題解決のためという1つの設置目的があるから、同じ地区住民であっても、部落解放に熱意があっても、当然、いままで申し込みを拒否してきた。窓口一本やから解放同盟と相談せないかん。貸してくれるのはいいと思うが、当然、市の同和行政推進に役立つならば点数は50点、あとの50点は役立たない、そうか、断わるかとなる。私が土俵の外へ飛んでしまったので議会で聞いている。

今度、運営委員会を開いて、こうなりました、よっしゃ、貸しましょう、となればいいが、断わりの理由になったらいいかんので、管理責任者である市長に聞いているんです。だから、こういうふうになりましたが、思想信条、団体を問わず、これはお借りしていただけるものだとということ、基本的人権の尊重、市民は皆平等な権利を持っており、部落解放に熱意を持つて人間ですから、その点では、市長の見解として1つ言うていただければ、私は、それなりに一定の条件をつけて納得しようと思っております。

- 同和对策部理事（生田 稔君） ただ今の問題につきましては――。
- 9番（直村静二君） 最高責任者が市長やからね。私がいま言ったのは、解放同盟に批判的な団体が貸してくれと申し出たんやから、貸しましょう、広く使っていただきましょう、私も一部参画したんですが途中で出たから、ここで聞くしかないから聞いている。これはこれで貸してもらえばいいが、点数では50点、断わる理由にもなるんじゃないか。市の同和行政の一層の推進に役立つということは、市の同和行政に批判的な人はあかん。窓口一本をやってるからとなると困る。市長が思想、信条を問わず貸すと言うてくれればいけるということになる。私が委員であれば文句を言うていったり、国民的課題のためにするんやったらOKとなる。

市長、これでは50点です。私も一応これに乗ったので「お前は委員になっておって断わる理由になったら困るじゃないか」と批判を受けたら私も困る。思想、信条、団体を問わずお貸ししましょう、それは基本的人権の尊重と同和行政の公正な運営を言明してもらったらいいと言ってる。私もつらいところなんです。「直村議員、あんたも運営委員として参画し、常任委員として入って、それで理事者から案が出てきたが、断わる理由になった」、役員改選で中断したが、私の責任がある。

- 市長（池田忠雄君） いろいろ御指摘をいただきまして、生田センターの館長からも御答弁を申し上げましたが、従来から議会で解放総合センターあるいは市民文化ホールを広く市民に活用願いたいということでいろいろ御意見をお聞かせいただきました。御指摘のように、センターの運営委員会で御審議をいただき、広く使っていくという基本線の中で使用基準を設けなければならぬということ、小委員会が設置され、直村議員さんもお入りいただきました。ただし、今回

の役員改選で後任の委員さんを含め再度、小委員会を開催していただき、直村議員さんは役員改選で変わっておられたことは事実でございます。その後の委員会でいろいろ御論議をいただく中で市民合意を得ていく。

ただ、市民会館と違いまして、解放総合センターは、部落差別をなくして本当に皆が差別のない明かるい和泉市をつくっていかうという趣旨で設置、その中にあるのが市民文化ホールでございます。したがって、公共の建物とはいえ設置目的を持った建物でございますので、広く市民の方に使っていただく基準を決める。ただ、その中で先ほど館長が申し上げましたように、政党、団体、個人を問わず、上記の設置目的に沿い、差別をなくしていくメッカとしての解放総合センターという位置づけでございますので、市の同和行政の一層の推進に資することを基本とした基準でございます。2点目は、使用許可に基づき支障があった場合は、事後から使用を許可しない場合がある、ということでございます。いわゆる使用基準を設けながら政党、団体を問わず、広く市民文化ホールをお使いいただくという小委員会の決定を見ております。近く開催される委員会で報告され了となった際には、広く市民の皆さんに御利用いただくことになっておるわけでございます。御理解をいただきたいと思っております。

- 9番（直村静二君） 私の言うてるのは、逆に言うと、「直村さん、これができたので問題がありません」と言うてくれたらええ。しかし、奥歯にもものはさまってるからね。結局、きちっと思想、信条、団体を問わず、ということをやっとしてもらわないと、団体といってもいろいろありますし、政党にも入ってるし、市の同和行政の一層の推進に資することを基本とする場合、国民的課題でございますので、その歯止めとして後からいった議員さんがおりますから、市長が言明してもろうたらそれなりにいいんじゃないかと聞いている。ですから、ここで「いけます」と言明してもろうたらええということです。
- 市長（池田忠雄君） 先ほど読み上げたとおりでございまして、センターの小委員会で決定され、近くセンターの運営委員会で報告され、決定されます。その際には、われわれ行政執行者としてはそれをそれを尊重し、広く市民の方々に使っていただく、こういうことに相なりますので、いろいろと御指摘はございますが、何年も御論議をいただき、歴代の委員さんにも御迷惑をかけましたが、広く市民の皆さん方に解放センター、市民文化ホールをお使いいただくという一步前進的な御決定でございましたので、直村議員さんにはよろしく御了解をいただきたいということでございます。
- 9番（直村静二君） 了解したいために聞いている。「これできちっといけます」と言うてくれたらええ。しかし、引っかかるのは、あなたは解放同盟と窓口一本化の行政をやってる。要求組合に入らなんだら金はやらへんと言う。この人らが申し込んでも、思想、信条、団体によってそ

ういうことはしない、使っていただきます、という確認を取るといことです。私は、基本的には私的な意見もあるんですが、どの側におろうと同和問題の解決に協力する、また、その立場です。解放同盟に入って寄付金を払わなんだらお金をやれへんとかね。これでいけるということですよ。いま申し込んでいる団体は、運営委員会で通ったら許可して使っていただくということですよ。

○ 同和対策部理事（生田 稔君） ただいま申されております問題につきましては、許可する団体ということですが、広く市民にも、と市長さんが御答弁申し上げましたことも、すべて思想、信条ということとわれわれは解しております。したがって、いままでに申し込まれた方につきましては一応、この設置基準に沿って、市同和行政の一層の推進に資することを理解して利用していただかなければならないということと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

○ 9番（直村静二君） 広く市民に理解してもらわんといかんということは、この研修会、学習会でお集まり願った団体に館長として、内容とか、市長が読まれた2点の確認を取っていくということはありません。条例ではきちっとしてますからね。それはないですよ。それなりの答えをしておいてもらうたらすうっといけます。申し込みの形式がちゃんと整ってあればいいわけでしょう。事故があるというのは2番目でしょう。これは今後起こる問題でして見解の相異もあるからね。これは非常にきれいな絵だと判断しても、片方はあかんと言うたらトラブルが起こる。これでいけると言明したら、次へいきます。

○ 市長（池田忠雄君） こういことですから、おわかりいただきたいと思ます。

○ 9番（直村静二君） 個人給付については先ほど説得中ですか、まだもらってない。寄付ですか、カンパを払わんだら教育の補助金は渡さんと言ってる。500万も600万も予算組んで地区協に公正に給付するという中で、この団体に入れば、この間から解放同盟の大会に参加するという要求組合の委員長の署名入りできてる。しかも規約の改正も明確になっている。入るのがいやや、と言ってたんです。寄付を出さなかったら個人給付は受けられない。そんな規則はどこに書いてあるんか。脱会したいと言ってるが、脱会したらくれない。新法では、同和地区住民に等しく渡さないかん、収入に応じてね。いまは所得基準がないが、渡さないかん。地区出身者であることを自覚することでしょう。要求組合に入ること、それはあかん。入ったらどうなる、と相当悶着があった、56年度の3月段階でね。

同対部長も気の毒ですよ。解放同盟の 議員と話し合いせないかん。私と話しても、解放同盟の承認がなかったら動かない。結局、格好だけでもかめへん、要求組合に加盟してもらわんといかん。片方は、いややと言ってる。同対部長は入ってもらわんと金出されへん。そんな法律も規則もない。余り債めると、また、独断でやって責任問題になったらいかんが、お気の毒な点もあ

る。私は、きちんといけるために発言してる。

寄付を出さなんだら、なぜくれへんの。そういうことは一切いやや、と言うてるんです。同和地区内で1つの団体をこしらえても、同和問題で運動するんや、と言うても、寄付を払わなかったら金をくれへんとはどういうことですか。新法では、主体性を確保し、と書いてある。解放同盟には2,500万円も補助金がいってるし、要求組合にも市から補助金がいってます。それをもって寄付を出せ、とはどういうことですか。寄付を出さなかったら支給しない。申請しない。各地区協へあがってくるが、そこで何をやられても1つの団体は息もできません。そんなことはいかん、と新法は言うてる。運動関係者のみの印象を与えるのはあかん、公正にやれ、と言ってる。同和部長が中に入って何とか折衝してるが、結局、入ってもあかん、入らなくてもくれへん。そんな部落の住民を支配するようなところに2,500万円も補助金を出してる。新法が出ても知らん顔してる。市長、はっきりしてください。

いままでは、入ってない場合、解放センターに大きなビラ、ポスターを張って説明会をやる、教育のやつはね。しかし、このごろは張らない。会費を払わん、カンパしないから知らすな、ということ。同和部長が頼んでもね。何ちゅうことですか。公金を差別に使うんですか。私より以上に怒ってる人がいてはるんです。何と情けないことや。市長は、明るい公正な同和行政をやると言ってるので、市長はわかるだろうと思うから聞いている。これはとてもやないが時間がかかる。私は来年もまだ任期がちょっとあるからやるが、同対部長、きちっと仕末つけるの。

改めて言いますが、こういうことはいやや、と最初から入らなかった人がおる。その人が同対の各課に個人給付の申請をしても、これはわかったら。解放同盟の息のかかった要求組合の方針どおりやらんことには金くれないということはね。問題があるからといって、あんたが保管するとか……。これは解放同盟の大会があったら、全部入ってもらったと発表した。その加入申込書をだれが、どこへ持っていったんか。解放同盟の大会にだれが持っていったんか。その問題が出てくる。公務員はきちんとせないかん。大会でやってどうするの。完全に個人が屈服させられている。

言うことを聞かなんだら、地区出身であろうと金くれへん。府同促の方針だ、どうのこうの、そんなもの返上したらええ。市が持ち出すのが8,000円か1万円のうち2,000円やったら、2,000円だけでも渡しなさい。解放同盟が何ほ言っても市長の方がえらいんやからね。府同促がえらそうに指導することはない。新法を尊重するんやったら行政の主体性を確立しなさい、と書いてある。市長、一方通行のように聞こえるが、手の込んだ、渡さないための特定団体のための施策になってる。

要求組合に補助金を出してる。市から1万円出たら何ほ寄付をもらって、その寄付がどこへい

くんか。市の補助金の倍以上、要求組合に対する補助金を打ち切りなさいよ。市から出た金を寄付をしなかったら打ち切るんやから、もらいたかったら寄付しますがな、その金を運動に使うんやから、把握しなさい。市の補助金は打ち切りなさいよ。私はそう言いたい。府の分は横へ置いといて、市の持ち出し分だけあげなさい。早急に市長部局で実態を知りなさいよ。55、4、3年については、何だかんだといっても格好がついてきたが、それをまとめるがためにやったが、結局、それがあかんわけです。入った者も入らん者もあかん。カンパについても寄付したらどうの、しなかったらどうの……。早急に公正な解決をやってくれますか。

○ 同和対策部長（橋本昭夫君） 個人給付につきましては、できるだけ地元の中で合意を得るよう努力してるわけでございます。その趣旨をもちまして、まだ未支給の方々につきましても、その辺の対策について努力中でございます。

○ 9番（直村静二君） これ以上追及すると、私と個人になってしまうといかんからやめますが、きょう言うたことは、市長の部下として、あんたの方針どおりやってるんかどうか、あんたの方針が間違ってるんか知りまへんが、関係者がおるからつかめる例ですから、きちんと解決してもらいたいと思います。

固定資産税の減免については切られたでしょう。いつ、日付を言うてください。

○ 同和対策部長（橋本昭夫君） 本年度8月の市長会で最終のまとめをされました。

○ 9番（直村静二君） 私が同対の委員長の時、見直しするんかどうか言え、と言ったが、なかなか言わんと逃げた。あとの問題については、関係課へ行って聞きますので、よろしく願って終わっておきます。

○ 議長（成田秀益君） 以上をもちまして、一般質問は予定より早く終了いたしました。皆様方の御協力に厚く御礼申し上げます。

お諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないようでございますので、本日はこれにて散会いたします。

なお、議会運営委員会で御了承願っておりましたことですが、日程を繰り上げて明日、議案審議を行いたいと思いますので、定刻御参集のほどをよろしくお願いいたします。

（午後3時40分散会）

第 2 日



職 名	氏 名	職 名	氏 名
改良事業部長	角谷泰夫	教育委員長	堀内由延
改良事業部次長	前田守正	教 育 長	葛城宗一
改良事業部次長兼 工事課長事務取扱	笠木恒忠	教 育 次 長	杉本弘文
病 院 長	竹林 淳	管 理 部 次 長	逢野博之
病院事務局長	藤原光夫	指 導 部 長	藤原巳好
病院事務局次長	吉田日出男	指 導 部 次 長	竹田明郎
水 道 部 長	田中 稔	指 導 部 次 長	明坂貞士
水道部次長兼 総務課長事務取扱	中辻寿夫	選挙管理委員会委員長	高橋正道
会 計 課 長	赤田 備信	選挙管理委員会事務局長	農端小一
消 防 長	松村吉堯	監 査 委 員	久光喜多男
消防本部次長兼消防署長	湯川行夫	監査事務局長兼 公平委員会事務局長	山本亮夫
用地担当理事	内田 繁	農 業 委 員 会 会 長	坂上國治
土地開発公社事務局長	岩井益一	農 業 委 員 会 事 務 局 長	信田種行
用地担当参事			
土地開発公社事務局次長			

備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事 務 局 長 吉岡昭男

次 長 北野敦雄

主 幹 西井 正

議 事 係 佐土谷 茂一

議 事 係 藤原寛治

本日の議事日程は次のとおりである。

昭和57年和泉市議会第4回定例会議事日程

(12月15日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	認定第1号	昭和56年度和泉市水道事業会計決算認定について (決算審査特別委員長報告)	
2	認定第2号	昭和56年度和泉市病院事業会計決算認定について (決算審査特別委員長報告)	
3	監査報告第32号	例月出納検査結果報告(収入役扱 昭和57年7月分)	P. 1
4	監査報告第33号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 昭和57年7月分)	P. 11
5	監査報告第34号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 昭和57年7月分)	P. 17
6	監査報告第35号	例月出納検査結果報告(収入役扱 昭和57年8月分)	P. 22
7	監査報告第36号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 昭和57年8月分)	P. 32
8	監査報告第37号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 昭和57年8月分)	P. 38
9	認定第3号	昭和56年度和泉市歳入歳出決算認定について	P. 1
10	議会議案第13号	決算審査特別委員会の設置について	別紙
11	議会議案第14号	決算審査特別委員会委員の選任について	別紙
12	議案第76号	和泉市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに 関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 2
13	議案第63号	和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償 等に関する条例等の一部を改正する条例制定について	P. 11
14	議案第64号	昭和57年12月に支給する期末手当の額の特例に関 する条例制定について	P. 18
15	議案第65号	工事請負契約締結について (幸第二団地5棟建設工事)	P. 22
16	議案第66号	工事請負契約締結について (和泉市立(仮称)第二石尾中学校体育館新築工事)	P. 24
17	議案第67号	工事請負契約変更について (和泉市立(仮称)第二石尾中学校用地造成第1期工事)	P. 26
18	議案第73号	和泉市老人医療費の助成に関する条例等の一部を改正 する条例制定について	追加 P. 1
19	議案第74号	和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定に ついて	追加 P. 10
20	議案第68号	昭和57年度和泉市一般会計補正予算(第3号)	P. 30
21	議案第69号	昭和57年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予 算(第1号)	P. 60
22	議案第70号	昭和57年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算 (第1号)	P. 64

日程	種別及び番号	件名	摘要
23	議案第71号	昭和57年度和泉市老人保健事業特別会計予算	P. 71
24	議案第75号	和泉市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例制定について	追加 P. 14
25	議案第72号	教育委員会委員の任命について	P. 76
26	議会議案第15号	同和対策特別委員会委員の辞任について	別紙
27	議会議案第16号	同和対策特別委員会委員の選任について	別紙
28	議会議案第17号	関西新国際空港対策特別委員会委員の辞任について	別紙
29	議会議案第18号	関西新国際空港対策特別委員会委員の選任について	別紙
30	意見第4号	電電公社改革に関する意見書	別紙
31	意見第5号	国鉄の分轄・民営化に反対し公共交通優先の再建計画確立に関する意見書	別紙
32	意見第6号	外国人登録法改正に関する意見書	別紙
33	決議第4号	優生保護法の改正に反対する決議	別紙
34	決議第5号	たばこ販売店の指定制度・定価制度の存続に関する要望決議	別紙
35	決議第6号	同和行政改善措置要望決議	別紙

(午前10時開議)

- 議長(成田秀益君) おはようございます。議員の皆さんには、年末にもかかわらず連日御出席を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長をして報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。
- ただいま御出席されている議員さんは18名でございます。竹内議員さんから欠席の届け出がございまして、遅刻の届け出ある議員さんはございません。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思われまして、現在、18名でございます。
- 議長(成田秀益君) ただいまの報告どおり、出席議員18名をもちまして議会は成立しておりますので、本日の会議を開きます。

○

- 議長(成田秀益君) 本日の議事日程は、お手元に印刷、配布してあるとおりでありますので、

よろしく御了承賜りたいと存じます。

○
○ 議長（成田秀益君） それでは、議案審議に入ります。

日程第1「昭和56年度和泉市水道事業会計決算認定について」と、日程第2「昭和56年度和泉市病院事業会計決算認定について」は、去る9月、第3回定例会において決算審査特別委員会に付託されておりますので、これを一括議題といたします。

本件につきましては、その審議も終わっておりますので、審議の経過並びに結果を決算委員長より御報告をお願いいたします。

（決算審査特別委員長報告）

○ 決算審査特別委員長（田中包治君）

去る9月に開会されました第3回定例会において、昭和56年度和泉市水道事業会計決算並びに和泉市病院事業会計決算認定について上程され、その審査については、決算審査特別委員会を設置して付託となり、去る12月1日委員会を開き、市長、助役、収入役初め関係部課長の出席を求めて、慎重審議を行いました経過並びに結果につきまして、その概要を取りまとめて御報告申し上げます。

水道事業会計、病院事業会計の順に審議を進めることにし、内容説明は、本会議における提案時に説明されていることから水道事業会計の収入、支出一括して、直ちに審議に入りました。

まず、和田浄水場水質試験室築造工事は完成しているのか、また、すでに水質試験を開始しているのかどうか、との質問に対し、水質試験室の築造工事はすでに5月に竣工し、内部の機器類等、設備も据わっている。また、水質試験の内容については、有機物等も含め、全32項目の検査が可能になっているが、一部技術面で職員研修の段階であり、現在は、法に定められている27項目の検査をしている、旨答弁がありました。

次に、営業外収益のほとんどが加入金であり、営業外費用の支払利息を補っているが、今後、経済変動の動きによって加入金そのものが下がってくれば変更せざるを得ないということなのか、との質問に対し、加入金の額の改正については、現時点では計画はないが、水道事業経営上どうしても、補うだけの加入金が不足するという時点でやはり十分検討しなければならない、との答弁がありました。

次に、赤い水の発生が見られるが、老朽管という問題も絡んで、今後のクリーニング、ライニング工事の計画について、また、父鬼や九鬼浄水場等の取水口での水質検査や和田浄水場での水質検査の回数や方法はどのようにしているのか、との質問に対し、老朽管の布設替え及びクリーニング、ライニング工事については、やはり古い管をなくすという意味から計画的に順次実施してい

く。また水質検査については、父鬼等各浄水場の採水サンプルも含め和田浄水場の試験室で検査をする体制で、毎日検査、週間検査、月間検査を実施しており、月間検査で年千回ぐらいおこなっている。との答弁がありました。

なおまた、56年度純損失800万円出ている。赤字の主たる原因については、支払利息が多いが、加入金でカバーされているのではないか、今後の見通しはどうか、との質問に対し、赤字解消については、給水収益が天候に大きく左右される要因であるが、即料金改定、加入金改定ということは考えていない。赤字解消というよりも、今後、府管水の値上げがあった場合は、料金体系を考えなければならないが、即料金改定でなく、内部の合理化についても引き続き検討してまいりたい、との答弁がありました。

その外、施設の維持管理費等の増加の内容について、府管水と自己水の割合、下水道業務受託収益に関連することで、光明台と鶴山台の下水道料金のベースが違うが、今後統一の問題、福祉料金などについて質問があり、それぞれ答弁がありました。その他数点の要望、意見があり審議を終わりました。各委員にお諮りいたしましたところ反対意見があったので、採決を行いました結果、賛成多数で本決算を認定することに決したのであります。

引き続き、病院事業会計の収入、支出、一括して審議に入り、まず、特別利益4,000万円はどのようなものか、室料差額収益4,800万円は特別室を含んでいるのか、施設利用収益の中味について、及び投薬使用効率15.2パーセントの見方についての質問に対し、特別利益については、昭和49年当時の不良債務に対し赤字特例債の発行を受け、10カ年で償還するため、毎年一般会計から繰り入れをしてもらっているものであります。

室料差額収益は、条例で定められた特別室、個室、2人室の料金を合計したものであります。

施設利用料は本館6人室と新館6人室は設備的に格差があり、格差解消という意味で新館6人室、1日、200円を施設利用料としていただいているものであります。

薬品使用効率については、調剤料を含め薬品費として保険請求額と購入価格との率であり、年々率変動するのは、使用薬品等によって変わるものである。との答弁がありました。

次に、患者1人当たりの収益と費用について、54年、55年度に比べ56年度は費用が高く、その要素は何であるか、また、57年度はどのような方向にあるのか、との質問に対し、54年、55年度は医業収支は黒字であったが、56年度は、昨年6月の薬価基準の引き下げと、6月から8月ごろまでの本館改造時期に入院患者の一部制限により、医業収支において9,000万円程度の赤字となり、57年度については、医業収支のバランスを図るべく努力しているところであります。との答弁がありました。

次に、56年度医療器具の充実に当たり多額の費用を投入しているが、その財源は借金か、ま

た一定の補助があるのか、また、当年度赤字が2億2,000万円、累積で24億6,000万円であり、病院自体での努力も必要ながら一定の限度もあり、その処理について一般会計からの負担の取り決めがあるのか、との質問に対し、医療機具の購入の財源は、企業債の借入れ4,650万円、残額は一般会計繰入金で充当している。なお、C、Tについては、5年間のリースで購入している。累積欠損金、不良債務の解消について、一般会計より企業債元利償還経費、高度医療に要する経費、借地料、特例債償還経費を繰入金または、長期貸付金という形で助成措置されているものであり、長期貸付金の返済については、順次市の繰入金を増加し、一般会計で解消していく考えである。今後もこのルールにより病院会計へ繰り入れを継続していく方針であり、また、病院においても、医業収支の均衡を図るよう努力する、旨の答弁がありました。

この外、数点の質問と要望に対し、それぞれ答弁と説明があり、病院事業会計決算の審議を終りました。

本決算についてお諮りいたしましたところ、全員異議なく認定することに決した次第であります。

以上が、本決算審査特別委員会で審査いたしました結果並びに経過の概要であります。何とぞ速やかに本決算を認定せられんことをお願い申し上げまして、私の報告を終わります。

○ 議長（成田秀益君） ただいま委員長より詳細な報告がありました。本報告に対し、質疑、を省略し討論に入りたいと思いますが御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、討論を行います。反対の方からお願いいたします。

○ 7番（勝部津喜枝君） まず、56年度水道決算であります。福祉料金制定などが無い。また、加入金が高いなどの問題点があります。金利の高い企業債の返済を法的にも改正していく運動を起こしていく必要があるのではないかと。また、今後の経済情勢の変化などを考えて見るときに、理事者の単なる合理化だけでは済まされない水道営業の問題であります。かつて、当初800円の予定が700円に各議員の協力を得て実施されたという一定の努力の経過もありますが、真の住民本意でない料金体系の方策がなされていないなどの点から、共産党議員団は、本水道決算認定に対して反対いたします。

また、病院の決算認定につきましては、いよいよ本格的な公立病院としての稼働がなされてきているわけですが、先ほどの委員長報告にもありましたように、年々累積する赤字の解消は、病院の経営だけでなく、市の一定の補助なり面倒を見る点が一層要求されてくると思います。そういう点での意見を申し添えまして、病院決算認定につきましては、賛成をいたします。

以上です。

○ 議長（成田秀益君） 次に賛成の方、お願いいたします。

○ 26番（仁井 明君） 私は、賛成の立場より意見を申し上げます。

認定第1号「昭和56年度和泉市水道事業会計決算認定について」は、委員長の報告を伺いまして、適正に執行されていることを認めます。また、営業成績については、施設の維持補修費等の増加が見られ、給水収益の増加や担当者の企業努力により収支均衡に近い結果となっております。したがって、今後においてはより一層施設の充実を図るとともに水質の向上に努め、良質な水を市民に供給することを要望して、委員長報告どおり、原案を認定する賛成意見といたします。

○ 議長（成田秀益君） 以上で討論を終わります。

お諮りいたします。本決算を認定するに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

賛成多数でありますので、認定第1号及び第2号は認定されました。決算委員の皆さんには慎重御審議、まことに御苦労さんでございました。

○ 議長（成田秀益君） 次に、日程第3より日程第8までは、いずれも例月出納検査結果報告でありますので、これを一括議題といたします。

報告は表題のみ朗読させます。

（市会事務局長朗読）

監査報告第32号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和57年7月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和57年11月2日

監査委員 久光 喜多男

同 飯坂 楠次

記

1 検査実施日 昭和57年11月1日

2 検査の対象 昭和57年7月分の出納状況

3 検査の結果

7月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、7月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第33号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和57年7月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和57年11月2日

監査委員 久光 喜多男

同 飯坂 楠次

記

- 1 検査実施日 昭和57年11月1日
- 2 検査の対象 昭和57年7月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による7月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、7月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第34号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和57年7月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和57年11月2日

監査委員 久光 喜多男

同 飯坂 楠次

記

- 1 検査実施日 昭和57年11月1日
- 2 検査の対象 昭和57年7月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による7月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、7月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第35号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和57年8月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和57年11月30日

監査委員 久光喜多男

同 飯坂楠次

記

- 1 検査実施日 昭和57年11月30日
- 2 検査の対象 昭和57年8月分の出納状況
- 3 検査の結果

8月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、8月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第36号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和57年8月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和57年11月30日

監査委員 久光喜多男

同 飯坂楠次

記

- 1 検査実施日 昭和57年11月30日
- 2 検査の対象 昭和57年8月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による8月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、8月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第37号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和57年8月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和57年11月30日

監査委員 久光喜多男

同 飯坂楠次

記

- 1 検査実施日 昭和57年11月30日
- 2 検査の対象 昭和57年8月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による8月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、8月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

- 議長（成田秀益君） 本件について質疑、御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、監査報告第32号より第37号までの報告を終わります。

-
-
- 議長（成田秀益君） 次に、日程第9「昭和56年度和泉市歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

認定第3号

昭和56年度和泉市歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第8項の規定により、昭和56年度和泉市一般会計及び特別会計決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

昭和57年12月14日提出

和泉市長 池田忠雄

昭和56年度 大阪府和泉市一般会計歳入歳出決算書

款	項	予算	実績	収入	所収	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 所収との比較
1. 市	市 民 税	6,908,620.00	7,465,984.62	7,094,862.48	34,971,968.6	2,251,957.8	19,068,424.8	
	2. 固定資産税	31,805,490.00	850,279,256.0	8,850,660,490	1,499,028.4	5,792,810	17,011,149.0	
	3. 軽自動車税	2,221,412,000	2,378,831,114	22,162,408.08	4,057,490	32,535.0	4,636,650.0	
	4. 市煙草消費税	50,952,000	599,719.90	55,888.650	0	0	12,251,200	
	5. 電 気 税	400,000,000	401,225,120	401,225,120	0	0	224,992.82	
	6. 方 々 税	300,000,000	323,499,282	323,499,282	0	0	37,696.10	
	7. 特別土地保有税	366,000.00	13,429,610	13,429,610	0	0	100,995.80	
	8. 都市計画税	215,491,000	2,824,787.94	2,265,905.80	0	0	4,683,650.0	
2. 地方譲与税		525,516,000	554,372,992	50,613,170.8	1,404,634	0	194,862.92	
	1. 自動車重量増与税	157,144,000	154,727,000	15,472,700.00	0	0	241,700.00	
	2. 地方道路増与税	910,000,000	902,170,000	902,170,000	0	0	783,000.00	
	3. 自動車取得税交付金	66,144,000	64,510,000	64,510,000	0	0	1,624,000.00	
	4. 国有施設施設等所在 市町村助成金交付金	170,000,000	170,466,000	170,466,000	0	0	466,000.00	
	5. 地方交付税	170,000,000	170,466,000	170,466,000	0	0	466,000.00	
	6. 交通安全対策特別交付金	202,918,000	202,918,000	202,918,000	0	0	0	
	7. 分担金及負担金	202,918,000	202,918,000	202,918,000	0	0	0	
	8. 交通安全対策特別交付金	4,487,205,000	4,494,161,000	4,494,161,000	0	0	6,956,000.00	
	9. 交通安全対策特別交付金	4,487,205,000	4,494,161,000	4,494,161,000	0	0	6,956,000.00	
	10. 交通安全対策特別交付金	140,140,000	140,140,000	140,140,000	0	0	0	
	11. 交通安全対策特別交付金	140,140,000	140,140,000	140,140,000	0	0	0	
	12. 交通安全対策特別交付金	603,596,290	497,395,408	496,396,118	0	0	999,290	
	13. 分担金	292,750,000	250,916,550	250,916,550	0	0	41,833,550	
	14. 負担金	574,321,290	472,307,758	471,304,468	0	0	999,290	
	15. 負担金							
	16. 負担金							
	17. 負担金							
	18. 負担金							
	19. 負担金							
	20. 負担金							
	21. 負担金							
	22. 負担金							
	23. 負担金							
	24. 負担金							
	25. 負担金							
	26. 負担金							
	27. 負担金							
	28. 負担金							
	29. 負担金							
	30. 負担金							
	31. 負担金							
	32. 負担金							
	33. 負担金							
	34. 負担金							
	35. 負担金							
	36. 負担金							
	37. 負担金							
	38. 負担金							
	39. 負担金							
	40. 負担金							
	41. 負担金							
	42. 負担金							
	43. 負担金							
	44. 負担金							
	45. 負担金							
	46. 負担金							
	47. 負担金							
	48. 負担金							
	49. 負担金							
	50. 負担金							
	51. 負担金							
	52. 負担金							
	53. 負担金							
	54. 負担金							
	55. 負担金							
	56. 負担金							
	57. 負担金							
	58. 負担金							
	59. 負担金							
	60. 負担金							
	61. 負担金							
	62. 負担金							
	63. 負担金							
	64. 負担金							
	65. 負担金							
	66. 負担金							
	67. 負担金							
	68. 負担金							
	69. 負担金							
	70. 負担金							
	71. 負担金							
	72. 負担金							
	73. 負担金							
	74. 負担金							
	75. 負担金							
	76. 負担金							
	77. 負担金							
	78. 負担金							
	79. 負担金							
	80. 負担金							
	81. 負担金							
	82. 負担金							
	83. 負担金							
	84. 負担金							
	85. 負担金							
	86. 負担金							
	87. 負担金							
	88. 負担金							
	89. 負担金							
	90. 負担金							
	91. 負担金							
	92. 負担金							
	93. 負担金							
	94. 負担金							
	95. 負担金							
	96. 負担金							
	97. 負担金							
	98. 負担金							
	99. 負担金							
	100. 負担金							
	101. 負担金							
	102. 負担金							
	103. 負担金							
	104. 負担金							
	105. 負担金							
	106. 負担金							
	107. 負担金							
	108. 負担金							
	109. 負担金							
	110. 負担金							
	111. 負担金							
	112. 負担金							
	113. 負担金							
	114. 負担金							
	115. 負担金							
	116. 負担金							
	117. 負担金							
	118. 負担金							
	119. 負担金							
	120. 負担金							
	121. 負担金							
	122. 負担金							
	123. 負担金							
	124. 負担金							
	125. 負担金							
	126. 負担金							
	127. 負担金							
	128. 負担金							
	129. 負担金							
	130. 負担金							
	131. 負担金							
	132. 負担金							
	133. 負担金							
	134. 負担金							
	135. 負担金							
	136. 負担金							
	137. 負担金							
	138. 負担金							
	139. 負担金							
	140. 負担金							
	141. 負担金							
	142. 負担金							
	143. 負担金							
	144. 負担金							
	145. 負担金							
	146. 負担金							
	147. 負担金							
	148. 負担金							
	149. 負担金							
	150. 負担金							
	151. 負担金							
	152. 負担金							
	153. 負担金							
	154. 負担金							
	155. 負担金							
	156. 負担金							
	157. 負担金							
	158. 負担金							
	159. 負担金							
	160. 負担金							
	161. 負担金							
	162. 負担金							
	163. 負担金							
	164. 負担金							
	165. 負担金							
	166. 負担金							
	167. 負担金							
	168. 負担金							
	169. 負担金							
	170. 負担金							
	171. 負担金							
	172. 負担金							
	173. 負担金							
	174. 負担金							
	175. 負担金							

(単位円) △印は減

状	項	予算現額	例	控	取入	不納	取入	未	予算現額と収入 高額の差額との比較
8. 費用科及手数料		293,174,000		293,180,887	29,147,578.7		0	1,655,100	△ 1,698,268
	1. 使 用 料	260,245,000		248,535,198	24,688,009.8		0	1,655,100	△ 886,490.2
	2. 手 数 料	42,929,000		44,645,689	4,459,568.9		0	0	1,666,689
9. 国庫支出金		437,687,500		456,320,118	4,536,489.118		0	2,672,000	△ 48,985,887
	1. 国 庫 負 担 金	233,943,000		218,706,438.0	21,870,943.80		0	0	△ 52,986,520
	2. 国 庫 補 助 金	203,744,500		237,613,680	23,026,545.318		0	2,672,000	△ 39,499,367.2
10. 府支出金		393,100,000		467,889.25	4,678,892.5		0	0	7,478,925
	1. 府 負 担 金	1,702,837,000		1,742,221,292	1,740,817,392		0	1,404,000	37,980,392
	2. 府 補 助 金	155,466,000		151,967,476	15,196,747.6		0	0	△ 3,498,524
	3. 府 委 託 金	101,380,000		146,917,599	14,677,719.09		0	1,404,000	23,180,909
11. 財政収入		1,380,000		228,635	2,280,635		0	0	850,635
	1. 財 産 運 用 収 入	227,147,000		202,901,792	20,290,179.2		0	0	△ 2,424,208
	2. 財 産 売 払 収 入	106,514,000		108,850,289	10,850,289		0	0	2,336,289
	4. 府 交 付 金	1,046,339,000		94,051,508	94,051,508		0	0	△ 26,581,497
12. 寄附金		340,500,000		346,235,615	34,628,561.5		0	0	57,856.15
	1. 寄 附 金	340,500,000		346,235,615	34,628,561.5		0	0	57,856.15
	2. 寄 附 金	0		0	0		0	0	0
13. 雑収入		388,512,000		389,084,704	39,084,704		0	0	57,270.4
	1. 基 金 購 入 金	388,512,000		389,084,704	39,084,704		0	0	57,270.4
	2. 雑 収 入	0		0	0		0	0	0
14. 雑収入		85,249,970,000		276,826,891	2,768,368,891		0	0	△ 76,168,910.9
	1. 提 滞 金 及 加 算 金	65,000,000		16,156,535	16,156,535		0	0	965,858.5
	2. 市 預 金 利 子	19,220,000		60,261,92	50,925,192		0	0	81,705,192
	3. 貸 付 金 元 利 収 入	592,040,000		85,237,254.1	85,237,254.1		0	0	260,332,541

(単位円) △印は減

款	項	予算現額	決定額	収入係額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 係額との比較
	4. 委託事業収入	21,189,000	11,890,885	11,890,885	0	0	△ 19,999,965
	5. 雑	288,604,800	184,271,958	184,271,958	0	0	△ 1,043,994,112
15. 市		289,696,800	234,524,000	233,174,000	0	135,000,000	△ 67,229,000
	債	2,399,680,000	2,424,000,000	2,381,740,000	0	135,000,000	△ 67,228,000
16. 雑		388,807,10	388,807,10	388,807,10	0	0	0
	1. 雑	388,807,10	388,807,10	388,807,10	0	0	0
	収入合計	2,687,989,000	2,567,449,924	2,521,792,990	225,135,78	399,999,026	△ 1,161,807,660

(単位円)

款	項	予算現額	支出所	要年度繰出額	不用	予算現額と支出所額との比較
1. 協会		228866000	219798615		4072385	4072385
	1. 協会	228866000	219798615		4072385	4072385
2. 総務	1. 総務管理費	2288261000	2264726131		28834869	28834869
	2. 章税費	434823000	431601265		2980745	2980745
	3. 戸籍住民基本台帳費	168710000	165588084		3121916	3121916
	4. 選挙費	25194000	24900890		293140	293140
	5. 統計調査費	12384000	12274423		9577	9577
	6. 監査委員費	18062000	18044299		17701	17701
	7. 同和対策費	286196000	284743199		1452801	1452801
3. 民生		6759355000	6640659492		118695508	118695508
	1. 社会福祉費	2665442000	2598744689		66697311	66697311
	2. 児童福祉費	2312262000	2288714598		28547402	28547402
	3. 生活保護費	1778201000	1757152385		21045765	21045765
4. 新	4. 災害救助費	3450000	1044970		2405030	2405030
		2405453000	2387014875		18488125	18488125
1. 予防衛生	衛生費	1190544000	1182598316		15930684	15930684
	2. 環境衛生費	1125949000	1124470876		1478824	1478824
8. 福祉管理費		56740000	55730888		9117	9117
	4. 上水道費	24220000	24220000		0	0
5. 労働		86079000	78985080		7088920	7088920
	1. 失業対策費	86079000	78985080		7088920	7088920

(単位円)

款	項	予算現額	支出概額	年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出概 額との比較
6. 農林水産業費		31649000	307917546		8581452	8581452
	1. 農 業	309275000	294695880		8579120	8579120
	2. 林 業	19224000	18221668		2832	2832
7. 商 工 費		191662000	199374978		2287022	2287022
	1. 商 工	191662000	199374978		2287022	2287022
8. 土 本 費		4819879000	4386012058	79980000	354966947	438266947
	1. 土 木 管 理 費	268968000	261338525		2544375	2544375
	2. 道 路 橋 梁 築 設 費	446946000	345192556	37290000	64588445	101828445
	3. 河 川 水 路 費	196928000	17887415		23075285	28075285
	4. 都 市 計 画 費	1190326000	1141607071		48718929	48718929
	5. 住 宅 費	2721315000	2464101387	41640000	215074613	257714613
9. 消 防 費		694519000	69235247		1282758	1282758
	1. 消 防	694519000	69235247		1282758	1282758
10. 教 育 費		3478712000	3407647104		66064896	66064896
	1. 教 育 総 務 費	276473000	289471806		7001194	7001194
	2. 小 学 校 費	1474123000	1466174184		7948816	7948816
	3. 中 学 校 費	708889000	682285585		4668455	4668455
	4. 幼 稚 園 費	324567000	328147829		1419871	1419871
	5. 社 会 教 育 費	61567000	618238150		2523850	2523850
	6. 保 養 体 育 費	78908000	78395100		507900	507900
11. 公 債 費		3168109000	316599288		2109712	2109712
	1. 公 債	3168109000	316599288		2109712	2109712

(単位円)

款	項	子算現額	支出病額	翌年度繰越額	不用額	子算現額と支出病額との比較
12. 繰出金		871,659,000	870,363,388		1,300,617	1,300,617
	1. 開発公社貸付金	900,000,000	900,000,000		0	0
	2. 災害援護費金貸付金	1,300,000	0		1,300,000	1,300,000
	3. 繰出金	179,247,000	178,247,000		0	0
	4. 差入金	601,112,000	601,111,388		617	617
13. 子算現額		3,033,700	0		3,033,700	3,033,700
	1. 子算現額	3,033,700	0		3,033,700	3,033,700
14. 前年度繰上充用金		1,050,000,000	1,047,595,238		240,4767	240,4767
	1. 前年度繰上充用金	1,050,000,000	1,047,595,238		240,4767	240,4767
合計		2,637,989,000	2,565,931,9027	78,938,000	64,164,973	720,570,973

収入差引不足額 441,386,707円

要年度繰越千歩財原 3,530,5710円

このため翌年度繰上充用金 477,643,417円

昭和 年 月 日提出

大阪府和泉市長 池田忠雄

昭和56年度 大阪府和泉市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書

表 入

款	項	予算額	調定額	取入額	不納欠損額	収入未済額	予算現収と取入高額の比較
1. 国民健康保険料		1,479,165,000	1,608,169,047	1,524,790,840	1,289,084	820,781,228	4,562,584
2. 一部負担金	1. 国民健康保険料	1,479,165,000	1,608,169,047	1,524,790,840	1,289,084	820,781,228	4,562,584
	1. 一部負担金	10,000	0	0	0	0	△ 10,000
3. 費用料及手数料		50,000	592,560	592,560	0	0	△ 10,000
	1. 手数料	50,000	592,560	592,560	0	0	92,560
4. 国庫支出金		2,561,480,000	2,519,407,498	2,519,407,498	0	0	△ 1,407,250
	1. 国庫負担金	2,115,931,000	2,081,277,498	2,081,277,498	0	0	△ 84,653,502
	2. 国庫補助金	445,549,000	438,130,000	438,130,000	0	0	△ 2,581,000
5. 府支出金		785,800,000	705,221,72	705,221,72	0	0	△ 30,578,28
	1. 府補助金	785,800,000	705,221,72	705,221,72	0	0	△ 30,578,28
6. 繰入金		700,000,000	700,000,000	700,000,000	0	0	0
	1. 一般会計繰入金	700,000,000	700,000,000	700,000,000	0	0	0
7. 繰収入		880,800,000	20,150,709	20,150,709	0	0	△ 179,292,91
	1. 奨学金及酒料	865,000	5,840	5,840	0	0	307,660
	2. 預金利子	9,000,000	11,742,514	11,742,514	0	0	27,425,14
	3. 雑収入	287,150,000	835,085,55	835,085,55	0	0	△ 20,841,146
8. 繰越金		643,180,000	974,117,69	974,117,69	0	0	380,987,59
	1. 繰越金	643,180,000	974,117,69	974,117,69	0	0	380,987,59
或 入	合 計	4,287,188,000	4,416,237,745	4,328,755,38	1,289,084	820,781,228	4,574,253,8

昭和56年度 大阪府和泉市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

款	項	予算	現額	調定	収入	所収	不納	未済	子算
1. 雑	金	24,830,000		24,787,384	24,787,384		0		△
	1. 一般会計繰入金	24,830,000		24,787,384	24,787,384		0		△
2. 繰	金	0		377,533	377,533		0		
	1. 繰	0		377,533	377,533		0		
歳入	合計	24,830,000		25,164,917	25,164,917		0		877,533

(単位円) △印は減

子算現額と収入所収との比較

△ 42,616

△ 42,616

877,533

877,533

877,533

877,533

877,533

877,533

877,533

877,533

877,533

歳出

款	項	予算	現額	支出	所収	翌年	未済	子算
1. 公	費	24,830,000		24,787,384	24,787,384		42,616	
	1. 公	24,830,000		24,787,384	24,787,384		42,616	
歳出	合計	24,830,000		24,787,384	24,787,384		42,616	

子算現額と支出所収との比較

△ 42,616

42,616

42,616

42,616

42,616

42,616

歳入歳出差引現額

877,533 円

昭和 年 月 日提出

大阪府和泉市長 池田忠雄

昭和56年度 大阪府和泉市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書

歳入		項	予算現額	調整額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較	(単位円) △印は減
1. 分租金及貸与金			25,819,000	24,544,864	24,544,864	0	0	△ 1,274,136	
	1. 賃借料	金	25,819,000	24,544,864	24,544,864	0	0	△ 1,274,136	
2. 使用料及手数料			194,880,000	192,844,922	192,844,922	0	0	△ 143,508	
	1. 便用料	料	194,880,000	192,844,922	192,844,922	0	0	△ 143,508	
3. 国庫支出金			51,000,000	51,000,000	51,000,000	0	0	0	
	1. 国庫補助金	金	51,000,000	51,000,000	51,000,000	0	0	0	
4. 繰入金			287,876,000	280,344,459	280,344,459	0	0	△ 7,531,541	
	1. 一般会計繰入金	金	287,876,000	280,344,459	280,344,459	0	0	△ 7,531,541	
5. 市債			214,800,000	214,600,000	214,600,000	0	0	△ 200,000	
	1. 市債	債	214,800,000	214,600,000	214,600,000	0	0	△ 200,000	
6. 市債			240,000	240,000	240,000	0	0	0	
	1. 市債補助金	金	240,000	240,000	240,000	0	0	0	
歳入各計			601,325,000	592,178,815	592,178,815	0	0	△ 9,146,185	

貸出

款		項	予算額	支出額	翌年度繰越額	不用額	予算額と支出額との比率
1. 下水辺市費			523,166,000	514,517,610		8,648,390	8648390
		1. 下水辺給排水	417,328,000	417,313,239		14,771	14771
2. 公債費		2. 下水道整備費	105,838,000	97,204,381		8,633,619	8633619
			77,657,000	77,656,205		795	795
3. 子團費		1. 公債費	77,657,000	77,656,205		795	795
			500,000	0		500,000	500000
		1. 子團費	500,000	0		500,000	500000
貸出合計			601,822,000	592,178,815		9,643,185	9149185

(単位円)

貸出引当金 0 円

昭和 年 月 日提出

大阪府和泉市長 池田忠雄

昭和56年度 大阪府和泉市和泉中央丘陵整備事業特別会計歳入歳出決算書

(単位円) △印は減

款	項	予算現額	調定額	収入額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額の比較
1. 諸	入	399,800,000	345,405,471	345,405,471		0	△ 54,394,529
	1. 受託事業収入	399,800,000	345,405,471	345,405,471		0	△ 54,394,529
歳入	合計	399,800,000	345,405,471	345,405,471		0	△ 54,394,529

款	項	予算現額	支出額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額の比較
1. 和泉中央丘陵開発取得等事務費		289,075,000	845,405,471		486,695,229	486,695,229
2. 子	1. 和泉中央丘陵開発取得等事務費	289,075,000	845,405,471		486,695,229	486,695,229
	貸	107,250,000	0		107,250,000	107,250,000
	1. 子	107,250,000	0		107,250,000	107,250,000
歳出	合計	399,800,000	845,405,471		543,945,229	543,945,229

歳入歳出差引額 0 円

昭和 年 月 日提出

大阪府和泉市長 池田忠雄

- 議長（成田秀益君） 提案理由の説明を願います。
- 市長（池田忠雄君） ただいま御上程をいただきました認定第3号、昭和56年度一般会計、特別会計歳入歳出決算の認定をお願いするに当たりまして、内容の御説明を申し上げたいと存じます。

今回、認定をお願いいたしますのは、一般会計、国民健康保険事業特別会計、公共用地先行取得事業特別会計、公共下水道事業特別会計及び和泉中央丘陵整備事業特別会計の5会計でございます。決算書につきましては、本市監査委員さんの御審議を煩わしましたところ、別紙のとおり、審査意見をちょうだいいたしました。

昭和56年度の経済情勢は、景気回復のきざしが見え始めたものの厳しい国際情勢、また、国家財政の大幅な財源不足等、先行きに不安をのどかせた1年でございます。そのような状況のもとで本市におきましては、限られた財源の中で効率的に財政運営を行うべく、収支改善に向けて努力を重ねてまいったところでございます。議員皆様方の御心痛を煩わしつつも格段の御協力を相賜りまして、予算全般にわたり抑制基調を保ちつつ、歳入面では、市税収入、地方交付税の増額を図り、財政運営の安定化を期したものであります。

これらの結果、普通会計につきましては、昨年に引き続きまして単年度収支におきましては、5億6,900余万円の黒字決算と相なり、実質収支におきましては、4億7,700余万円の累積赤字となる次第でございます。この累積赤字を解消し、1日も早く健全均衡の財政を回復すべく、今後とも鋭意努力してまいる所存でございます。

それでは、次に各会計ごとの決算概要を申し上げます。

まず、一般会計につきましては、歳入総額252億1,700余万円、歳出総額256億5,900余万円でございます。歳入歳出差し引き4億4,100余万円の形式赤字と相なります。すでに御承認をいただきました57年度への事業費の繰り越しがございますので、この繰り越すべき財源3,600余万円を差し引きいたしますと、実質赤字額4億7,700余万円と相なる次第でございます。

次に、国民健康保険事業特別会計につきましては、歳入総額43億3,200余万円、歳出総額42億4,200余万円でございます。歳入歳出差し引きいたしますと、9,000余万円の黒字と相なる次第でございます。

次に、公共用地先行取得事業特別会計につきましては、歳入総額2,500余万円、歳出総額2,400余万円、歳入歳出差し引き37万余円の黒字と相なる次第でございます。

次に、公共下水道事業特別会計5億9,200余万円、和泉中央丘陵整備事業特別会計3億4,500余万円で、歳入歳出総額ともに同額に相なる次第でございます。

以上が、今回認定をお願いいたします各会計の決算状況でございます。よろしく御審議の上、御認定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明にかえさせていただきたいと存じます。どうかよろしくお願いを申し上げます。

○ 議長（成田秀益君） 本件につきまして総括質問を行います。

○ 7番（勝部津喜枝君） まず第1点に、5億6,900余万円といわれる単年度黒字のおもな要因は何であったのか、御説明願いたいと思います。

あわせまして、昨日の一般質問の中での財務部長の御答弁にもありましたように、本市の財政構造として、依然、依存財源に頼っているということもありましたが、この56年度決算の中の自主財源、依存財源の状況などはどういうふうになっているのか。

この2点について御説明願いたいと思います。

○ 議長（成田秀益君） 理事者答弁。

○ 財務部長（麻生和義君） 勝部議員さんの2点の御質問に対しましてお答え申し上げたいと存じます。

ただいま市長が提案理由の中で御説明申し上げましたように、議員各位のお力添えをいただきながら、56年度単年度収支で5億6,900余万円の黒字決算となりましたことを厚く御礼を申し上げます。この主な要因でございますが、まず、自主財源の根幹である市税収入の伸びがほぼ順調に推移いたしました。と申しますのは、本市の個人市民税、主として特別徴収にかかる分でございますが、これの伸びがかなりございました。約4億円でございます。それと、市税の徴収率の向上の努力によりまして、55年度に比べて好成績をおさめることができた——、そういったことが市税の増収の要因でございます。

それから、地方交付税の伸びもほぼ順調に伸びてまいったということで、この算定については、一定のルールがあるわけでございます。いろんな経費についての増額が図れたということで、交付税全体で2億8,700万円ほどの増収。

それから御案内のとおり、昭和56年度の自衛隊施設に係る基地交付金の国有財産台帳の評価替えの年度でございまして、その台帳の評価替えに際しましては、近傍、類似地等の資料をかなり精査、国に要望いたしました結果、適正な評価が行われ、これに伴う増額ということで約9,000万円。こういった歳入面での増収等が主な要因でございます。

その他歳出につきましては、議員各位の御協力を賜りながら消費的経費の削減に努力することと相まって、おかげをもって単年度収支で5億9,000余万円の黒字決算となったというのが実態でございます。

それから、第2点目の依存財源と自主財源、本市特有の財政構造ということで自主財源が少な

く、財源の大半を国、府その他の依存財源に求めているのが実態でして、56年度一般会計決算の場合、総額の約55%、138億5,000万円程度が依存財源として国、府その他から交付され、または借入金、起債として導入したということでございます。したがって、自主財源は45%、113億6,800万円と相なるわけでございます。

以上でございます。

- 7番(勝部津喜枝君) 56年度は、1つは、福祉面では国際障害者年ということでの庁舎の改造などの予算が執行されたという関係もありますが、先ほどの黒字のさまざまな要因については、詳しく検討、審議されることと思えますけれども、市長は、この当初予算のときに広報で「公共料金の値上げは見送った」と述べておられますが、すでに58年度に一連の大幅な値上げを行い、この面での市民負担の歳入を56年度でもあげている。こういう要因もあるのではないかと思います。

また、歳出面では、職員の不補充を含め、中央丘陵整備事業特別会計などで40数名の人件費を充ててきたことなど、1つの要因として、さらに深い検討が要るのではないかと思います。

さらに、基地交付金の評価替えにより、前年度に比べて81%増の収入面ではありますが、私たちも迷惑料としての基地交付金の増額要求をしまいましたが、基地の能力強化を許した範囲の中での交付金増額は、やはり平和の問題から考えていいのかどうかという問題があります。今回の基地交付金の増額の内容が、果たして政治的な配慮、たとえば射撃場の建設などがどういうふうにして市の認識の中で行われたのか、そういう点なども問題として出されてくると思えます。

さらに、地方債の状況は、依然ふえてきておりますし、市民1人当たり換算20万円近い借金を抱えている決算状況にもなっております。詳しい審議は決算特別委員会でなされることと思えますが、とりわけ、財政再建3カ年計画の最後の年としての56年度決算でございますので、慎重な審議を行っていただきますようお願いいたしますし、総括質問を終わっておきます。

- 議長(成田秀益君) 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件につきましては、十分審議をお願いしたいと思えますので、次の日程で設置をお願いいたします決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の御審議をお願いしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

○

- 議長(成田秀益君) 引き続きまして日程第10「決算審査特別委員会の設置について」を議

題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議会議案第13号

決算審査特別委員会の設置について

地方自治法第110条第1項並びに和泉市議会委員会条例第3条第1項の規定により次のとおり特別委員会を設置する。

昭和57年12月15日提出

和泉市議会議員

直村 静 二	仁 井 明
穴 瀬 克 己	出 原 平 男
飯 坂 楠 次	並 河 道 雄
貝 淵 博 治	原 重 樹
橋 本 佳 行	柳 瀬 美 樹
松 尾 孝 明	

記

1. 委員会の名称

決算審査特別委員会

2. 付託事項

昭和56年度和泉市歳入歳出決算

3. 委員会の構成

本委員会は委員13名をもって構成する

4. 付託期限

本委員会は閉会中も審査を行なうことができることとし、係る諸問題が完結するまで継続するものとする。

○ 議長(成田秀益君) 提案理由の説明を願います。

○ 9番(直村静二君) ただいま上程されました議会議案第13号につきまして、はなはだ僭越ですが、提出者を代表いたしまして提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、昭和56年度和泉市一般会計及び特別会計を認定するに当たり、慎重に審査するた

め本特別委員会を設置するものであります。何とぞよろしく満場の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

- 議長（成田秀益君） 本件について質疑、御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本委員会を設置するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって議会議案第13号は原案どおり可決されました。

○

- 議長（成田秀益君） 次に、日程第11「決算審査特別委員会委員の選任について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議会議案第14号

決算審査特別委員会委員の選任について

和泉市議会委員会条例第4条第1項の規定により次のとおり選任するものとする。

昭和57年12月15日提出

和泉市議会議長

成田秀益

記

決算審査特別委員会委員（13名）

- 議長（成田秀益君） 本決算審査特別委員につきましては、はなはだ借越ですが、私より選任させていただきますと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、委員の氏名を局長をして朗読させます。

（市会事務局長朗読）

- 市会事務局長（吉岡昭男君） 順不同、敬称を略させていただきます。

決算審査特別委員会委員、田中包治、出原平男、橋本佳行、並河道雄、池辺秀夫、赤阪和見、三井正光、松尾孝明、大谷昌幸、原重樹、貝淵博治、直村静二、田中昭一、以上13名

- 議長（成田秀益君） ただいま朗読どおり選任することに決しました。委員の皆様には大変御苦勞でございますが、よろしく願いいたします。

- 議長（成田秀益君） 次に、日程第12「和泉市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第76号

和泉市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例
の一部を改正する条例制定について

和泉市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和57年12月14日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例(案)
和泉市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例（昭和49年和泉市条例第25号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

和泉市災害弔慰金の支給等に関する条例

「	第3章 災害援護資金の貸付け (第9条-第12条)	を	「第3章 災害障害見舞金の支給 (第9条-第11条)
目次中	第4章 雑則 (第13条)		第4章 災害援護資金の貸付け (第12条-第15条)
		」	第5章 雑則 (第16条)

に改める。

第1条中「災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律」を「災害弔慰金の支給等に関する法律」に改め、「災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律施行令」を「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令」に改め、「支給を行い、」の次に「自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、」を加える。

第3条中「この章」の次に「及び次章」を加える。

第5条に次のただし書を加える。

ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

第13条を第16条とし、第4章を第5章とする。

第12条第3項中「第11条第1項」を「第13条第1項」に改め、同条第15条とし、第11条を第14条とし、第10条を第13条とし、第9条中「第8条第1項」を「第10条第1項」に改め、同条を第12条とし、第3章を第4章とし、第2章の次に次の1章を加える。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては150万円とし、その他の場合にあっては75万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

2 和泉市災害見舞金等支給条例（昭和48年和泉市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「和泉市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例」を「和泉市災害弔慰金の支給等に関する条例」に改め、「規定による災害弔慰金」の次に「又は災害障害見舞金」を加える。

理 由

災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律の一部改正により、自然災害によって重度の障害を受けた住民に対し、災害障害見舞金を支給することができることとなり、本市に

においても同法の改正趣旨にかんがみ、所要の措置を講ずる必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部改正（案）新旧対照表

新	旧
<p><u>和泉市災害弔慰金の支給等に関する条例</u></p> <p>目次</p> <p>第 1 章 総則 (第 1 条・第 2 条)</p> <p>第 2 章 災害弔慰金の支給 (第 3 条—第 8 条)</p> <p>第 8 章 災害障害見舞金の支給 (第 9 条—第 1 1 条)</p> <p>第 4 章 災害援護資金の貸付け (第 1 2 条—第 1 5 条)</p> <p>第 5 章 雑則 (第 1 6 条)</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律 (昭和 4 8 年法律第 8 2 号。以下「法」という。) 及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令 (昭和 4 8 年政令第 3 7 4 号。以下「令」という。) の規定に基づき、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、及び自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。</p>	<p><u>和泉市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例</u></p> <p>目次</p> <p>第 1 章 総則 (第 1 条・第 2 条)</p> <p>第 2 章 災害弔慰金の支給 (第 3 条—第 8 条)</p> <p>第 3 章 災害援護資金の貸付け (第 9 条—第 1 2 条)</p> <p>第 4 章 雑則 (第 1 3 条)</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律 (昭和 4 8 年法律第 8 2 号。以下「法」という。) 及び災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律施行令 (昭和 4 8 年政令第 3 7 4 号。以下「令」という。) の規定に基づき、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、及び自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。</p>

新	旧
<p>第8条 市は、市民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。</p> <p>（災害弔慰金の額）</p> <p>第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受け取ることができることとなる者の生計を主として維持していた場合において、<u>は300万円とし、その他の場合においては150万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。</u></p> <p>（支給の手続）</p> <p>第8条〔略〕</p> <p>第8章 災害障害見舞金の支給</p> <p>（災害障害見舞金の支給）</p> <p>第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、<u>災害障害見舞金の支給を行うものとする。</u></p> <p>（災害障害見舞金の額）</p>	<p>第8条 市は、市民が令第1条に規定する災害（以下この章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。</p> <p>（災害弔慰金の額）</p> <p>第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受け取ることができることとなる者の生計を主として維持していた場合においては300万円とし、その他の場合においては150万円とする。</p> <p>（支給の手続）</p> <p>第8条〔略〕</p>

新	旧
<p>第110条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合においては150万円とし、その他の場合においては7.5万円とする。</p> <p>(準用規定)</p> <p>第111条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。</p> <p>第4章 災害援護資金の貸付け (災害援護資金の貸付け)</p> <p>第112条 市は、令第8条に掲げる災害により法第110条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。</p> <p>(2 略)</p> <p>(災害援護資金の限度額等)</p> <p>第113条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりである。</p> <p>(以下 略)</p> <p>(利率)</p> <p>第114条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年8パーセントとする。</p>	<p>第3章 災害援護資金の貸付け (災害援護資金の貸付け)</p> <p>第9条 市は、令第8条に掲げる災害により法第8条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。</p> <p>(2 略)</p> <p>(災害援護資金の限度額等)</p> <p>第10条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(以下 略)</p> <p>(利率)</p> <p>第11条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年8パーセントとする。</p>

新	旧
<p>(償還等)</p> <p>第15条 災害援護資金は、年賦償還とする。</p> <p>(2、3略)</p> <p>第5章 雑則</p> <p>(規則への委任)</p> <p>第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(償還金)</p> <p>第12条 災害援護資金は、年賦償還とする。</p> <p>(2、3略)</p> <p>第4章 雑則</p> <p>(規則への委任)</p> <p>第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>
<p>(見舞金の支給)</p> <p>第8条 本市に居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)又は外国人登録法(昭和27年法律第125号)の規定に基づき本市の住民基本台帳又は外国人登録原票に登録されている者が次の各号に掲げる災害を受けたときは、その者が属する世帯の世帯主(世帯主が当該災害により死亡した場合においては、その遺族)に対し、当該各号に定める見舞金を支給する。</p> <p>(1) 死亡 災害弔慰見舞金</p> <p>(2) 規則で定める程度の傷害又は自己の居住する家屋の被害 災害見舞金</p> <p>2 前項第1号に規定する見舞金は、和泉市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年和泉市条例第25号)の規定による災害弔慰金又は災害障害見舞金の支給を行う場合においては、支給しない。</p>	<p>(見舞金の支給)</p> <p>第8条 本市に居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)又は外国人登録法(昭和27年法律第125号)の規定に基づき本市の住民基本台帳又は外国人登録原票に登録されている者が次の各号に掲げる災害を受けたときは、その者が属する世帯の世帯主(世帯主が当該災害により死亡した場合においては、その遺族)に対し、当該各号に定める見舞金を支給する。</p> <p>(1) 死亡 災害弔慰見舞金</p> <p>(2) 規則で定める程度の傷害又は自己の居住する家屋の被害 災害見舞金</p> <p>2 前項第1号に規定する見舞金は、和泉市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例(昭和49年和泉市条例第25号)の規定による災害弔慰金の支給を行う場合においては、支給しない。</p>
<p>(和泉市災害見舞金等支給条例)</p>	<p>(和泉市災害見舞金等支給条例)</p>

新	旧
<p>3. 第1項の規定による見舞金（以下「見舞金」という。）の額、支給方法、手続等は、規則で定める</p>	<p>3 第1項の規定による見舞金（以下「見舞金」という。）の額、支給方法、手続等は、規則で定める。</p>

- 議長（成田秀益君） 提案理由の説明を願います。
- 市長公室理事（平野誠蔵君） それでは、お許しを得まして、ただいま御上程をいただきました議案第62号「和泉市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例制定について」について、提案理由と内容を御説明申し上げます。

台風、豪雨、地震等の自然災害により被害を受けた個人に対する救済措置として、災害により死亡した者の遺族に対して弔慰のため災害弔慰金を支給し、また、世帯主が重傷を負い、または住居、家財に相当程度の損害を受けた世帯主に対して、生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸し付けを行う制度が昭和49年に立法化され、本市でもこれを受けて本条例を制定いたしておるところでございますが、本年8月に、新たに災害障害見舞金の支給制度が加えられ、本年7月10日以降に生じた災害について適用されることになり、同施行令の改正が行われました。

災害により重度の障害を受けた方は、一般の社会経済活動に参加しようとしてもできない状況にあり、日常生活もきわめて制限されるなど、死亡した者に匹敵するような物的、社会的環境に置かれますことにかんがみ、これまでの救済制度に加え、災害により負傷し、または疾病にかかり、その結果精神または身体に著しい障害がある者に災害障害見舞金を支給することができる制度が設けられたものでございます。

以上のような法改正の趣旨にのっとりまして、本市におきましても、災害障害見舞金の支給を制度化いたすべく、条例の一部改正を御提案申し上げた次第でございます。

以下、改正の内容を申し上げます。災害障害見舞金の支給制度を加えますに伴い、条例の題名を「和泉市災害弔慰金の支給に関する条例」に改め、第3章に災害障害見舞金の支給を加え、各章の繰り下げ等の整備を行うものであります。

第9条、第10条、第11条に災害障害見舞金の条項を加えまして、その内容は次のとおりであります。支給の対象は、市民が災害により負傷し、または疾病にかかり、治ったとき、法別表すなわち労災一級程度の重度の障害があるときに見舞金を支給するものでありまして、法別表の障害とは、両眼が失明した者、神経系統の機能、精神または胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者、両上肢をひじ関節以上で失った者、両上肢の機能を全疾した者、両下肢のひざ関節以下で失った者、両下肢の機能を全疾した者、これらの障害が重複する場合に以上と同等程度と認められる者が受けられるようになってございます。

支給の対象となる災害は、災害弔慰金の場合と同様でございます。市内で住居の滅失した世帯が5世帯以上、または府下で災害救助法による救助が行われた場合でございます。

見舞金の額は、災害当時、世帯の生計を主として維持してきた世帯主で150万円、その他の方75万円とし、これは法に規定する限度の最高の額でございます。見舞金の費用負担は、国2

分の1、府4分の1、市4分の1であります。支給の手続については、災害弔慰金の規定を準用いたしてございます。

附則といたしまして、改正条例は、公布の日から施行し、災害障害見舞金の支給については、本年7月10日以降に生じた災害について適用することとし、市単独の災害見舞金条例による弔慰見舞金は、災害障害見舞金が支給される場合には支給しない旨を規定いたすものでございます。

去る8月豪雨では、市内で住居全壊、半壊、床上浸水など多大の被害がございまして、府下では、堺、松原などの各市では、災害救助法による救助が行われましたが、幸い本市では、弔慰金、災害障害見舞金の対象となります人的な被害はなく、災害援護資金の貸し付け2件の申し込みを受けまして、近く貸し付けを行うよう手続中でございます。

以上、何とぞよろしく御審議の上、本条例改正案を御可決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（成田秀益君） 本件について質疑、御意見ございませんか。

○ 13番（並河道雄君） いま、提案理由の説明がありました。150万円の算定でございますけれども、国の規定で国が2分の1、府と市が4分の1ずつの負担ということですが、福祉の切り捨てが盛んに言われる中で、こういうものが出てきたことは趣旨としてはいいが、近隣各市との関係でどのような比較をされたことがあるのかどうか。私たちが常に言われることは、他市との比較が1つの攻め道具になる。高石はこうだ、泉大津はこうだ、と言われます。150万円が最高額ということですが、昨日も話がありましたが、国、府の施策に対する上乘せ、本市では、これ以外に身障者給付金とかいろいろありますが、ほとんど上乘せはない。その辺のお考えはどうですか。

○ 議長（成田秀益君） 答弁。

○ 市長公室理事（平野誠蔵君） 提案理由で申し上げましたように見舞金は、世帯主で150万円、その他75万円で法律で150万円以内もしくは75万円以内と規定されておまして、その最高限度額を条例でお願いしてところでございます。市単費でもって市の負担分をふやすことは考えられないか、という御趣旨かと思いますが、これは法に基づいてそれぞれ条例で決めるという趣旨になっておりますので、その枠を超えることは法のたてまえ上はできませんので、よろしく願い申し上げます。

○ 議長（成田秀益君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって議案第76号は原案どおり可決いたしました。

- 議長（成田秀益君） 次に、日程第 13「和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第 63 号

和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等
に関する条例等の一部を改正する条例制定について

和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和 57 年 12 月 14 日提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等
に関する条例等の一部を改正する条例(案)

第 1 条 和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 43 年和泉市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「廃疾」を「障害」に改める。

第 8 条の 2 第 1 項中「廃疾等級」を「傷病等級」に、「廃疾」を「障害」に改める。

第 9 条及び第 10 条第 2 項中「身体障害」を「障害」に改める。

第 12 条第 1 項中「身体障害」及び「廃疾」を「障害」に改め、同条第 3 項及び第 13 条第 1 項中「廃疾」を「障害」に改める。

附則第 2 条中「廃疾」を「障害の状態」に改める。

附則第 4 条中「廃疾」を「障害」に改める。

附則第 5 条第 1 項中「廃疾、身体障害」を「障害」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 （第 8 条の 2 関係）

種 類	等 級	倍 数
傷 病 補 償 年 金	第 1 級	3 1 3
	第 2 級	2 7 7
	第 3 級	2 4 5

備考 この表に定める等級に応ずる障害に関しては、地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）の別表の例による。

別表第2の備考中「身体障害」を「障害」に改める。

第2条 和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例（昭和52年和泉市条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則第5項第1号中「身体障害」を「障害」に改め、同項第3号中「廃疾」を「障害」に改める。

第3条 和泉市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年和泉市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条中「廃疾」を「障害の状態」に改める。

第3条第2項中「非常勤消防団員に係る」を削る。

第5条第2項中「廃疾」を「障害の状態」に改め、同条第3項第5号を次のように改める。

(5) 重度心身障害者

第8条の2第1項及び第3項中「廃疾の等級」を「傷病等級」に、「廃疾の程度」を「障害の程度」に改める。

第9条第1項から第4項までの規定中「身体障害」を「障害」に改め、同条第5項中「身体障害」及び「身体の障害」を「障害」に改め、同条第6項中「身体障害」を「障害」に、「疾病又は廃疾」を「又は疾病」に改め、同条第7項中「身体障害」を「障害」に改める。

第11条第1項第4号を次のように改める。

(4) 前3号の要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、次に掲げるいずれかの状態にあること。

ア 別表第3に定める第7級以上の等級に該当する程度の障害がある状態

イ 負傷又は疾病が治らないで、身体の機能又は精神に、軽易な労務以外の労務に服することができない程度以上の障害がある状態

第12条第1項第1号並びに同条第4項第1号及び第2号中「廃疾の状態」を「前条第1項第4号ア又はイに掲げる状態」に改める。

第13条第1項第5号及び第6号並びに第16条の2第1項第2号中「廃疾の状態」を「第11条第1項第4号ア又はイに掲げる状態」に改める。

第18条の2中「等級に該当する廃疾」を「傷病等級に該当する障害」に、「身体障害」を「障害」に改める。

第19条中「身体障害」を「障害」に改める。

附則第2条中「廃疾」を「障害」に改める。

附則第3条の2第2項及び第3条の3第4項中「身体障害」を「障害」に改める。

附則第5条第1項及び第2項中「廃疾、身体障害」を「障害」に改める。

別表第2中「等級」を「傷病等級」に、「廃疾」を「障害」に改める。

別表第3中「身体障害」を「障害」に改める。

第4条 和泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和40年和泉市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「廃疾」を「障害の状態」に改める。

第5条 和泉市職員の給与に関する条例（昭和38年和泉市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項第5号を次のように改める。

(5) 重度心身障害者

第34条第1項中「廃疾」を「障害」に改める。

第6条 和泉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和44年和泉市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第5号を次のように改める。

(5) 重度心身障害者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

障害に関する条例上の用語を改正することにより、障害者に対する市民の理解を深め、もって障害者の福祉の向上を図る必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第68号参考資料

(1) 障害に関する用語の整理関係

不適当な用語等	置換用語	備考
廃疾	障害	
廃疾の等級	障害の状況	
廃疾等級	傷病等級	
廃疾、身体障害	障害	「不具」及び「廃疾」の用語を使用しないこととしたこと。
不具廃疾者	重度心身障害者	
廃疾又は疾病	又は疾病	
身体障害 身体障害	障害	用語の概念の明確化を図ったこと。

(Ⅱ) 和泉市消防団等公務災害補償条例第3条の一部改正関係

新	旧
<p>第3条 非常勤消防団員は、その身分を失った場合においても、損害補償を受ける権利は変更されることはない。</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。<u>ただし、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を国民金融公庫又は沖繩振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</u></p>	<p>第3条 非常勤消防団員は、その身分を失った場合においても、損害補償を受ける権利は変更されることはない。</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。<u>ただし、非常勤消防団員に係る傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を国民金融公庫又は沖繩振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</u></p>

- 議長（成田秀益君） 提案理由の説明を願います。
- 市長公室理事（平野誠蔵君） お許しをいただきまして、ただいま御上程をいただきました議案第63号「和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例制定について」提案理由と内容を御説明申し上げます。

本年7月に障害に関する用語の整理に関する法律が公布され、10月1日から施行されました。本市におきましても、障害に関する条例上の用語を改正し、障害者に対する理解を深め、もって障害者の福祉の向上に資するため、関係条例の改正案を御提案申し上げます。

改正の内容でございますが、市条例全般について精査いたしまして、議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償条例を初め消防関係2条例、職員給与関係2条例につきまして、障害に関する不適用用語を改めるものでございまして、廃疾、廃疾の等級、不具廃疾者等を障害、障害の状態、傷病等級、重度心身障害者等にそれぞれ改め、関係条文の整理を行うものでございます。

なお、第3条、和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部改正中、第3条第2項「非常勤消防団員に係る」を削る、との改正部分につきましては、法の改正により、消防団員のみならず、消防、水防、災害応急措置縦事者、救急業務協力者についても、補償年金の権利を国民金融公庫等の小口融資を受けるための担保に供することができることと改正されましたこととあわせて改正するものでございます。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます、はなはだ簡単ですが、説明を終わらせていただきます。

- 議長（成田秀益君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別にないようでございますので、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第63号を原案どおり可決決定いたしました。

○

- 議長（成田秀益君） 次に、日程第14「昭和57年12月に支給する期末手当の額の特例に関する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第 64 号

昭和 57 年 12 月に支給する期末手当の額の特例に関する条例制定について

昭和 57 年 12 月に支給する期末手当の額の特例に関する条例を次のように制定する。

昭和 57 年 12 月 14 日提出

和泉市長 池田 忠雄

〔Ⅱ〕 和泉市消防団等公務災害補償条例第 3 条の一部改正関係

新	旧
<p>第 3 条 非常勤消防団員は、その身分を失った場合においても、損害補償を受ける権利は変更されることはない。</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。<u>ただし</u>、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を国民金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</p>	<p>第 3 条 非常勤消防団員は、その身分を失った場合においても、損害補償を受ける権利は変更されることはない。</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。<u>ただし</u>、非常勤消防団員に係る傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を国民金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</p>

和泉市条例第 号

昭和 57 年 12 月に支給する期末手当の額の特例に関する条例(案)

(目的)

第 1 条 この条例は、昭和 57 年 12 月に支給する期末手当の額の特例に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(特例)

第2条 昭和57年12月に支給する期末手当に限り、和泉市職員の給与に関する条例(昭和38年和泉市条例第16号)第25条の規定の適用については、同条第2項中「割合を乗じて得た額」とあるのは、「割合を乗じて得た額に28,000円を加えて得た額」とする。

2 昭和57年12月に支給する期末手当に限り、和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年和泉市条例第20号)第5条の規定の適用について、同条第2項中「割合を乗じて得た額」とあるのは、「割合を乗じて得た額に28,000円を加えて得た額」とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 昭和57年12月1日からこの条例施行の日の前日までの間に和泉市職員の給与に関する条例及び和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給した期末手当は、これらの条例及びこの条例の規定による給与の内払とみなす。

理 由

最近の労働経済情勢その他諸事情にかんがみ、本年12月に支給する期末手当の額を特例的に増額する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第64号参考資料

昭和57年12月に支給する期末手当の額の特例に関する条例(案)による
特例措置後の規定と本来の規定との対照表

1 和泉市職員の給与に関する条例

特 例 措 置	本 来
(期末手当) 第25条〔略〕 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当の月額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の50、6月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては100	(期末手当) 第25条〔略〕 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当の月額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の50、6月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては100

分の190を乗じて得た額に基準日以前3箇月以内（基準日が12月1日であるときは、6箇月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額に28,000円を加えて得た額とする。

〔表略〕

3 略

分の190を乗じて得た額に基準日以前3箇月以内（基準日が12月1日であるときは、6箇月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

〔表略〕

3 略

2 和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例

特 例 措 置	本 来
<p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満限、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）においてその者が受けるべき報酬の月額に基準日が3月1日である場合については100分の50、6月1日である場合については100分の190、12月1日である場合については100分の250を乗じて得た額に基準日以前3箇月以内（基準日が12月1日であるときは、6箇月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額に28,000円を加えて得た額とする。〔後段 略〕</p> <p>〔表 略〕</p>	<p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満限、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）においてその者が受けるべき報酬の月額に基準日が3月1日である場合については100分の50、6月1日である場合については100分の190、12月1日である場合については100分の250を乗じて得た額に基準日以前3箇月以内（基準日が12月1日であるときは、6箇月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>〔後段 略〕</p> <p>〔表 略〕</p>

○ 議長（成田秀益君） 提案理由の説明を願います。

○ 参与（西川喜久君） それでは、お許しをいただきまして、ただいま御上程をいただきました議案第64号「昭和57年12月に支給する期末手当の額の特例に関する条例制定について」、提案の理由並びに内容について御説明を申し上げます。

地方公務員の給与につきましては、臨調答申を初め各般から厳しい御指摘を受けている情勢下にございまして、その旨を十分認識いたしながら労使協議を経てまいりましたが、最近の経済情勢及び府下各市の状況並びに本市独自の給与水準の抑制策により、定期昇給一律6カ月延伸して

いる実情等を考慮いたしまして、本年12月に支給する期末手当に限り、特例的に増額しようとするものでございます。

その内容でございますが、本条例第2条第1項は、和泉市職員の給与に関する条例第25条を適用するに当たり、一律2万8,000円を上積みしようとするものでございます。

また、本条例第2条第2項は、議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例第5条を適用するに当たり、一律2万8,000円を上積みしようとするものでございます。

以上、簡単でございますが、提案理由及びその内容の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をいただき、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（成田秀益君） 本件について質疑、御意見ございませんか。
- 5番（田中包治君） これは非常に重要な問題なので、こういう本会議でとやかく言うよりもほかの方法でやたらどうか、と正副議長に言うたんですが、正副議長が、やはり本会議で論議するのが正しいということですので、改めてこの問題について、賛成とか反対とかでなく、市民の納得のいく御返答を願いたいと考えております。

まず第一に、私たちは新聞紙上において、今後、市長会で増額はしないという申し合わせがあると聞いております。そうすると、なぜ直ちに増額しなくてはならないかということが1つ。

もう1つは、職員の賃金交渉の過程の説明を願いたいと思うわけでございます。御存知のとおり、和泉市職員の給料は他の公務員との兼ね合いと、もう1つは、地域の労働者賃金の比較の問題を論議するのが正しいと思います。そういう資料に基づいて2万8,000円という金額を設定されたものと思います。最近の新聞で御存知のとおり、堺市を初め阪南5市においては、商工会議所で平均賃金その他をすでに発表されておると思います。最高が39歳～40歳の平均賃金で21万円、一番低い貝塚で19万ぐらいと聞いております。

そうすると、和泉市の交渉の過程は、どこを基準にしてやったのか、職員との了解があるからこれを上げたと思う。こちらについて、もう少し和泉市に在住する労働者がどういう賃金をもらってるか、市はそれよりも悪いから上げたというのかどうか、その交渉の過程がなければ金額は出てこないと思う。そういうことをまずお聞きしたい。

第3点は議員報酬。これは職員と違って生活給ではないことは事実やと思う。いわゆる議会活動といっても年間100日足らず、調査等々をやっているが、そういう生活給でないものにどうしてプラスされなくてはならないかということです。御存知のとおり、岸和田市においては市会議員と部長が返上したとか、泉佐野では全部やるんならいいけど……とか、いろいろ各地で論議されてると思います。

こういう論議の中で私たちが考えなくてはならんのは、市民の理解と納得の得られるような公

表のできる資料が必要だと思う。和泉市在住の労働者の賃金はどうか、この人たちがどういう年末手当をもらったか、ここらから交渉しなかったら何もならないと思います。

もう1つ、私が疑惑に思うのは、すでに人勤が8月に停止されてる。そして、議会においても憲法上、法律上違反であるという論議がされてる。それなら、なぜこんな小細工をせず、本会議に職員の給与改定を提案しないのかということです。ここらが矛盾きわまりない問題があると思う。この点を明快に返答願いたいと思うんです。

- 議長（成田秀益君） 理事者答弁。
- 参与（西川喜久君） お答えを申し上げます。

まず、増額の理由あるいは交渉の経過について御説明申し上げます。11月19日付職員組合から3カ月プラス5万円の要求書が提出されました。交渉は11月22日を皮切りとして、徹夜交渉も含めて都合6回持たれました。申すまでもなく、期末手当につきましては、条例規定分2.5カ月、いわゆる国公並みの基準であること、また、現下の公務員給与について各方面から厳しい指摘のあることも十分承知しておりますが、御存知のとおり、昨年は人勤完全実施の中、期末手当については、条例分の2.5カ月で妥結いたしました。本年におきましては人勤の凍結情勢の中、なおかつ、本市が独自に実施してまいりました定期昇給の延伸等、組合にとっても厳しい情勢に直面しておるものでございまして、このような背景に立って交渉を進めてまいりましたが、最終的には、自治体間相互の均衡を生じないよう、特に府下各市の動向を勘案しながら、ただいま御上程申し上げた内容の次第でございまして、よろしく御願い申し上げたいと思います。

特に比較論となるわけでございますが、大阪府下31市の中で、わが和泉市のラスパイレズ指数は25位か26位にランクされており、これらも1つの考え方の理由でございます。

議員さんにつきましても、府下各市のほとんど全部が職員と同じくプラスアルファ一分が支給されております。特に日増しに活動の範囲も広がり、毎日常勤のような形で活動もされておまして、これについても、他市と同じような取り扱いをさせていただいておりますので、この点ひとつ十分御理解を賜りたいと考えるものでございます。

- 議長（成田秀益君） 市長。
- 市長（池田忠雄君） 第1点の御質問の市長会の申し合わせ、関連して労使間の交渉経過、議員さんの報酬についてのお答え、いずれも公室長より申し上げたとおりでございます。臨調答申の厳しい中、市長会でももろもろの話もあり、厳しい実態の中でプラスアルファをつけてないでいこうということを初め、幾つかの申し合わせをいたしたのは事実でございます。

ただ、その中で民間あるいは他市との兼ね合わせ、経済情勢などいろいろ勘案しながら、市当局として交渉してまいったのは事実でございます。ただ、公室長が申し上げた理由によりまして、

大阪府下のほとんどの市がプラスアルファ一 2 万 8,000 円という回答が出そろい、民間との問題、他市の公務員労働者との立場もございまして、最終的には、他市並みのプラスアルファを上乘した。市長会のいろんな申し合わせもございまして、ほとんどの市が足並みをそろえた情勢を見きわめて、労使間交渉で結着をつけてまいったという経過もございまして。厳しい情勢のもと、期末手当の取り扱いにつきましては、われわれといたしましても慎重を期してまいるといふことでございまして、交渉経過等を勸案の上、こうした形で御提案させていただいた点を御理解いただき、御協力を賜りたいと存じます。

○ 5 番（田中包治君） お互いの申し合わせ事項も守れないようでは、何をか言わんやです。そういう機関に入ってること自体おかしい、だれが考えてもね。そこらがまず問題だと思う。

もう 1 つは、公室長が言われる 3 カ月の要求があった。その 3 カ月が必要であるとの経済情勢なり資料があったのかと聞いている。だれでも 10 円より 100 円よけいにほしいが、そうすると、10 カ月要求しようが正しいのかということ。私が言ってるのは、和泉市は、和泉市の立場がある。横の連絡は必要ですよ。ただ、和泉市の働いてる労働者が、どういう立場におかれているかということもわからずに、いや、プラスや、マイナスや、という話にはならんと思う。これが交渉の過程でやるべき筋合いで、しかも、現在のようにいろんな問題がからんでるわけです。

それから、いま、議員でもほとんど常勤してるという話ですが、われわれ議員としての活動はそうないはず。ただ、政党の人は、政党の業務あるいは政権奪取という目的があるから毎日来て。政党の党費を支払って生活補給をしていく。この理解をお互いに持たなくてはならんと思う。

職員組合は人勤が凍結されてる。団結権も交渉権も罷業権もない。そして、第三者機関に委託されたものまでつぶされるようなことでは、法治国家の国民として許されるべき行為ではない。だから、われわれは前の議会でも満場一致で決定されてる。今議会でもわすか 2 万 8,000 円、わずかと言ったら叱られるかもしれないが、2 万 8,000 円の増額を出すならば、なぜ人勤実施の議案を出さないのかということ。ところが、この提案は矛盾たらたらやと思う。人勤は、地方自治体の権限の問題ですよ、和泉市職員の給与についてはね。別に政府から干渉されるものではない。行政指導という立場はあっても拘束力はない。こちらについてもう少し明快な返答をしてください。

○ 参与（西川喜久君） 人勤につきましては、いままで何回も勧告されてまいりまして、その都度、国に準じて、という形の中で一定の考え方を示してまいりました。必ずしも国の勧告どおり実施はいたしておりません。財政事情等もございまして、それらの中で組合と交渉し、実施時期をずらせたり、あるいは定期昇給の 3 カ月あるいは 6 カ月の延伸を含めた中で、人勤の趣旨に沿

って実施してきたのは事実でございます。

いま、田中議員さんもおっしゃっておいりましたように、人勧問題については、新聞紙上でも報道されておりますように、いろいろ国会の方で論議されてるのは実態でございます、それらも十分見きわめる中で、また、大阪府を初め各都道府県なり、各市の動向も十分見ながら人勧問題について対処してまいりたい、かように考えておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

- 5番(田中包治君) 国会でして答弁なら、それでよろしいが、このように独立している地方自治体は、それがために全部公選制、理事者の代表なり26人がこの問題を論議している。プラスアルファについては、地域の労働者との兼ね合いが必要です。なぜ増額をしなくてはならんか、という資料が必要です。ただ、人勧は御存知のとおり仕方がない。労働者の憲法で保障された権利の剝奪のかわりにこの制度がある。

もう1つ気になるのは、幸いというか、ええというのか企業団体、これがもし賃金要求を管理者に、いまは管理者がないから市長ですが、団体交渉権はいまはないが労働委員会に提訴されて仲裁が出ますね。そうすると、議会に出さなくてはならない。そういう事態が起こった場合どうするつもりですか。

- 参与(西川喜久君) お答えを申し上げます。

確かに企業職員がおるのは事実でございますが、和泉市の職員組合は、従来、企業職員は別になっておりません。1つの和泉市職員労働組合という形で今日までやってきておまして、そのような懸念も考えられますが、同じ和泉市の働く職員同士でございますので、そのようなアンバランスな要求は出てこない、こういうふう感じておまして、もし、そういうことがあるならば、和泉市職員労働組合の中で解決してまいりたい。かように考えております。

- 5番(田中包治君) あんた、労働法規をもう少し考えなさい。労働組合はすぐ結成できる、分離すればいい。それと、企業会計というのは収益に基づいて賃金構成がある。私はいつも悲観しているが、人事権、管理権まで集約して市長が取ってしまった。原則として、管理者を置かなくてはならないのに、権力集中分式をとってる。もし、普通の労働者がそういうシステムがあることを知って勉強したら、その問題が起こってくる。そうすると、正式の団体交渉権が確立される。いままでだと話し合いというか、いわゆる陳情ですよ。職員組合との話し合いは……。そういう問題がからんでおるんじゃないかと私は懸念するんです。

わずか2万8,000円の金よりも、なぜ人勧の実施を出さないのか。8月から準備してできないことはない。12月議会に出してるところもあるわけです。新聞によると全国的にね。これはゲリマンダー的な提案で、賛成、反対の問題でないことはわかるが、お互いにどうして理解と納

得のいく方向を生み出さないかということです。理事者は、提案すれば、その日のうちに可決するんだという考え方を持ってる。提案理由も右えならえです。それやったら、和泉市の労働者の賃金ベースはどないなってるか、恐らく知らんでしょう。

- 市長（池田忠雄君） いろいろ田中議員さんから本件について御指摘をいただいておりますが、厳しい現状の中、なお襟を正していかなければならない諸問題もございます。本件につきましては、公務員労働者としての職員に対する士気、これら労使間の交渉の経過もあることとございますし、今後とも厳しい財政状況の中における一定の人員費対策について、よりシビアに考えてまいらなければならない。このように存じます。

また、人勤の問題についてもいろいろと御指摘をいただいております。国向けの議会の要望決議もなされておることは承知しております。ただ、国家公務員の人勤に準じてという態度でいつも対応してまいっております関係上、この問題についての国の動向を見定めながら、あるいは府、各市の動向を見ながら対応してまいりたい。期末手当のことでございますので、ひとつよろしく御理解をいただきまして、お願い申し上げたいと存じます。

- 5番（田中包治君） 私は、こういうことを本会議で余り言いたくない。まだ幾らでも賃金体系、その他120でも幾らもあります。私が言いたいのは、やはり市長あるいは議長も一緒かもしれませんが、出せば通るんだという考え方で、こんな議案をそのまま出してくることに不満を感じる。幾ら論議しても平行線、時間を消費するだけです。ほかの人の質問もあると思いますので、一応終わります。

- 議長（成田秀益君） ほかに質疑、御意見ないようでございますので、これを終わります。お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第64号は原案どおり可決されました。

- 議長（成田秀益君） 次に、日程第15「工事請負契約締結について」（幸第2団地5棟建設工事）を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第65号

工事請負契約締結について

幸第二団地5棟建設工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財

産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和57年12月14日提出

和泉市長 池田忠雄

- 1 契約の目的 幸第二団地5棟建設工事
- 2 契約者 和泉市長 池田忠雄
- 3 入札の方法 指名競争入札
- 4 契約金額 175,000,000円
- 5 契約の相手方 大阪市浪速区浪速東一丁目2番26号
株式会社 榎並工務店
代表取締役 榎並 昭
- 6 工期 自 昭和 年 月 日（議決の日）
至 昭和58年9月30日
- 7 契約保証金 8,750,000円
- 8 保証人 和泉市旭町37番地の4
株式会社 竹内建設
代表取締役 竹内博文

議案第65号参考資料

幸第二団地5棟建設工事概要

- 1 工事場所 和泉市山手町66番地外
- 2 敷地面積 2,560㎡
- 3 工事種別 新築
- 4 構造及び規模
 - ・店舗付住宅棟：鉄筋コンクリート造地上4階建1棟
(住宅16戸、店舗4戸) 延床面積1,216㎡
 - ・附帯工事：ポンプ室受水槽、自転車置場、植樹等
 - ・子供の遊び場：1ヶ所 609㎡

- 議長（成田秀益君） 提案理由の説明を願います。
- 改良事業部長（角谷泰夫君） お許しを得まして、ただいま御上程をいただきました議案第65号「工事請負契約締結について」、提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。

本件は、環境改善整備事業の一環として建設しようとする幸第二団地5棟建設工事で、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

その内容は、契約金額1億7,500万円、契約の相手方は、大阪市浪速区浪速東1丁目2番26号、株式会社榎並工務店代表取締役榎並昭でございます。工期につきましては、御議決を得ました日から昭和58年9月30日までといたしております。保証人は、和泉市旭町37番地の4、株式会社竹内建設代表取締役竹内博文でございます。

工事場所は、和泉市山手町66番地外で、敷地面積は2,560平米。構造及び規模は、鉄筋コンクリート造地上4階建1棟、住宅16戸、店舗4戸、延べ床面積1,216平米となっております。

なお、位置図等につきましては、別冊参考資料に添付しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で議案第65号の説明を終わります。よろしく御審議の上、原案どおり可決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（成田秀益君） 本件について質疑、御意見ございませんか。

○ 9番（直村静二君） 2、3点お聞きをしておきます。

この入札をするのに何社呼んでやったのかということです。

それから、1億7,500万円の負担区分についてお答えを願いたい。

さらに、ここで店舗が出ております。もちろん、住宅についても家賃が上がってくるんですが、仮に現在は1億7,500万円ですが、昨年なら1億5,000万円だったかもしれないというとき、物価上昇というか経費の上昇というか、契約金額も上がってくる。市費の負担区分もそれに伴ってふえてくるのではないか。その意味で聞いてるのでお答えをいただきたい。というのは、これを建設した時には、この店舗の家賃は幾ら、この住宅の家賃は幾らか。いままで建てた。2年、3年前に建った分と変わりがいいのか、その辺について。

○ 議長（成田秀益君） 答弁。

○ 改良事業部長（角谷泰夫君） まず、第1点目の入札業者数でございますが、10社指名いたしてございます。

それから、財源の区分でございますが、国庫補助金が1億1,388万8,000円、府補助が383万7,000円、起債5,820万円、一般財源が7万5,000円を予定いたしております。

それから、店舗付き住宅に関連しての物価上昇率でございますが、ここ数年、建設工事についての物価上昇は顕著なものではございません。数年前とほとんど変わらない設計金額でございま

す。

それから、店舗付き住宅の家賃につきましては、これは一般公営住宅家賃という制度上の問題がございまして、昨年に建てたから、数年前に建てたから、といって家賃に格差をつけるものではございません。よろしくお願いを申し上げます。

- 改良総務課長（奥村富彦君） この店舗家賃につきましては、面積がまだそれぞれによって確定していかなくてはなりません。これは張り出し店舗という格好で家についておるもので、30平米までの店舗だと基本額が3,000円ということになっており、1平米を超える面積がプラスされるごとに150円をプラスするという格好で家賃を決定することになっております。

なお、現在の住宅の家賃は4,500円です。

- 9番（直村静二君） 店舗は、30平米までは3,000円、それを超えたら1平米ごとに150円と決めてるんですか。そうやなくて、ずっと以前に一度指摘したとき、店舗は7,000円、8,000円と聞いた。長いこと据え置いてるから……ということでしたが、こういうに決まったということですか。

- 改良事業部次長（前田守正君） 店舗家賃につきましては、先ほど奥村課長の方から説明いたしましたように、現行店舗家賃の算出方法でございしますが、30平米までは一応4,000円、それに集合店舗ということで、いろんな店舗が集合する場合には2,000円をプラス、それに張り出し店舗ということで住宅と店舗が合体になった分についてはまたプラス2,000円、それに30平米を超える分については、1平米当たり150円を加算するという、いろんな条件を加味して店舗家賃を決めていってるということとでございます。

- 9番（直村静二君） 住む方は4,500円、古かろうが、新しかろうがそれでいってる。店舗の区分けはいつやったんですか。

- 改良事業部次長（前田守正君） これは56年4月、店舗家賃を値上げさせていただいたときに、具体的にこういう考え方で店舗家賃を改定させていただいたという経過がございします。

- 9番（直村静二君） 負担区分で1億7,000万円のうち国庫負担が1億1,000万円、府が330万円、超債が5,820万円ですが、市の負担分が大きいと思うんです。昨日も質問してお答えをもらったように、起債が140億に上がっている。あとの5カ年計画で改良住宅の何戸という計画があがってくるが、この率だけからいくと、起債は減るどころか、ふえるばかりでしょう。一挙にはいかんが、毎回といっていいぐらい契約が出てきて、物価も上がっていく。幸い、そう上がってない、数年前と同じぐらいと言ってますが、それでさえも5,800万円の市費負担が決まってる。これは特別措置の中で行われる事業だから、このままいってしまうと、16戸で5,800万円、160戸なら5億8,000万円が起債になってくる。これを縮めてもらわんと、

市の都合でせんでもええんなら別ですが、措置法が切れるまではこの調子でいく。きちんとしておいてもらわんといかん。

もう1つ、子供の遊び場というのは609平米ですから180坪ですか。これはこの棟だけやなく、図面でいくと横にすでに完成したものの。この分も含めて、大体40戸なら40戸になったら子供の広場をつくっていくんですか。現在の子供の遊び場は1カ所、これは何棟、何戸に対する基準というのはあるのかどうか。

○ 改良事業部次長（笠木恒忠君） プレイロットにつきましては、各団地ごとに適正に配置しているということでございます。1戸当たりの基準といたしまして、大体5平米ないし7平米を設けるのが適当となっております。現在、計画しておるプレイロットにつきましては、全体で約30カ所余を計画してございます。

○ 9番（直村静二君） この図面でいくと、完成した分と、これから建設する分で609になるということですか。30カ所余ということですが、何戸で1つ、1,200やから30ということですか。ここの場合はどこの計算ですか。

○ 改良事業部次長（笠木恒忠君） 今回は、第2団地の一角に設けておるものでございますが、何と言いますか、これは土地利用との関係もございまして、必ずしも一定はしておりませんけれども、基準といたしましては、1戸当たり5ないし7平米をめどに設けておるわけでございます。

○ 9番（直村静二君） 意見を言います。

この地図の線が曲がってるが、曲げないできっちり四角にしていく。この横の17号線は現在真っすぐ、その点については後で現場へ行って見ます。

10社入って複並に落ちたということですが、後の議案と関連しますので、これは終わっておきます。

○ 議長（成田秀益君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第65号を原案どおり可決いたします。

○ 議長（成田秀益君） 次に、日程第16「工事請負契約締結について」（和泉市立（仮称）第2石尾中学校体育館新築工事）を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第66号

工事請負契約締結について

和泉市立(仮称)第二石尾中学校体育館新築工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年和泉市条例第14号)第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和57年12月14日提出

和泉市長 池田忠雄

- 1 契約の目的 和泉市立(仮称)第二石尾中学校体育館新築工事
- 2 契約者 和泉市長 池田忠雄
- 3 契約の方法 見積随意契約
- 4 契約金額 120,000,000円
- 5 契約の相手方 大阪府和泉市箕形町437-4
小野林・大高・竹内共同企業体
代表者 小野林建設株式会社 代表取締役 小野林 徳一
- 6 工期 自 昭和 年 月 日(議決の日)
至 昭和58年6月30日
- 7 契約保証金 6,000,000円
- 8 保証人 大阪市浪速区浪速東一丁目2番26号
株式会社 榎並工務店
代表取締役 榎並 昭

議案第66号参考資料

和泉市立(仮称)第二石尾中学校体育館新築工事概要

- 1 工事場所 和泉市鍛冶屋町
- 2 敷地面積 28,491㎡
- 3 工事種別 新築
- 4 構造及び規模
 - ・体育館棟 鉄骨造平家建 建築床面積1,020㎡
体育室、舞台、職員室、器具庫、便所、更衣室、体育器具他
 - ・渡廊下棟 鉄骨造平家建15㎡

○ 議長（成田秀益君） 提案理由の説明をお願いします。

○ 建設部長（逢野一郎君） それでは、お許しを得まして、ただいま御上程をいただきました議案第66号「工事請負契約締結について」提案理由並びにその内容の御説明を申し上げます。

（仮称）第二石尾中学校新設に伴い、去る2月臨時市議会におきまして用地造成第1期工事、3月市議会において本体工事をそれぞれ御議決いただき、工事も順調に進み、年内70%強の出来高となりました。4月開校の見通しも立ちました。これひとえに議員皆様方の御協力のたまものと深く感謝申し上げる次第でございます。

引き続き中学校の一環として、体育館の新築工事を実施するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、御承認をいただきたく、御提案申し上げます。

その内容は、契約金額1億2,000万円で、契約の相手方は、和泉市箕形町437-4、小野林、大高、竹内共同企業体、代表者 小野林建設株式会社代表取締役小野林徳一と契約しようとするものでございます。工期は、御議決をいただきました日から昭和58年6月30日までといたしたく存じます。

構造及び規模は、鉄骨造平家建建築床面積1,020平米でございます。

なお今回、特に見積もり随意契約により請負業者を選定させていただきました理由といたしましては、現在、第1次造成工事並びに校舎の支柱工事を施行中で、敷地内で相当入り乱れており、加えて他の業者が敷地内に入ることになると混雑も考えられますので、校造請負業者であります小野林、大高、竹内共同企業体に請け負わせることが現場としてもスムーズにいき、全体の工期も有利と判断される点でございます。

第2点は、事業費の面で、一定額安くさせることができ、有利と考えられる点でございます。具体的には、現場事務所等の開設が、通常、設計委託により算出した金額に比べ約85%カットすることができる。さらに、随意契約による特命条件を踏まえ、全体工事金額についても値引きさせております。設計金額に対する落札金額の割合が、通常落札金額よりもさらに約2%安くさせております。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定くださいますようお願い申し上げます。

○ 議長（成田秀益君） 本件について質疑、御意見ございませんか。

○ 9番（直村静二君） いまの説明では、何や便利がええ、安くいけるということで、競争入札をしないで随意にしたということですが、私は以前、この3企業が企業として請け負った場合、労務、資材の提供、その他どうなるのか、3社間で協定してるんか、また、利益配分などはどの

ようにされるのかと指摘しておったんですが、これやったら、この体育館も3企業体でいくとなりますわね。すると、市の説明では、請負いの追加でいけば大変安くなって便利でよろしいということですが、癒着の可能性が出てくる。議会に対する説明では、安くなって設計面でも得をする。業者も得するとなると、その運用面では今後、問題が出てくるのではないかと。

それと、工期の問題もござりますが、体育館を建設するのは事前にわかっている。もちろん、補助関係がありますから、その点で遅く後になったんでしようが、最初に一括にしておけばいいというのも1つは考えてる。後からこんなものが出てくる。この学校を取ってあげば、次に皆くる。プールもね。全部くる。利益を求める企業としては、そう読んでしまう。

議会に対する答弁では、便利がええ、得やということですが今後、こういうことが走り出しはしないかという懸念がある。しかも随意や。よほど建設部がしっかりせんと、一定の基準を持ってやってもらわんと困る。

1つの意見として聞いておきたいのは、竹内、大高にしろ、こういう莫大な事業をやるには、恐らく下請けとか孫とかに相当出してるのではないかと。その点もきちんとして、いま、わかっている範囲で説明できたらやってくれますか。つまり、竹内の口で、大高の関係で下請けがきてると思うが、名前がわかれば、その人らにもお金がいくんですから、その点、利益配分という点では大きくなっていくのではないかと思う。きちんと一度、聞いておきたいと思ってました。この3社の下請け、2、3挙げてくださいよ。系列ですね。

○ 建設部次長（中上好美君） 工事を担当しておりますので、お答えいたします。

ただいま御質問ありました下請けの関係ですが、当然、企業体でございますので、それぞれの下請け関係を出してやっていると実態でございます。具体的に申し上げますと、たとえば竹内建設が従来から採用しております土工、鉄筋、かた枠など、竹内建設から出しております。また、サッシについては、各社とも日本の一応レベルの高い業者を市として指名しております。その関係でどの業者が工事を受けた場合でも大体、不二サッシあるいは三協サッシというメーカーになっているわけです。これについては、大高、小野林にしてもそこを採用しております。また、コンクリートの問題につきましては現在、協同組合が非常に自己防衛という意味もあり、組合方式で運用しています。したがって、どこの下請けということではなく一応、割り当てて決める実態もあり、その点では、共通の問題等を私どもで報告させている内容でございます。

最初に御意見のあった今後の問題につきましては、率直に申し上げて、事例となつてはよくないと考えてますので、上司ともよく相談した上で検討していきたいと考えております。

以上です。

○ 9番（直村静二君） 私は、利益配分の点で若干心配してたが、聞いていけば、市なりメーカ

一の関係で単価がわかるからええとして、利益配分が入ってくる。

もう1つは随契の分ですが、相手が3社でよくない。問題があって交渉のとき、相手が3社、1人と違う。代表は1人になってるが、それで片がつけばいいが、すべて市に対して言い分も強くなる。これは今回限りというぐらいの腹でやっていただきたい。こういう膨大なものですから、便利がええ、単価の安い工事をやりたいということは認めるが、こんなことが続いては結局、癒着しやすいという懸念があるので、それに気をつけて内容も精査していただきたい。体育館であれば、体育館のできる人もおりますので、その中で業者を考える。最初にとったら、プール、体育館も3社でいこうか、企業だから利益追求ですから、それに乗ってしまわれんようにしてもらわんといかんということで、1つの注文をつけて終わっておきます。

○ 議長（成田秀益君） 他に。

○ 16番（赤阪和見君） この一応の工期は6月30日ですね。この図面を見ると、校舎とか他のいろんな施設は4月目途にということですが、後の工事も道路とかをつくっていかんといかん。そうなると、グラウンドを使っていくという形がとられると思うが、今後、工事も車両の通行等でどのように考えておられるのか。工期の関係で不便、また危険が伴うと思うんですが、その点はどうか考えておられますか。

○ 議長（成田秀益君） 答弁。

○ 建設部次長（中上好美君） お答え申し上げます。

資料の配置図を見ていただきますと、一番上のところが体育館となっております。今回、造成工事を発注している中身は、正門から体育館に至る間のいわゆる道路。校内道路ですが、その工事を発注の中に入れておまして、4月に完成いたしますが、本日、御議決をいただければ、4月までに主要な、たとえばコンクリート、鉄骨等の材料は搬入できる。したがって、4月以降は仕上げの段階に入るので、材料の搬出入につきましては、それほど頻繁には行われないと私も判断しております。

なおかつ、安全対策につきましては十分注意をして施行したい。そういうことで、学校運営については、支障のないようにやっていきたいと考えております。

○ 16番（赤阪和見君） それで結構です。

もう1点、この規模で他の学校の体育館、先ほどの部長の説明では、2割ぐらいは、いろんな関係でやすつくつくとおられたが、他の学校の同じ規模があればいいが、大体同じやと思うが、どのぐらいついているのか、2、3例を挙げて教えていただきたいと思います。

○ 建設部次長（中上好美君） 現在、市の方では、中学校の体育館の規模としては、床面積1,020平米を標準にしております。したがって、これまでやってきた昨年の和泉中学校の分と比較いた

しますと、今回の契約金額は1億2,000万円、和泉中学は1億700万円でした。この主な差でございますが、今回、地盤が非常に悪いということで、和泉中学校と比べてくい打ち、その他基礎工事で相当費用がかかって800万円、さらに、今回は新設校の関係もあり、外回りの舗装とか植樹の外部工事に700万円ぐらいついて、したがってこれで1,500万円、さらに、基本的に同じものをつくるということですが、それぞれ少しだけ学校によって多少違う中身にはしております。そうしたことで2,300万円の差が出る場合があります。そうしたことで今回、和泉中に比べてそれだけの分が高くなっておりませんが、1,300万円の差と比べてプラス数百万円安くなっているというのが実態でございます。

- 16番（赤阪和見君） ほかに最近やってるところ、国府小学校、光明台は今年やったが、その辺のバランスを言うてください。和泉中学のことを聞くと地盤云々ということですが、大きなことですので、もう1回詳しく御説明願いたい。
- 建設部次長（中上好美君） 中学校だけの比較では、資料を持ち合わせてございませんが、本年度実施しております伯太小学校の体育館並びに光明台南小学校体育館の内容について御説明申し上げます。

先ほど申し上げましたように、建物を建てる場合の1つの大きな要素としては、地盤の状況あるいは立地条件が大きく左右するわけです。したがって、小学校の体育館の標準面積は725平米となっておりますが、請負金額は、伯太小学校は8,050万円、光明台南は8,600万円、この場合も御存知のように、光明台南の体育館を建設した場所は、同敷地の中でもともと池のあったところを盛り土した部分ということで地盤調査の結果、基礎はもちろんのこと、床の下も含めて鉄筋コンクリートのくい打ちの構造にしないで後々ぐあいが悪くなって、ここでも約700万円の差が出たということです。各学校の地形とか地盤の状況で、基本的に上物は変わらんようになってますが、基礎とか外部工事で若干変わるという実態でございます。御了解いただきたいと思えます。

- 16番（赤阪和見君） 先ほど随意契約なるが故に安いんだと言われたが、われわれは、建築面でも素人です。その点で今後、学校の建築関係でいろいろあった場合、大体、平米幾らとか基本的なものは出ると思うが、そういうものを出していただきたいのと、今後、基礎、地盤はすべて違うんですから、その分だけでも比較検討するものを参考資料として出していただきたい。上物はすべて同じだと思う。今後の方向性として、参考資料的に一部プラスして出していただきたいと要望しておきます。
- 議長（成田秀益君） 他に。
- 19番（大谷昌幸君） 先ほどからいろいろお聞きして大体わかってるんですが、私、随契約の

メリットの中で実は期待していたんですが、議案を見せていただいて非常に期待に反したんです。教育委員会が体育館の新設を早期にということで踏み切られたのは、過日の適正就学審議会の各該当地区の方たちの御熱意で早まったと受けとめるんですが、本体の校舎が3月11日完工になっている。この体育館が6月30日の完成予定、従来、体育館を建設される場合、当市にあっては、伯太小学校がやっていますが、9月第3回定例会で承認になって、それから工事にかかって卒業式に間に合わすというケースが多い。伯太小学校は8,000万円余ですから議会の承認は出ておりませんが、現在工事中です。

そういう過去の事例を調べると、ほとんどが着工が10月中旬以降、3月中旬完成、指折り数えて5か月です。これを見た場合、6か月有半があります。私どもがメリットとして考える中では、恐らく4月1日開校に向けて、1日も早くこの体育館を建設してあげたいという教育委員会の御理解によって随契をされたのなら、なぜここで他の建築が4か月ほどであがってるものが半年以上もかかるのか、この御説明をお願いしたい。ただし、1つの地域で工事が錯そうしたことで進入道路がどうかということなどは必要ない。そういうものは、すでに勘案された中での随契のメリットですから、その点の御説明をお願いしたい。

もう1点は、この3社ジョイントによる資格、3社を一体と見た場合の工事資格は何億まで可能であるかということ。それと、当初に7億3,300万円でしたか、校舎建設のときに入札に参加した各社の社名を発表していただきたいと思います。

○ 議長（成田秀益君） 答弁。

○ 建設部次長（中上好美君） 工期につきましては、6か月ということですが、工事現場の問題で言われますと、私どもはしんどいわけです。通常は5か月となっておりますが、御議決いただいた際には、できるだけ早く完成できるよう督促してやりたいと思います。

なおまた、私の個人的な考えでございますが、当然、入学式その他の行事が起こってまいります。その時点では、卒直に申し上げて完成はできないと思うんです。しかし、教育委員会その他と相談させていただき、しかるべき措置をして、その体育館で入学式ができるようなことも検討していきたいと考えております。御理解いただきたいと思います。

○ 建設部長（逢野一郎君） 3点目の3社による事業量の問題ですが、私ども、一定の指名委員会において、ある程度の範囲を考えております。本業者1社当たりで一番の最高金額は、5億を限度とする考え方を持っております。それらを勘案いたしまして、3社の企業体であれば、この程度の事業はこなせるだろうという判断に基づきまして、落札させたということでございます。

Bランクとしては現在、6社が最高の額を持つてる会社でございます。

○ 19番（大谷昌幸君） 御答弁が当を得ないが、体育館は、先ほどの次長の答弁では、でき

るだけ入学式に間に合わせるということ、それを忘れないようにやっていただきたい。ただ、随
契をしたメリットが全然ないと思う。

それと、もう1点は、老婆心ながらお聞きしますが、同じ方法でプールをやられるんですか。
というのは、実際、体育館がほしいのは6月からですね。4月、5月の何とか1カ月半ぐらいは
御辛抱いただけるとしても、6月は梅雨です。新しく造成した土地なので、恐らく雨が2、3日
続くと、すぐ運動するのは無理ではないかと思う。実際ほしい6月が体育館の完工となっております
が、それを早めて6月30日にプールの完成が望ましい。それを今後、どんなぐあいになれるの
か、お聞きしたいと思います。

○ 建設部次長（中上好美君） ただいまの御質問は、予算との関連もありますのでその辺は別に
して、予算が決まりますならば、おっしゃるように、やはり6月いっぱいにはプールは完成したい
と、私どもも考えております。ただ、そのためには準備も要りますので、教育委員会とも相談し
た上で今後、やらせていただきたいと思います。

○ 議長（成田秀益君） 他に質疑、御意見ないようでございますので、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第66号は原案どおり可決いたしました。

ここでお昼のため暫時休憩いたします。

（午後零時20分休憩）

(午後1時再開)

- 議長(成田秀益君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第17「工事請負契約変更について」(和泉市立(仮称)第二石尾中学校用地造成第一期工事)を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第67号

工事請負契約変更について

昭和57年2月16日議決を経た和泉市立(仮称)第二石尾中学校用地造成第一期工事請負契約締結の件の一部を次のとおり改める。

昭和57年12月14日提出

和泉市長 池田忠雄

「契約金額272,000,000円」とあるのを「契約金額510,819,000円」に、

「工期自昭和57年2月16日(議決の日) 至昭和58年2月28日」とあるのを「工期自昭和57年2月16日 至昭和58年3月15日(議決の日)」に改める。

議案第67号参考資料

〔I〕 昭和57年和泉市議会第1回臨時会において議決された議案

議案第3号

工事請負契約締結について

和泉市立(仮称)第二石尾中学校用地造成第一期工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年和泉市条例第14号)第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和57年2月16日提出

和泉市長 池田忠雄

1. 契約の目的 和泉市立(仮称)第二石尾中学校用地造成第一期工事
2. 契約者 和泉市長 池田忠雄
3. 入札の方法 指名競争入札

4. 契約金額 272,000,000円
5. 契約の相手方 岸和田市沼町18番1号
南海建設株式会社 岸和田支店
支店長 坂口 一 男
6. 工期 自 昭和57年2月16日(議決の日)
至 昭和58年2月28日
7. 契約保証金 13,600,000円
8. 保証人 大阪市北区梅田2丁目5番48号
阪神土木工業株式会社
代表取締役社長 中 埜 肇

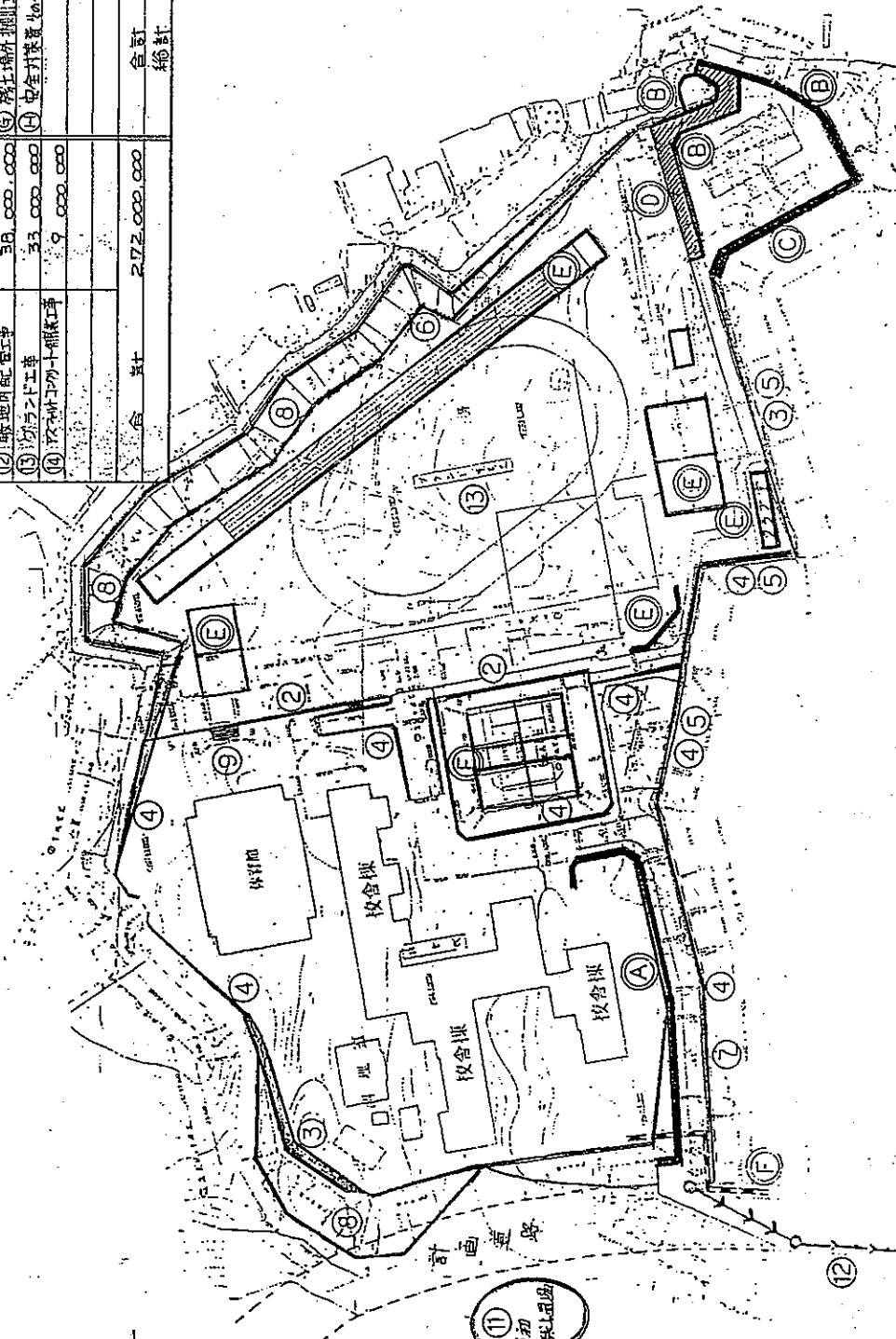
〔Ⅱ〕 和泉市立(仮称)第二石尾中学校用地造成第1期工事設計変更分概要

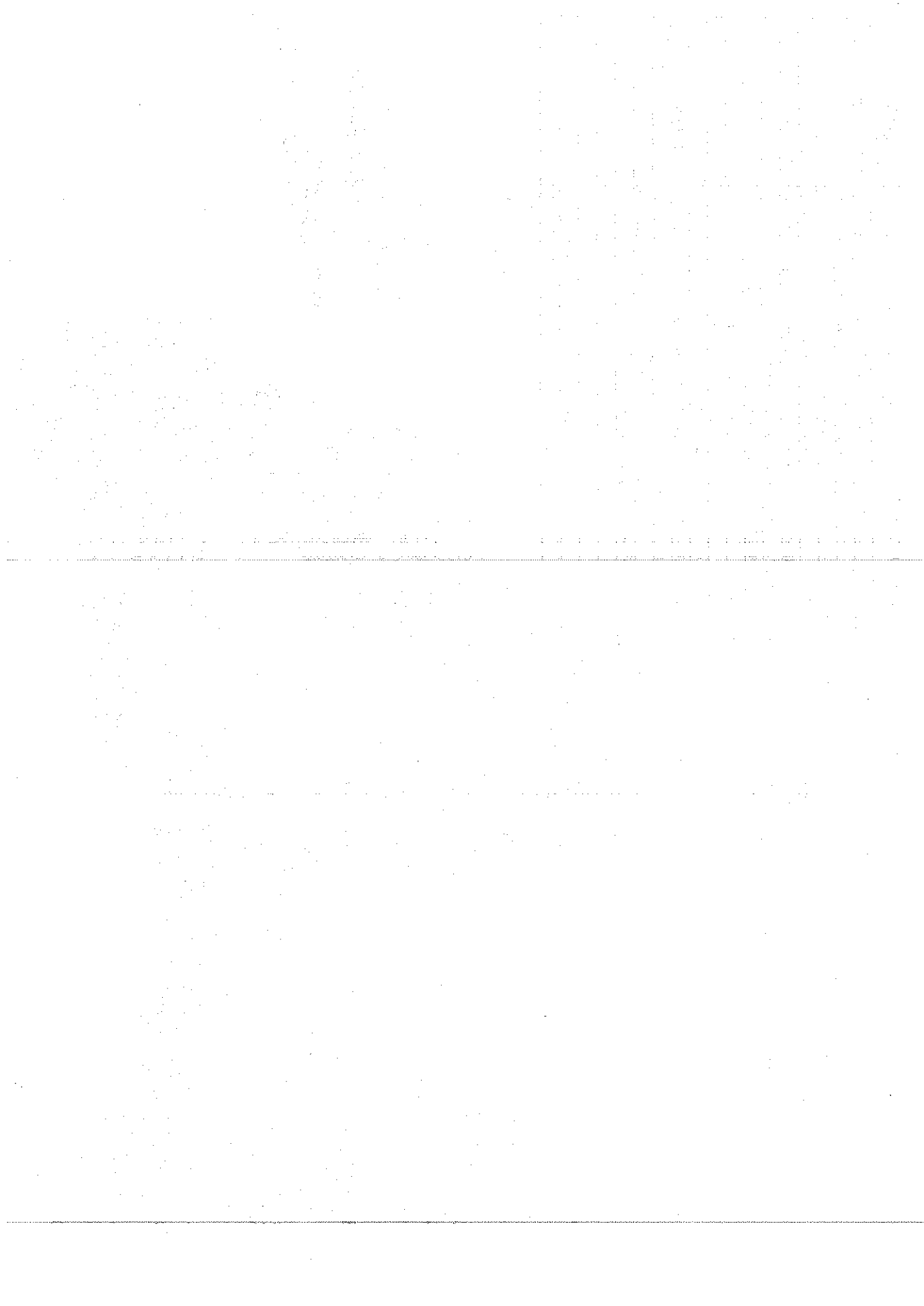
1. 工事場所 和泉市鍛冶屋町地内
2. 敷地面積 28,491 m^2
3. 工事種別 新設
4. 構造及び規模 鉄筋コンクリート造逆T型擁壁 高さ平均5.75 m 延長91.5 m
間知ブロック積擁壁 高さ平均2.25 m 延長37 m
コンクリート重力式擁壁 高さ平均1.0 m 延長48 m
コンクリートブロック塀 高さ1.75 m 延長43 m
給水管・ガス本管引込工事 バックネット他体育施設工事
残土処分 場外搬出38,000 m^3 その他

- 議長(成田秀益君) 提案理由の説明をお願いします。
- 建設部長(逢野一郎君) それでは、お許しを得まして、ただいま御上程をいただきました議案第67号「工事請負契約変更について」、提案理由並びにその内容の御説明を申し上げます。
- 本議案は、本年2月第1回臨時市議会において御議決をいただき、現在、工事を行っております市立(仮称)第二石尾中学校用地造成第1期工事の契約の変更に当たり、議会の議決をお願いしようとするものでございます。
- まず、契約変更の内容について申し上げます。その第一は、請負金額2億7,200万円を5億1,031万9,000円に、第二は、工期について、御議決の日から58年3月15日までそれぞれ変更しようとするものでございます。
- 変更の理由でございますが、本事業につきましては、かねてから市立石尾中学校マンモス化の

市立仮称第二石尾中学校用地追加設計画平面図
 用地追加第一期工事追加変更参考資料

当初契約工事内訳		変更工事内訳	
① 植工費	77,000,000	① 掘削工事(10号線側)	70,000,000
② 石積工事	10,000,000	② 〃 (2号池)	12,000,000
③ 〃の植工費	17,000,000	③ 〃の植工費	11,000,000
④ 敷設工事	27,000,000	④ 〃の付帯工事	1,200,000
⑤ 〃の植工費	5,000,000	⑤ 〃の付帯工事	12,129,000
⑥ 〃の植工費	10,000,000	⑥ 〃の付帯工事	
⑦ 〃の植工費	5,000,000	⑦ 〃の付帯工事	
⑧ 〃の植工費	5,000,000	⑧ 〃の付帯工事	
⑨ 〃の植工費	4,000,000	⑨ 〃の付帯工事	
⑩ 〃の植工費	10,000,000	⑩ 〃の付帯工事	
⑪ 〃の植工費	30,000,000	⑪ 〃の付帯工事	16,390,000
⑫ 〃の植工費	38,000,000	⑫ 〃の付帯工事	95,800,000
⑬ 〃の植工費	33,000,000	⑬ 〃の付帯工事	19,800,000
⑭ 〃の植工費	9,000,000		
合計	272,000,000	合計	230,319,000
		総計	510,319,000





解消のため、懸案事項として数年来検討され、昨年8月、現在工事中の場所に用地が決定され、測量を始め、造成工事並びに校舎の設計に取り組み、そして、建設工事に着手してまいりましたが、その間、前提として、あくまでも昭和58年4月開校として事業を進める必要がありましたので、用地の中で地形が谷間の部分につきまして、盛り土による造成となる関係から、その部分の擁壁構造物の設計について慎重を期するため、地質調査を入念にする必要もあり、当初発注時点では、地質調査が完了していませんので、構造物の設計ができないため除外いたしました。

また、用地の一部につきましても、買収交渉中であつたものや、体育施設等最終協議のまゝまっておりますものについて除外し、とりあえず発注させていただきました。

その後、これらの問題点についてそれぞれ解決しましたので、追加工事として実施しようとするものでございます。

なお、残土処分につきましては当初、隣地に置き場を確保し、工事を始めましたが、予想よりも地盤の状態が悪く、必要土量の処理が不可能となりましたので、これを場外に搬出、処分しようとするものでございます。その点につきましては、時間の制約があつたとはいえ、さらに慎重な事前調査の必要があつたものと考えており、反省しております。今後は、このような事態にならないよう、このことを教訓に生かす所存でございます。

以上、簡単ですが、説明を終わります。参考資料といたしまして、別添図面を配付しておりますので、よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定くださいますよう、お願い申し上げます。

○ 議長（成田秀益君） 本件について質疑、御意見ございませんか。

○ 16番（赤阪和見君） まず第一点、「工事請負契約変更について」という表題で出されております。そして、契約金額の変更と工期の変更という二点ですが、特に2億8,831万9,000円とう87.7%の大きな変更ということは、いままでかつてなかったことです。この点について、なぜこれが変更なのか、詳しく御説明を願いたい。

それと、いまの説明を聞いてますと、58年開校ということで至上命令が下つて工事に入つたので、若干、工事発注していない部分があつたということですが、その分ならば、変更という形でなく、追加契約という形で出てきて当然ではないか。

それから、参考図面が出てきてますが、この残土置き場が軟弱なために搬出しなければならないということですが、その土地が軟弱だとどういふ弊害があるのか。工作物を建てるのであれば問題があると思うんですが、残土置き場ですから、土壌を置くというやつをどうしようとかかつてこういう計画を立てたのか。

それともう一点は、未買収地があつたということは、われわれも確認してるんですが、この地図でいったらどこなのか、その点をまずお願いします。

- 議長（成田秀益君） 理事者答弁。
- 建設部次長（中上好美君） 工事を担当しております私から御回答申し上げます。

まず、第一点の工事の変更ということですが、議会の手続上、従来の例を調査いたしましたところ、追加の場合も変更という形で提案させていただいているケースがございましたので、一応、今回もそれに基づいて変更ということで提出させていただいたのでございます。

ただ実態的には御指摘のように、今回、資料にも示しておりますように、追加工事の部分と変更の部分の二つに分かれております。この際、さらに申し上げますと、残土の置き場の問題でございすけれども、私ども、この点では非常に反省をしておりますところでございますが、隣接地の公団の所有地に捨てるということで工事を始めました。ところが、この部分もちょうど谷間で盛り土用地にええやないかとも思ったわけですが、そこが粘土質で、土を置くことによって下の地盤も含めて滑る、ちょっと専門的なことにはなりますが、粘土の特性といたしまして、円弧滑り、その土だけでなく、もともとある土も含めて持っていくという性質があるわけでございます。したがって、当初計画の土壌以上に積むことによって、下を通っております道路、また、これに埋設されておりますガス管、給水管にまで損傷を与える危険があるということから、当初計画どおりの土壌をそこに置くことができなくなったわけでございます。したがって、この分につきましては、改めて場外に搬出せざるを得ないということから今回、そうした変更をしたというのが実態でございます。

前後になりましたけれども、改めて議員皆さんにお渡ししております追加資料について若干、説明をさせていただきます。色塗りの部分でグリーンのところは、当初発注した部分でございます。赤の部分は今回、追加変更をお願いしている部分でございます。順次、御説明申し上げますと、赤のAの部分が、先の提案理由のときに部長が申し上げましたように、元の地形が谷間ということで、この部分に擁壁を設けて、敷地造成の泥を受けようということを進めてきたところでございます。最初に発注した時点では、そうしたこともありまして、この地点のボーリングを他の部分に比べて一層に慎重にやろうということからボーリングを終わっておりませんでしたので、発注ができないという事態になったわけでございます。

その後もボーリングの結果で、構造物については建築基準法上、一定の基準によって設計することが義務づけられ、大阪府の建築指導課とも十分相談をさせていただき検討しましたところ、当初考えておりましたより以上のことをやらざるを得なくなった事態になったわけでございます。つまり、調査の結果、土質が悪いということで、私どもは最初、コンクリートの擁壁にせいぜいコンクリートのくいを打ったらいけるんじゃないかという見通しを立てておったわけでございますが、いま申し上げましたように、調査の結果、それでは不十分という大阪府の御指摘もありま

して、これに鋼管類でもって上の擁壁を支えるとともに、ここに盛り土する部分のそうした土量の分を支えるという構造にさせていただいたわけでございます。

ついでに申し上げますと、そのためにこの部分に約7,000万円を要し、鋼管類の施行費が、約4,800万円かかるということになったわけでございます。

それから、もう一つの要素としては、当時の発注時点では、用地の買収が交渉中であった部分がございますが、現在、プール設置を予定しております東南の部分、赤く残ってる部分が、ブロックなりコンクリートの擁壁、あわせて通用門を設置する関係で、斜線の上に薄赤く塗っておりますが、通門からの進入路、この部分を今回、発注することになったわけでございます。

さらに、グラウンドの諸設備の工事ということで1200万円強、この部分は当初、グラウンドの造成に関係しますので、どうしようかということで、教育委員会と協議している段階で、建築にやらずか、造成にやらずかということについて双方に協議がまとまっておりましたが、協議の結果、一応、造成工事に含めるということで今回、ここに書いてあるような部分を追加発注させていただいたということでございます。

それから、(F)ということで給水、ガス本管の導入工事についても、隣接の三英商事との開発関係もございまして、当初の発注時点では十分協議ができず、どういうふうに配管していくか、具体的に設計できませんでしたので今回、あわせて三英商事の方も用地の割愛もしているというぐあいに進んでるので、十分接続もできるようになりましたので今回、あわせて発注することになったわけでございます。

残土の問題もございますが、私どもは従来の延長線上で土地の実態も考え、何とかなるんではないかという甘い見方もありましたので、そうした隣地に置くというふうになったわけですが、率直に申し上げて、この点は調査ももう少し慎重にやって、土量の配分についても十分考えた上でやればよかったと深く反省しているわけでございます。今後はかかることのないように、ぜひこの工事を大きな教訓にしたいと考えておりますので、議員皆様方の御理解をお願いしたいと考えております。

- 16番(赤阪和見君) 私の考えでいくと、第一期工事、第二期工事という形で分けるケースが多々あるとおっしゃいましたが、この残土云々というのは変更ととらえるが、残土を除いては、(A)の擁壁の部分も変更というふうにとらえて、その他の部分は、第二期工事という感覚でとらえたら大体わかるんですが、そういうとらえ方でよろしいですか。
- 建設部次長(中上好美君) ただいまのお考えは議員さんのお考えですが、二期工事という形の発注が必ずしもできないことはない、やり方によれば…。ただ、一期工事との関連を考えた場合、私どもとしては、より事態を進めていく上でスムーズに進むという立場で追加として出させ

ていただいたわけでございます。

- 16番(赤阪和見君) 先ほども随契であったように、これも随契という感覚でいけばそういうことです。

それでは一点、参考資料にある変更分の工事概要、また当初契約工事概要と出ますね、この2億7,200万円は当初にあったやつで議案にあがってる。そこで28ページの参考資料の「構造及び規模」というところに、給水本管・ガス本管引込工事及びバックネット他体育施設工事というの新しい方へ入っているんですね、こういう点はちょっと解せないんです。

当初の2億7,200万円の工事内容は、鉄筋コンクリート造逆T型擁壁、給水本管・ガス本管引込工事、バックネット他体育施設工事も含んでやるというふうに私たちは理解しているんですが、参考資料を昨日もらった分ですが、変更工事概要に入ってるが、これはどういうことですか。

- 建設部次長(中上好美君) ただいまの件でございますが、当初の契約工事概要で防球ネット工事ということで1,000万円、ネットフェンス工事ということで60万円お示ししております。この点は、グラウンドの鍛冶屋側に点線で示しておりますが、この部分の防球ネット8メートルが当初に発注させていただいた部分でございます。また、ネットフェンスについては、番号⑦で書いてますように、ちょうど正門から校舎に入る道の右側の隣地との境界にコンクリートの擁壁をつくり、その上にネットフェンスを設けるようにしてございますが、その分が当初工事の中で契約に含ませていただきました。おっしゃるように、バックネットその他につきましては、今回の工事の中に入れさせていただいたという経過でございます。

給水管につきましても、接続部分につきまして当初、三英商事さんの造成工事の関係もあり、その部分の接続については、一定のガス会社あるいは市の水道部との協議も必要でございまして、その分の協議がまだできてなかった、どの程度の本管を三英商事さんがひいてるか、それからの分岐については学校はどうするか、が残されており、その分も今回実施する。それ以外の学校敷地内の配水、給水などについては、すでに発注しておったということでございます。

- 16番(赤阪和見君) そういう答え方をしてもらおうと…。それでは、この昭和57年第一回臨時会において2億7,200万円の分の構造及び規模ということで、いま、鍛冶屋側の防球ネットというか、はっきりとバックネット他体育施設工事となっている。また、給水本管、ガス本管引込工事代金とうたわれてるんですよ、間違いではすみませんよ。当初の分と今回の変わった分の細かな内訳、契約事項にある見積書その他を一回出していただけますか。

- 助役(坂口礼之助君) いまの参考資料の見方ですが、67号の参考資料の(一)として、昭和57年第一回臨時会において議決された議案が出されております。赤阪議員さんが御指摘されております構造及び規模の関係は、今回の変更契約の参考資料の(II)でございまして、第二石尾中学校用

地造成第一期工事の設計変更分の概要でございます。したがって、今回の設計変更分の概要はこれでございます。

○ 16番(赤阪和見君) わかりました。僕のかん違いです。それでも、こういう参考資料はないですよ。もう一回出し直してください。(I)と(II)になってますが、僕の間違いで申しわけないと思いますが、その見方で(II)をどうするのか。当初の契約の目的、契約者、指名競争入札したか、今回は変更ということで、初めからはっきり書いていただいてこそわかるので、この数字の続きから見ると、この前の体育館の分を見てもこういう形で出て、必ずこういう参考資料があるでしょう。僕は、これは続きだと見て、間違いありません。こんな不親切な参考資料では討議できませんよ。すぐ差し替えてください。

○ 建設部次長(中上好美君) まことに申しわけないことですが、助役さんからお答えいたしましたように、資料として、最初に議案として出させていたいております構造及び規模につきましては、今回、追加変更分として出させていただいたということで、ひとつ御了承いただきたいと思っております。

加えて、内容の御理解をいただくために、追加で図面その他を提出させていただいたという経過もございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○ 16番(赤阪和見君) 議長、どう思いますか。議決された議案として参考資料が出てますが、パッと見たら前回の方やな、と思えますわな、こっちが間違いかも知れませんが、この後には、前回の分がつくはずでしょう。ちょっとほかの議員さんにやってもろうといて、僕は自分のやつを取ってきて質問をやらせてもらいます。

そとに持ってんやったら…。

○ 建設部次長(中上好美君) えらい申しわけございませんが、いま、持ち合わせがございませんので…。

○ 16番(赤阪和見君) 学校のことですから、われわれはどうかの言いませんが、非常に大きな疑念を持たれてもしょうがないという形であることは、当初に言ったように、もうちょっと内容的に議員によく理解できるようにしていただかなければね。これはどうしても納得してかからんことには、それとめるとか、どうかのということではなく、58年当初開校が至上命令で現場としては御苦労願ってますが、そういう点でのわれわれは議員としての理解もしていかなければならないので、意見は意見として言っておかなければならないと思っております。

それから、この残土処分について、これだけの追加が出てますが、最終、業者はどこへ、その分の把握はしておられると思うんですが、どこへ処分しようとしているのか。

○ 建設部次長(中上好美君) 業者につきましては、南海建設でございます。処分場所につきまし

ては2カ所ありまして、一つは、業者自身に場所を探してほしいということで探させたわけですが、若樫町でございます。最近の事情といたしまして、こういった粘土質の残土その他についてはもらい手がないと言うと何ですが、お金を出さんとなかなか捨てさせてくれないというのが実態でございます。したがって今回、相当の金額になったわけでございます。

もう一点は、隣接の場所でございますが、公団の用地に教育委員会の方からも折衝していただき、可能な限り近くに置こうということから、そこに置いたということです。ただ、大部分は若樫の方まで運んでるということです。

- 16番(赤阪和見君) 先ほど、当初の処分地が非常に軟弱なために下のものまで持っていくということで今回、若樫へ置いたところは、そういう懸念はないんですか。二次災害というか、一次災害というか、それを置いたがために下のものも持っていくことは起こらないのかどうか。反対に、ここはだめ、ほかやったらええやろうということでは困るので、その点だけ。
- 建設部次長(中上好美君) 先ほど申し上げましたように、この問題につきましては、それ相当のお金を出して捨てさせていただくという関係から、その残土の処分については、当然、引き受けていただく側の責任と私ども考えております。

- 議長(成田秀益君) 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

御異議ないものと認めます。よって、議案第67号を原案どおり可決いたしました。

○

- 議長(成田秀益君) 次に、日程第18「和泉市老人医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第73号

和泉市老人医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例制定について
和泉市老人医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和57年12月14日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市老人医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例（案）

（和泉市老人医療費の助成に関する条例の一部改正）

第1条 和泉市老人医療費の助成に関する条例（昭和46年和泉市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号を次のように改める。

(2) 老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定による医療を受けることができる者

第2条第1項に次の1号を加える。

(3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者

第3条中「控除した額」の次に（以下「対象者等負担額」という。）から老人保健法第28条の規定の例により算定した一部負担金に相当する額（以下「一部負担金相当額」という。）を控除した額（以下「助成額」という。）を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、同条第4項中「（当該給付に伴う第17条第7号に掲げる給付を含む。）について第30条第1項の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額」とあるのは、「に係る対象者等負担額」と読み替えるものとする。

第13条を第14条とし、第9条から第12条までを1条ずつ繰り下げ、第8条中「第3条に規定する対象者又は社会保険各法による被保険者若しくは組合員が負担すべき額に相当する額」を「助成額」に、「行なう」を「行う」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（一部負担金相当額の支払方法）

第9条 前条本文に規定する方法により医療費の助成を受ける対象者は、第3条に規定する一部負担金相当額を老人保健法第28条の規定の例により契約医療機関に支払うものとする。

（和泉市身体障害者及び精神薄弱者の医療費の助成に関する条例の一部改正）

第2条 和泉市身体障害者及び精神薄弱者の医療費の助成に関する条例（昭和48年和泉市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

(2) 老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定による医療を受けることができる者

（和泉市母子家庭医療費の助成に関する条例の一部改正）

第3条 和泉市母子家庭医療費の助成に関する条例（昭和55年和泉市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「老人福祉法施行令（昭和38年政令第247号）第4条第3項及び第4項の規定を準用した場合」を「規則で定める所得の額の計算方法の特例を適用した場合」に改め、

同条例第3項第3号中「条例第43号」を「和泉市条例第43号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「老人福祉法（昭和38年法律第133号）又は」を削り、「条例第25号」を「和泉市条例第25号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定による医療を受けることができる者

附 則

- 1 この条例は、昭和58年2月1日から施行する。
- 2 この条例の施行日前に受けた医療に係る老人医療費の助成については、なお従前の例による。

理 由

老人保健法の制定施行に伴い、同法により行う医療の制度との整合を図るため本市の条例による老人医療費の助成の範囲を改めるとともに、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第73号参考資料

1 和泉市老人医療費の助成に関する条例の一部改正（案）新旧対照表

新	旧
<p>（対象者）</p> <p>第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、和泉市の区域内に住所を有する者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は規則で定める社会保険に関する法律（以下「社会保険各法」という。）による被扶養者のうち、年齢65歳以上の者とする。ただし、次の各号の一に該当する者を除く。</p> <p>(1) 前年の所得（1月から6月までの間に新たに適用を受けようとする者は、前前年の所得）が規則で定める額を超える者</p> <p>(2) <u>老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定による医療を受けることができる</u></p>	<p>（対象者）</p> <p>第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、和泉市の区域内に住所を有する者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は規則で定める社会保険に関する法律（以下「社会保険各法」という。）による被扶養者のうち、年齢65歳以上の者とする。ただし、次の各号の一に該当する者を除く。</p> <p>(1) 前年の所得（1月から6月までの間に新たに適用を受けようとする者は、前前年の所得）が規則で定める額を超える者</p> <p>(2) <u>老人福祉法（昭和38年法律第133号）第10条の2第1項に規定する老人医療費</u></p>

新	旧
<p data-bbox="293 291 316 320">者</p> <p data-bbox="271 336 705 407"><u>(3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者</u></p> <p data-bbox="255 423 316 452">2 略</p> <p data-bbox="275 465 430 494">（助成の範囲）</p> <p data-bbox="248 508 714 1296">第3条 市は、対象者に次の各号の一以上に該当する場合における医療費のうち、対象者又は社会保険各法による被保険者若しくは組合員（被保険者又は組合員であった者を含む。以下同じ。）が負担すべき額（社会保険各法による被保険者又は組合員に対し当該医療費に係る家族療養附加金が支給される場合は、その額を控除した額。以下「<u>対象者等負担額</u>」という。）から老人保健法第28条の規定の例により算出した一部負担金に相当する額（以下「<u>一部負担金相当額</u>」という。）を控除した額（以下「<u>助成額</u>」という。）を助成する。この場合において、同条第4項中「（当該給付に伴う第17条第7号に掲げる給付を含む。）について第30条第1項の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額」とあるのは「<u>に係る対象者等負担額</u>」と読み替えるものとする。</p> <p data-bbox="275 1309 714 1425">(1) 対象者が国民健康保険法による療養の給付を受けたとき又は療養費の支給を受けたとき。</p> <p data-bbox="275 1439 714 1599">(2) 社会保険各法により被保険者若しくは組合員が対象者に係る家族療養費の支給を受けたとき又は療養費の支給を受けたとき。</p> <p data-bbox="275 1613 714 1682">(3) 前2号に掲げるもののほか、他の法令による医療に関する給付を受けたとき。</p>	<p data-bbox="773 291 1094 320"><u>の支給を受けることができる者</u></p> <p data-bbox="732 423 801 452">2 略</p> <p data-bbox="753 465 908 494">（助成の範囲）</p> <p data-bbox="728 508 1195 871">第3条 市は、対象者に次の各号の一以上に該当する場合における医療費のうち、対象者又は社会保険各法による被保険者若しくは組合員（被保険者又は組合員であった者を含む。以下同じ。）が負担すべき額（社会保険各法による被保険者又は組合員に対し当該医療費に係る家族療養附加金が支給される場合は、その額を控除した額）を助成する。</p> <p data-bbox="755 1309 1195 1425">(1) 対象者が国民健康保険法による療養の給付を受けたとき又は療養費の支給を受けたとき。</p> <p data-bbox="755 1439 1195 1599">(2) 社会保険各法により被保険者若しくは組合員が対象者に係る家族療養費の支給を受けたとき又は療養費の支給を受けたとき。</p> <p data-bbox="755 1613 1195 1682">(3) 前2号に掲げるもののほか、他の法令による医療に関する給付を受けたとき。</p>

新	旧
<p>(助成の方法)</p> <p>第8条 医療費の助成は、助成額を市長が契約医療機関に支払うことによって行う。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる</p> <p>(一部負担金相当額の支払方法)</p> <p>第9条 前条本文に規定する方法により医療費の助成を受ける対象者は、第8条に規定する一部負担金相当額を老人保健法第28条の規定の例により契約医療機関に支払うものとする。</p>	<p>(助成の方法)</p> <p>第8条 医療費の助成は、第3条に規定する対象者又は社会保険各法による被保険者若しくは組合員が負担すべき額に相当する額を市長が契約医療機関に支払うことにより行なう。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行なうことができる。</p>
<p>(損害賠償との調整)</p> <p>第10条 略</p> <p>(届出義務)</p> <p>第11条 略</p> <p>(譲渡の禁止)</p> <p>第12条 略</p> <p>(助成費の返還)</p> <p>第13条 略</p> <p>(委任)</p> <p>第14条 略</p>	<p>(損害賠償との調整)</p> <p>第9条 略</p> <p>(届出義務)</p> <p>第10条 略</p> <p>(譲渡の禁止)</p> <p>第11条 略</p> <p>(助成費の返還)</p> <p>第12条 略</p> <p>(委任)</p> <p>第13条 略</p>

2 和泉市身体障害者及び精神薄弱者の医療費の助成に関する条例の一部改正(案)
新旧対照表

新	旧
<p>(対象者)</p> <p>第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、和泉市の区域内に住所を有する者であ</p>	<p>(対象者)</p> <p>第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、和泉市の区域内に住所を有する者であ</p>

新	旧
<p>って、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による被保険者又は規則で定める社会保険に関する法律(以下「社会保険各法」という。)による被扶養者のうち、次の各号の一に該当するものとする。</p> <p>(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)を所持する者のうち、その障害程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級又は2級に該当する者</p> <p>(2) 規則で定める判定機関(以下「判定機関」という。)において精神薄弱の程度が重度であると判定された者</p> <p>(3) 身体障害者手帳を所持し、かつ、判定機関において精神薄弱の程度が中度であると判定された者</p> <p>2 対象者のうち次の各号の一に該当する者については、前項の規定にかかわらず、この条例による助成は行わない。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者</p> <p>(2) <u>老人保健法(昭和57年法律第80号)の規定による医療を受けることができる者</u></p> <p>(3)~(6) 略</p>	<p>って、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による被保険者又は規則で定める社会保険に関する法律(以下「社会保険各法」という。)による被扶養者のうち、次の各号の一に該当するものとする。</p> <p>(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)を所持する者のうち、その障害程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級又は2級に該当する者</p> <p>(2) 規則で定める判定機関(以下「判定機関」という。)において精神薄弱の程度が重度であると判定された者</p> <p>(3) 身体障害者手帳を所持し、かつ、判定機関において精神薄弱の程度が中度であると判定された者</p> <p>2 対象者のうち次の各号の一に該当する者については、前項の規定にかかわらず、この条例による助成は行わない。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者</p> <p>(2) <u>老人福祉法(昭和38年法律第133号)による老人医療費の支給を受けることができる者</u></p> <p>(3)~(6) 略</p>

3 和泉市母子家庭医療費の助成に関する条例の一部改正(案)新旧対照表

新	旧
<p>(対象者)</p> <p>第2条 この条例により医療費の助成を受け</p>	<p>(対象者)</p> <p>第2条 この条例により医療費の助成を受け</p>

新	旧
<p>ることができる者(以下「対象者」という。)は、本市の区域内に居住地を有する者であって、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号。以下「法」という。)の規定により、児童扶養手当を受けている母又は女子である養育者(法第9条から第11条までに規定する所得の額の計算方法について、<u>規則で定める所得の額の計算方法の特例を適用した場合</u>において、児童扶養手当を受けられることとなる母又は女子である養育者を含む。以下この項において「母等」という。)及びその者が監護し、又は養育する児童のうち、次の各号の一に該当する者とする。</p>	<p>ることができる者(以下「対象者」という。)は、本市の区域内に居住地を有する者であって、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号。以下「法」という。)の規定により、児童扶養手当を受けている母又は女子である養育者(法第9条から第11条までに規定する所得の額の計算方法について、<u>老人福祉法施行令(昭和38年政令第247号)第4条第3項及び第4項の規定を準用した場合</u>において、児童扶養手当を受けられることとなる母又は女子である養育者を含む。以下この項において「母等」という。)及びその者が監護し、又は養育する児童のうち、次の各号の一に該当する者とする。</p>
<p>(1) 15歳未満の児童及び15歳に達した日からその日以後における最初の3月31日までの間にある児童</p>	<p>(1) 15歳未満の児童及び15歳に達した日からその日以後における最初の3月31日までの間にある児童</p>
<p>(2) 前号に掲げる児童を監護し、又は養育する母等</p>	<p>(2) 前号に掲げる児童を監護し、又は養育する母等</p>
<p>(3) 18歳未満の児童及び18歳に達した日からその日の属する月の末日までの間にある児童(第1号に掲げる児童を除く。)</p>	<p>(3) 18歳未満の児童及び18歳に達した日からその日の属する月の末日までの間にある児童(第1号に掲げる児童を除く。)</p>
<p>2 法第4条第2項第2号から第4号まで及び同条第3項第2号の規定を適用しない場合において、前項の規定に該当する者は、同項に規定する者とみなす。</p>	<p>2 法第4条第2項第2号から第4号まで及び同条第3項第2号の規定を適用しない場合において、前項の規定に該当する者は、同項に規定する者とみなす。</p>
<p>3 前2項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者は、対象者としな</p>	<p>3 前2項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者は、対象者としな</p>
<p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者</p>	<p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者</p>
<p>(2) <u>老人保健法(昭和57年法律第80号)の規定による医療を受けることができる者</u></p>	<p>(2) <u>老人福祉法(昭和38年法律第133号)</u></p>
<p>(3) <u>和泉市老人医療費の助成に関する条例</u></p>	<p>(3) <u>老人福祉法(昭和38年法律第133号)</u></p>

新	旧
<p>(昭和46年和泉市条例第25号)の規定により医療費の助成を受けることができる者</p> <p>(4) 和泉市身体障害者及び精神薄弱者の医療費の助成に関する条例(昭和48年和泉市条例第43号)の規定により医療費の助成を受けることができる者</p>	<p>又は和泉市老人医療費の助成に関する条例(昭和46年条例第25号)の規定により医療費の助成を受けることができる者</p> <p>(3) 和泉市身体障害者及び精神薄弱者の医療費の助成に関する条例(昭和48年条例第43号)の規定により医療費の助成を受けることができる者</p>

- 議長(成田秀益君) 提案理由の説明を願います。
- 市民部長(富田宏之君) お許しを得まして、ただいま御上程いただきました議案第73号「和泉市老人医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例制定について」、提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。説明に入る前に、当制度の内容等について、大阪府と市長会の協議が11月末まで要したため、当議案の配付が遅れましたことに対しおわび申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、本格的な高令化社会の到来に対応するための施策の一つとして、老後における健康の保持と適切な医療の確保を図る必要から、新しい老人保健制度として老人保健法が制定され、明年2月1日から施行されることになりました。この法律では、70歳以上の老人と65歳以上の寝たきり老人に対して医療の給付を行うこととされておりますが、これに要する費用については、国、府、市が負担するとともに、医療保険の保険者の拠出金で賄うほか、老人にも一部負担金として外来で1カ月400円、入院1日300円(2カ月限度)を求めるとされております。

一方、当条例は、65歳以上70歳未満の老人に対して、大阪府の制度として医療費の助成を行っておりますが、老人保健法で70歳以上の老人に対して一部負担金を求めることとなったため、これとの整合を保つため、65歳以上の老人に対しても一部負担をお願いするための改正並びにその他用語等の整備を行う必要が生じたものでございます。

次に、内容につきまして御説明申し上げます。

第1条の和泉市老人医療費の助成に関する条例の一部改正について、でございますが、まず、条例第2条は、医療費の助成を受けることができる対象者を規定いたしましたものでありまして、第1項第2号については、老人保健法の施行に伴いまして現在、老人福祉法で行っております医療の給付制度が廃止されることにより改正を行うものであります。

次に、生活保護法による被保護者を第3号として適用除外とするものであります。これにつきましては、生活保護法には医療扶助制度がありますので、今後は、この国の制度を全面的に利用していただくものでございます。

次の条例第3条は助成の範囲を規定いたしましたもので、医療費の助成を受けることができる者に対しましては、その負担すべき額から国民健康保険法による療養費の支給を受けたとき、また、社会保険法により被保険者等が家族療養費、また、療養費の支給を受けたときは、その額を控除した額、すなわち対象者等が負担すべき額から、老人保健法の規定による一部負担金相当額を控除した額を助成することといたすものであります。

次に、条例第8条は、助成の方法について規定いたしましたもので、第3条の改正内容で御説明させていただいたとおり、一部負担金相当額を控除した額を助成額として、契約医療機関に支払うことを定めたものでございます。

続きまして、条例第9条から第13条までを1条ずつ繰り下げ、新たに条例第9条として、一部負担金相当額の支払方法について規定いたすものであります。すなわち、医療費の助成を受ける者は、老人保健法の例による一部負担金相当額を直接契約医療機関に支払うことを定めたものでございます。

続きまして、和泉市身体障害者及び精神薄弱者の医療費の助成に関する条例の一部改正についてでございますが、条例第2条第2項第2号を先の第1条のところで申し上げましたと同様、老人福祉法を老人保健法に改めるものであります。

続きまして、和泉市母子家庭医療費の助成に関する条例の一部改正でございますが、条例第2条第1項本文中、老人福祉法施行令が、老人福祉法の一部改正に伴いまして施行令の当該部分が削除された関係から、これについては、別途規則で定めるようにしたものでございます。

次に、第3項第2号につきましては、条文の整備を行うもので、同号前段の「法人福祉法」を「老人保健法」に改め、第2号として、同号中段以降を新たに第3号とし、現第3号を1号繰り下げまして第4号といたすものであります。

終わりに附則といたしまして、この条例は昭和58年2月1日から施行致すものでございます。また、この条例の施行日前に受けた医療に係る老人医療費の助成につきましては、なお、従前の例によることといたしたく存する次第でございます。

なお、低所得者並びに他の医療費公費負担制度の適用を受けていたものに対する一部負担金の助成措置につきましては、別途、実施要項にて定めさせていただき予定でございますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、提案理由並びに、内容の御説明を終わらせていただきます。何

とぞよろしく御審議の上、原案どおり可決御決定賜りますようお願い申し上げます。

なおまた、本条例一部改正議案の新旧対照表を追加議案書の4ページから9ページに記載いたしてございますので、御参照いただきたく存じます。

○ 議長(成田秀益君) 本件について質疑・御意見ございませんか。

○ 8番(原重樹君) 老人保健法にからむ一部有料化につきましては、昨日の一般質問でも基本的な考え方を示しておりますので、個々の問題で一点だけお伺いしておきたいと思えます。

一部有料化ということで問題になっております400円、300円の問題ですが、参考資料として老人保健法の28条も付けていただいておりますので、ちょっとお聞きしたいのは、この300円、400円の一部負担について、実際、今後やってみないと、これが全体でどのくらいの負担になるか、わからないということだと思いますが、こういうふうに条件を整えてる以上、概算であれ、計算はされてると思いますので、その点では、この負担額をどう計算されてるのか、どのくらいになってるのか、お答えを願いたいと思えます。

○ 議長(成田秀益君) 答弁。

○ 市民部次長(中川鉄也君) お答えいたします。

一部負担金の総額でございますが、これについては、現在、厚生省の分析によりますと、総医療費の1.6%という金額が出されております。これをもとに58年度試算で計算いたしますと、65歳から69歳までの条例適用者、大阪府の制度適用者で2407万1,000円という金額でございます。それから、70歳以上の老人保健法適用者、65歳以上の寝たきり老人の法律適用者については、7,162万5,000円という金額が一応、推計されております。

○ 議長(成田秀益君) 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ございませんか。

○ 8番(原重樹君) この和泉市老人医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例制定についてでございますが、昨日の一般質問でも指摘しておりますように、まさに有料化を前提にしたものですし、有料化することによりまして福祉後退につながってくる、さらに、前回の9月議会で和泉市議会で採択されました老人医療費の無料化継続の意見書の趣旨にも全く反するものだとということで、私たち共産党といたしましては反対をしたいと思います。

○ 議長(成田秀益君) ただいま反対の意見がありましたので、採決を行います。本件を原案どおり可決するに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

賛成多数であります。よって、本議案第73号は原案どおり可決されました。

- 議長（成田秀益君） 次に、日程第19「和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第74号

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和57年12月14日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）

和泉市国民健康保険条例（昭和35年和泉市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「被保険者」の次に「（老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定による医療を受けることができる者を除く。以下この条において同じ。）」を加える。

第13条を次のように改める。

（保険料の賦課総額）

第13条 保険料の賦課総額は、次の各号に掲げる額の合算額とする。

- (1) 当該年度の初日における療養の給付及び療養費の支給に要する費用の総額の見込額から療養の給付についての一部負担金の総額の見込額を控除した額の100分の65に相当する額
- (2) 当該年度分の老人保健法の規定による拠出金の納付に要する費用の額から当該費用に係る国の負担金の見込額を控除した額。

第30条及び第31条中「2,000円」を「20,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、昭和58年2月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の和泉市国民健康保険条例（以下「新条例」という。）第13条の規定は、昭和58年度分の保険料から適用し、昭和57年度分までの保険料については、なお従前の例による。
- 3 新条例第30条及び第31条の規定は、昭和58年2月1日以降の行為から適用し、同日前

の行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

老人保健法の制定施行に伴い、同法による医療の対象となる老人については、国民健康保険から療養の給付等を行わない一方、同医療に要する費用の一部にあてるための拠出金を国民健康保険において負担することとなるため、保険料賦課総額の算定方法を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第74号参考資料

和泉市国民健康保険条例の一部改正(案)新旧対照表

新	旧
<p>(一部負担金)</p> <p>第5条 療養取扱機関について療養の給付を受ける被保険者(老人保健法(昭和57年法律第80号)の規定による医療を受けることができる者を除く。以下この条において同じ。)は、その給付を受ける際、当該給付に要する費用の額の10分の3に相当する額を、一部負担金として、当該療養取扱機関に支払わなければならない。</p> <p>2 } 略</p> <p>3 }</p>	<p>(一部負担金)</p> <p>第5条 療養取扱機関について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、当該給付に要する費用の額の10分の3に相当する額を、一部負担金として、当該療養取扱機関に支払わなければならない。</p> <p>2 } 略</p> <p>3 }</p>
<p>(保険料の賦課総額)</p> <p>第13条 保険料の賦課総額は、次の各号に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 当該年度の初日における療養の給付及び療養費の支給に要する費用の総額の見込額から療養の給付についての一部負担金の総額の見込額を控除した額の100分の65に相当する額</p> <p>(2) 当該年度分の老人保健法の規定による拠出金の納付に要する費用の額から当該費用に係る国の負担金の見込額を控除した額。</p>	<p>(保険料の賦課総額)</p> <p>第13条 保険料の賦課総額は、当該年度の初日における療養の給付及び療養費の支給に要する費用の総額の見込額から療養の給付についての一部負担金の総額の見込額を控除した額の100分の65に相当する額以内の額とする。</p>

新	旧
<p>第30条 本市は、世帯主が国民健康保険法第9条第1項又は第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し、<u>20,000円</u>以下の過料を科することができる。</p>	<p>第30条 本市は、世帯主が国民健康保険法第9条第1項又は第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し、<u>2,000円</u>以下の過料を科することができる。</p>
<p>第31条 本市は、世帯主又は世帯主であった者が正当の理由なしに国民健康保険法第113条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは<u>20,000円</u>以下の過料を科する。</p>	<p>第31条 本市は、世帯主又は世帯主であった者が正当の理由なしに国民健康保険法第113条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは<u>2,000円</u>以下の過料を科する。</p>

- 議長（成田秀益君） 提案理由の説明を願います。
- 市民部長（富田宏之君） 議案第74号「和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。国保財政を取り巻く環境は、非常に厳しいものがございまして。これがため、国におきましても医療保険制度の抜本的改革を含め、医療費抑制のための方策を種々検討いたしておるところでございます。このたびその方策の一つとして、老人保健法が公布され、明年2月1日から施行されることになりました。この法律は、今後予想される高齢化社会に対応するための新しい制度でございまして、疾病の予防、治療、機能訓練等の保健事業を総合的に実施することにより、健康な老人づくりを目指すと共に、老人の医療費についても、国民皆が公平に負担することを目的としたものでございます。国民健康保険法もこの法律の公布とともに一部が改正され、70歳以上の老人及び65歳以上の寝たきり老人等に係る規定の整備が図られました。本市国民健康保険条例につきましても、これがため所要の改正が必要となったものでございます。

以下、その内容につきまして、御説明申し上げます。

まず、第5条でございます。第5条は、国民健康保険の被保険者が、療養の給付を受ける際の一部負担金について規定いたしておるものでございますが、今般の老人保健法規定により、70歳以上の者及び65歳以上70歳未満の寝たきり老人で、老人保健法により医療を受ける者につきましては、昭和58年2月1日からは、本条の規定の適用を受けなくなります。このために本条を改正いたすものでございます。

次に第13条でございます。本条は、保険料の賦課総額について規定しておりますのでございます。今回の法律の改正によりまして、老人保健法の規定による拠出金の納付に要する費用については、国民健康保険料の算定の中を含めることとなっておりますのでございます。このための改正でございます。第1号は、65歳以上の寝たきり老人等を除く70歳未満の被保険者に係る保険料の規定、第2号は、寝たきり老人等を含む70歳以上の被保険者に係る規定でございます。

次に、第30条及び第31条でございます。第30条及び第31条につきましては、国民健康保険に係る罰則の規定を設けてございます。今回の法律改正によりまして、過料についての金額が2千円から2万円に引き上げられました。このための改正でございます。

次に附則でございます。この条例は、昭和58年2月1日から施行するものでございますが、改正後の和泉市国民健康保険条例第13条の規定につきましては、昭和58年度分の保険料から、第30条、第31条の規定につきましては、昭和58年2月1日以降の行為からそれぞれ適用いたすものでございます。

以上、まことに簡単ですが、提案理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり可決御決定を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本条例一部改正議案の新、旧対照表を追加議案書の12ページ、13ページに記載いたしてございますので、御参照いただきたく存じます。

- 議長(成田秀益君) 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 8番(原重樹君) 一点だけお伺いいたします。

13ページの新旧対照表でちょっとお伺いをいたしますが、いわゆる2千円が2万円になった額の問題ですが、十割と大きいんですが、その辺の理由と、この2万円とされてるのは、統一されたものかどうかという点についてお伺いをしたいと思います。

- 議長(成田秀益君) 答弁。
- 保険年金課長(谷上徹君) 30条、31条の規定ですが、これにつきましては、国民健康保険法第9条第1項の規定でございまして、「被保険者の属する世帯の世帯主は、厚生省令の定めるところにより、その世帯に属する被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項その他必要な事項を市町村に届け出なければならない」とあります。市町村に対して、これらの届け出の内容について虚偽の申し出をした場合は2千円以下の過料を科す、ということで、いままで規定されておったのでございます。それを今回、社会情勢の変化等によりまして、老人保健法の施行と同時に附則でこれらの改正が行われました。

これにつきましては、国民健康保険法第127条によりまして、ただいま申し上げました第9条及び第113条の規定の適用については条例を設けてやれ、ということになって今回、2千円を2

万円に国の方で引き上げられたことに基づきまして、和泉市でも条例改正をお願いをしたということでございます。これにつきましては、国民健康保険法の規定に基づいてやっておりますので、各市すべて2千円を2万円に引き上げられてるのが実情でございます。

○ 8番(原 重樹君) 意見だけ申し上げておきたいと思います。

昨日の一般質問でもちょっと触れましたが、今回、老人保健法の制定によって医療を受けようとする場合、非課税の申請書を持って行ってわざわざ登録し、ある一定期間たったら更新してやっていけないといかんという、非常に面倒くさいことを老人にとってはやらないかんシステムです。その上にこういう額に国の方の法律が変わったという事情の中で、もし虚偽の申し出をした場合罰則を規定するわけですが、それを重くしている。虚偽のことをしたらあかんことは確かですが、そういうことに圧力をかける内容になってると思う。その辺で一体化したものとして、慎重に考えていく必要があるということで、意見だけ申し上げておきます。

○ 議長(成田秀益君) 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ございませんか。

○ 8番(原 重樹君) この和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定につきましても、老人保健法がらみの一部有料化を前提にしたものですから、前の議案第73号同様、共産党といたしましては、反対をしたいと思います。

○ 議長(成田秀益君) 反対の意見がありますので、採決を行います。本件を原案どおり可決するに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

賛成多数であります。よって、議案第74号は原案どおり可決されました。

○

○ 議長(成田秀益君) 次に、日程第20「昭和57年度和泉市一般会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第68号

昭和57年度和泉市一般会計補正予算(第3号)

昭和57年度和泉市の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,721,347千円を追加し、歳入歳出予

算の総額を歳入歳出それぞれ 29,544,677 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第 2 表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第 3 条 既定の債務負担行為の追加及び変更は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第 4 条 既定の地方債の追加及び変更は「第 4 表 地方債補正」による。

昭和 57 年 12 月 14 日提出

和泉市長 池田 忠雄

第 1 表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 自動車取得税交付金		170,500 ^{千円}	5,951 ^{千円}	176,451 ^{千円}
	1. 自動車取得税交付金	170,500	5,951	176,451
7. 分担金及び負担金		411,618	42,331	453,949
	1. 分 担 金	26,982	9,176	36,158
	2. 負 担 金	384,636	33,155	417,791
9. 国庫支出金		4,978,734	949,111	5,927,845
	1. 国庫負担金	2,437,530	△ 10,818	2,426,712
	2. 国庫補助金	2,498,570	959,929	3,458,499
10. 府支出金		1,568,429	217,228	1,785,657
	1. 府負担金	166,289	△ 2,522	163,767
	2. 府補助金	1,268,327	219,750	1,488,077
11. 財産収入		771,604	191,893	963,497
	1. 財産運用収入	14,179	100,928	115,107
	2. 財産売却収入	757,425	90,965	848,390

12. 寄 附 金		280,000	32,000	312,000
	1. 寄 附 金	280,000	32,000	312,000
13. 繰 入 金		773,351	30,000	803,351
	1. 基 金 繰 入 金	773,351	30,000	803,351
14. 諸 収 入		3,251,965	19,833	3,271,798
	5. 雑 入	2,477,565	19,833	2,497,398
15. 市 債		1,792,390	1,233,000	3,025,390
	1. 市 債	1,792,390	1,233,000	3,025,390
歳 入 合 計		26,823,330	2,721,347	29,544,677

2. 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 議 会 費		221,276 ^{千円}	23,402 ^{千円}	244,678 ^{千円}
	1. 議 会 費	221,276	23,402	244,678
2. 総 務 費		2,085,361	66,603	2,151,964
	1. 総 務 管 理 費	1,096,121	64,422	1,160,543
	2. 徴 税 費	449,328	1,998	451,326
	4. 選 挙 費	35,667	64	35,731
	6. 監 査 委 員 費	18,786	119	18,905
3. 民 生 費		7,232,079	1,253	7,233,332
	1. 社 会 福 祉 費	3,024,015	1,253	3,025,268
4. 衛 生 費		2,396,161	7,387	2,403,548
	1. 予 防 衛 生 費	1,185,685	7,387	1,193,072
6. 農 林 水 産 業 費		217,671	872	218,543
	1. 農 業 費	199,909	872	200,781
8. 土 木 費		3,461,945	1,721,325	5,183,270
	2. 道 路 橋 梁 費	353,219	59,155	412,374
	3. 河 川 水 路 費	213,827	20,000	233,827
	4. 都 市 計 画 費	766,268	33,800	800,068
	5. 住 宅 費	1,896,877	1,608,370	3,505,247

9. 消 防 費		612,293	6,678	618,971
	1. 消 防 費	612,293	6,678	618,971
10. 教 育 費		5,247,853	778,840	6,026,693
	1. 教 育 総 務 費	286,532	1,764	288,296
	3. 中 学 校 費	2,181,771	3,382	2,185,153
	4. 幼 稚 園 費	794,537	8,274	802,811
	5. 社 会 教 育 費	676,744	765,420	1,442,164
12. 諸 支 出 金		1,232,021	16,800	1,248,821
	2. 災 害 援 護 資 金 貸 付 金	1,800	1,800	3,600
	4. 基 金 費	952,011	15,000	967,011
15. 災 害 復 旧 費		240,573	98,187	338,760
	2. 農 林 施 設 災 害 復 旧 費	66,319	42,119	108,438
	3. 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	140,670	56,068	196,738
歳 出 合 計		26,823,330	2,721,347	29,544,677

第2表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金 額
8. 土 木 費	5. 住 宅 費	改良住宅建設事業	825,000 ^{千円}

第3表 債務負担行為補正

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
改良住宅建設事業	昭和57年度 } 昭和58年度	1,077,384 ^{千円}	昭和57年度 } 昭和58年度	195,200 ^{千円}
(仮称) 第2石尾中学校体育館建設事業			昭和57年度 } 昭和58年度	144,982
溜池整備事業			昭和57年度 } 昭和58年度	15,150
教育施設用地取得事業	昭和57年度 } 昭和59年度	739,370	昭和57年度 } 昭和58年度	1,232,379
和泉市土地開発公社に委託し、先行取得する上記用地取得事業資金の元金及びその利子(債務保証)	昭和57年度 } 昭和61年度	元金 2,420,940 及びその利子	昭和57年度 } 昭和61年度	元金 2,913,949 及びその利子

第4表 地方債補正

起債の目的	補正前				補正後					
	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
災害復旧 資金貸付 事業	1,800 千円	普通貸借 又は 証券発行	年9.0% 以内	府行他 政銀そ のの	20年以内(内据置 3年以内)ただし、 市財政の都合によ り据置期間及び償 還期限を短縮し、 もしくは繰上償還 又は低利に借換え することができる。	3,600	普通貸借 又は 証券発行	年9.0% 以内	府行他 政銀そ のの	20年以内(内据置 3年以内)ただし、 市財政の都合によ り据置期間及び償 還期限を短縮し、 もしくは繰上償還 又は低利に借換え することができる。
診療所 整備事業	2,200	同上	同上	同上	25年以内(内据置 5年以内)ただし、 同上	7,700	同上	同上	同上	同上
道路橋梁 整備事業	13,500	同上	同上	同上	同上	18,900	同上	同上	同上	同上
都市計画 事業	72,600	同上	同上	同上	同上	81,600	同上	同上	同上	同上
改良住密 建設事業	655,900	同上	同上	同上	同上	1,148,900	同上	同上	同上	同上
消防施設 整備事業	11,300	同上	同上	同上	同上	18,500	同上	同上	同上	同上
災害復旧 事業	58,700	同上	同上	同上	同上	79,800	同上	同上	同上	同上
史跡池上 曾根遺跡 整備事業						700,000	同上	同上	同上	同上
計	1,792,390					3,025,390				

- 議長（成田秀益君） 提案理由の説明を願います。
- 財務部長（麻生和義君） それでは、ただいま御上程いただきました議案第68号「昭和57年度一般会計補正予算（第3号）」について、その内容の御説明を申し上げます。

今回補正予算の主な内容は、去る4月1日に特別職の報酬引き上げに伴う特別職等の報酬の追加と、改良住宅建設事業費等補助金の確定に伴う事務事業費の確定に伴い補正の必要が生じたので、本補正予算を御提案申し上げた次第でございます。

それでは予算書に基づき、御説明申し上げます。

まず第1条にございますように、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27億2,134万7千円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ295億4,467万7千円とするものでございます。歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

次に第2条は、繰越明許費でございまして、地方自治法213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することが出来る経費を定めるものでございまして、第2表のとおり、改良住宅建設事業費8億2,500万円と定めてございます。

次に、第3条は、債務負担行為の補正でございまして（仮称）第2石尾中学校体育館建設事業費等の追加でございまして、期間、限度額は、「第3表 債務負担行為補正」のとおりでございます。

第4条は、地方債の補正でございまして、起債の目的、限度額、起債の方法等「第4表 地方債補正」のとおりでございます。

以上が予算の条項でございます。

それでは、事項別明細書により、歳出予算から御説明申し上げます。44ページでございます。まず、議会費でございますが、議員各位の報酬等の追加として、2,340万2千円追加計上いたしました。

次に、総務費につきましては、特別職の給与を初め各行政委員さんの報酬等の追加と、一部財産区財産売り払いに係る地元公共事業交付金の追加計上で、6,660万3千円計上いたしました次第でございます。

次に、民生費でございますが、昭和58年2月1日より老人保健法の実施に伴う老人保健事業特別会計への繰出金1,774万4千円と、本会計での70歳以上の老人医療扶助費更生減額1,649万1千円、差し引き125万3千円の追加計上でございます。

次に、衛生費でございますが、老人保健の実施に伴う健康手帳作成及び健康診査費等188万7千円、また、和泉診療所の備品購入費として550万円追加計上いたしました。

続きまして、農林水産業費でございますが、農業委員会委員の報酬を初め補助金確定等に伴う事務事業費の補正でございますが、87万2千円の追加計上でございます。

次に、土木費でございますが、道路橋梁費につきましては、市内一円の道路整備費、市道光明池和田線、上代伏屋線のそれぞれの追加計上でございますが、5,915万5千円計上いたしました。

河川水路費につきましては、市内の水路改修工事費として2千万円、また、都市計画費につきましては、公共下水道事業特別会計への繰入金930万円、北池田排水路等改修工事費2,450万円追加計上いたしました。

次に、住宅費でございますが、住宅管理費として583万9千円と、改良住宅建設事業費につきましては、補助金の確定に伴い債務負担行為より歳出予算への組み替えでございますが、16億253万1千円追加計上いたしましたものでございます。

以上が土木費の補正内容でございます。

次に、消防費でございますが、消防団員の報酬の追加と、防火水槽等の追加工事費として、667万8千円計上いたしました。

次に、教育費でございますが、教育総務費として教育委員さんの報酬追加176万4千円、中学校費として結核検診委託料等追加338万2千円、また、幼稚園費として、臨時教員賃金と私立幼稚園就園奨励費等の追加827万4千円追加計上いたしましたものでございます。

また、社会教育費として社会教育委員の報酬の追加、史跡池上曾根遺跡用地購入費、市民会館及び美術館の備品購入費等7億6,542万円計上いたしました。

次に、諸支正金でございますが、災害援護資金貸付金として1件分180万円、また、基金費として、公共施設整備基金への積立金として、1,500万円計上いたしましたものでございます。

最後に、災害復旧費でございますが、いずれも8月豪雨による災害復旧事業費でございますが、今回補助金の採択を受け、今年度に対処できるよう9,818万7千円追加計上いたしましたものでございます。

以上が、歳出予算の内容でございますが、歳出総額27億2,134万7千円と相なる次第でございます。

続きまして、これら歳出予算に充当すべき歳入について御説明申し上げます。38ページでございます。

自動車取得税交付金につきましては、595万1千円追加計上いたしてございます。

次に、分担金及び負担金4,233万1千円、国庫支出金9億4,911万1千円、府支出金2億1,722万8千円をそれぞれ追加計上いたしてございますが、これらは歳出予算に相関連いたす歳入でございますが、それぞれ追加計上いたしましたものでございます。

次に、財産収入でございますが、財産運用収入として、公共施設整備基金運用収入として1億92万8千円、財産売払収入として、財産区財産売払収入9,096万5千円計上いたしましたものでございます。

次に、寄附金でございますが、美術館及び市民会館用の備品購入費寄附金でございます、3,200万円計上いたしました。

また、繰入金として、美術館運営準備基金からの繰入金3千万円を計上いたしました。

諸収入につきましては、過年度収入等1,983万3千円計上いたしました。

最後に、市債でございますが、適債事業を考慮し、12億3,300万円計上いたしましたものでございます。

以上が、今回御提案申し上げました議案第68号「一般会計補正予算(第3号)」の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長(成田秀益君) 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 8番(原重樹君) まず第一点、歳入の41ページ、寄附金のところで美術館の指定寄附金は、どこからの寄附金であるかということ、歳出の方の美術館運営準備基金からの繰入金3千万円と合わせて6千万円ということですが、何の備品を購入しようとしているのか、その辺の内容。

二つ目には、42ページの雑入の健康診査実費徴収金というのがありますが、これは老人保健法に伴うヘルス事業の中身の一部だと思うんですが、どういうものか、詳しく御説明いただきたい。

それから46ページの老人医療助成費のところでは助成費の更生減1,600万円、繰出金として特別会計へ1,700万円やるということですが、この数字は1カ月間だけだと思いますが、百何十万円ですか。繰出金の方が多くなるわけですが、その辺の年間を通してのバランスというか、いままでと比べてどうなっていくのか、見通しについてお伺いしたい。

○ 議長(成田秀益君) 理事者答弁。

○ 指導部次長(竹田明郎君) 第一点目の美術館関係についてお答え申し上げます。

まず、歳入の方の寄附金でございますが、どこからか、ということですが、久保さんの傍系会社の太平洋興産株式会社から3千万円いただくことになりました。美術館の基金としてすでに入ってる3千万円と合わせて6千万円にして、かなり美術館としての備品はそろってるのでございますが、収蔵庫、美術品を直す蔵ですが、内田の方の施設がまだ全然行ってません。というのは、いろいろ国立文化財研究所等にも、長期的に保存するものですので指導を得ておったんですが、このほど素案がまとまってまいりましたので、この際、久保さんをお願いしてつくろうというものでございます。このほか展示ケースもあと数点必要といたしますので、この際整備させていただきたい、このようなことで購入を予定しておるものでございます。その他諸研究備品等もまだ

若干不足しておりますので今回、6千万円のワクをいただき購入しようとするものでございます。

○ 8番(原 重樹君) いまの美術館の問題ですが、聞き間違いかも知れませんが、収蔵庫が主ですね。それをつくろうということですが、これは寄附を求めたということになるんですか、その辺ちょっと…。

○ 指導部次長(竹田明郎君) もちろん、美術館全体の施設として必要であったわけですが、これまでまだ完全な指導を得ておりませんでした。このほど、東京にある国立文化財研究所から、こういう方法のたなをつくれれば一番ベターであるという設計素案ができてまいりましたので、これに基づいて完備しようとするものでございます。この御寄附をいただくときには、整備しておいてほしいと要望しておいたものです。それが実現したものでございます。

○ 8番(原 重樹君) 意見だけ。昨日も直村議員からいろいろ指摘も出ていた問題ですが、ここに急に寄附金が出てきたんでどうということかな、と御質問させていただいたんですが、要は市立ですので、いちいち備品を買うのにお伺いを立てる、そうなるとは思いませんが、そういう状況も懸念しますので、その辺ではきっちりけじめをつけていくという点で再度、申し上げておきたいと思えます。

○ 議長(成田秀益君) 次。

○ 産業衛生部長(広岡史郎君) 42ページの雑入について、健康診査実費徴収金ということでお願いしております。これは過去、いろいろと健康診査で胃ガン、子宮ガン検診等を行っておりますが、それらの内容を十分見ながら応分の負担を願うということで、ここに掲げさせてもらったものは、1人700円の200人分でございます。

ただ、保健事業の実施に要する費用は、国、都道府県及び市町村がそれぞれ三分の一ずつ負担するという骨子の老人保健法ができております。保健事業のうち健康診査は、受診者またはその扶養義務者から事業に要する一部を徴収するものとしてとされる予定であるということで、いままで厚生省の指導を受けてまいりました。最近に至りまして、これらの費用の徴収基準並びに健康診査費の経費をいかにとどめていこうかという国の指導も受けながら、府を通じていろいろ主管会議で検討しております。まだ確定的な数字はあがっておりませんが、早いところでそれらの基準を示していただきたいと願っております。

いずれ、多くの地域住民がこれを受けまして、法の実効を挙げるという中で制定された法でございまして、もちろん、一般健康診査の経費、それらを含む精密診査、訪問健康診査費、ガン検診費とかの価格の設定と、なお、徴収することができるという基準をいかに持つていくかということの詰めを急いでいきたいと考えております。いずれ府下統一的な形で数字が固まってくるかと思いますが、これより減額された場合は更正減もあるかと思えます。ここへ挙げられた従前

の子宮ガン、胃ガン検診なりの応分の負担を願うという数字でございますので、その点御理解を賜りたいと思います。

- 8番(原 重樹君) ちょっとお聞きしますが、たとえば一般の健康診査は40歳以上とありますが、私はまだその年齢に達しないので対象外ですが、たとえば私がそれを受けようとしたら、- どういうシステムを通して受けたいのか、もし、決定していたら明確にさせていただきたい。
- 産業衛生部長(広岡史郎君) 今回の老人保健法に基づく諸事業の中身は、現状のところ、住民の方々に周知されておりませんので、まず、1月号の広報に詳しく掲載させていただきます。この法の適用を受けられる方々は、政府管掌の健康保険、組合保険、共済保険、船員保険等の加入者外でございますので、本市では現状、2万9千程度の方々がこれの対象になろうと考えております。まず、健康手帳の交付は、市民の皆さん方にPRした上で本人自身からの交付申請を受け、その後、いろいろ系統的な事務に取りかかろうと考えております。
- 8番(原 重樹君) 結局、先ほどから聞いておりますと、まだ具体的には決まってないわけでしょう。今後、中身の詰めもしていけないかということでしょうが。たとえば胃ガン検診であれ何であれ、健康診査実費徴収金という形で出すのは、ちょっと時期が早すぎると思う。2月からやっっていけないかと言われるが、その辺をどう考えてるのか。この14万円は、何人来て1人幾らというはっきりしたものがあるのか、ちょっとお伺いしたい。
- 産業衛生部長(広岡史郎君) 先ほど申し上げましたように、14万円の算定基礎は、1人700円の徴収で200人の対象があろうということでございます。それらの経費の今後、動きはございますが、それについては、先ほどお答えしたとおりです。もちろん、この事業の進め方は、歳入も伴った上での予算のバランスをとっていきますので、歳出に合わせて一応検討させていただいたものでございます。
- 8番(原 重樹君) 700円の200人、700円についても、関係の委員会で何も実際には出てない話ですし、何ら知らない。その意味では順番を間違ってるし、詰めをするといえばそれまでの話ですが、その意味では、その法そのものが時期尚早のような気がしますので、その点今後、早く詰めをしていかななくてはならない、あるとは思いますが、意見を申し上げておきたいと思ひます。
- 議長(成田秀益君) 次。
- 市民部次長(中川鉄也君) 老人医療費関係の46ページ、繰出金1,774万4千円に対し扶助費の減が1,649万1千円、差し引きして少ないという御指摘ですが、そのとおりでございます。本来ならば、老人医療費の扶助費はもっと減額せいかんわけですが、本年度当初予定よりも医療費がかさんでるということで、1,649万1千円の更正減にしかならなかったということです。

原議員さんの御質問は、それらの上に立って、一体どれぐらいの市町村の負担がふえるかということですが、58年度推計では、老人福祉法と現行との差が和泉市で置き替えますと、年間トータルとして1億2,097万3千円余和泉市の一般財源の持ち出しがふえると計算しております。

○ 議長(成田秀益君) 他に。

○ 1番(若浜記久男君) 私もいま、原議員の方から言われました39ページで健康手帳の作成費ということで予算を組まれてますが、私、先ほどから条例制定なり国民健康保険問題についても、賛成も反対も意思表示をしなかったわけです。実は、補正予算の中で出てくるだろうと思っておったんですが、一つ気になったことがあります。先ほどから部長から言われましたけれども、健康手帳、これは一体何なのか、詳しく説明をいただき、この中で若干角度を変えてお聞きをしたいことがございますので、この点についてちょっと説明していただけますか。

○ 議長(成田秀益君) 答弁。

○ 産業衛生部長(広岡史郎君) 健康手帳は、保健事業の種類の中で保健手帳の交付が規定されております。保健手帳は、健康診査の記録その他老後における健康保持のために必要な事項を記載するものとし、自らの健康管理、適切な医療の確保に資するため交付するものと規定されております。

○ 1番(若浜記久男君) この健康手帳を40歳以上の方が申請すれば出してくれる。そうすると、この健康手帳を持っていけば一般診査という形で受けられるわけですね。この一般診査というと、幾らぐらい個人負担になるわけですか。100円とか、いろんな形で私どもも資料を持って聞いてるわけですが、100円とか200円とか、詳しくお聞きしたいが、一般診査というと、恐らく問診なり触診なり聴診なりの形であると私なりに解釈してるわけです。一般診査では、恐らく疾病なり障害の程度なりはわからんのではないかと考えるわけです。そうしますと、一般診査ではなく、もっと高度な精密検査とかに移っていくんじゃないかと考えます。そうすると、果たして後の特別会計に計上してありますが、3億2,000万円の中に、この手帳そのものが医療に入るのか、その他のヘルス事業に入るのか、この点をお聞きして、次の質問をさせていただきたいと思えます。

○ 産業衛生部長(広岡史郎君) お尋ねの件でございますが、もちろん、健康手帳を交付いたしますと、すぐ一般健康診査なり、必要と認められる場合は精密検査等に移行していくわけでございます。御指摘の一般健康診査は、問診、体重、身長測定、検尿まで入ってまいりますので、かなりこの診査でお精密を必要とするか、即座にその場で疾病に罹患しているということも確認されるような、かなり技術も進歩していると聞いております。健康手帳の交付は、40歳以上の方々となっておりますが、この40歳以上65歳未満の方々には、その申請により家族にも交付す

るという形で、65歳から70歳までは、寝たきりも含めてということでございます。

なお、本人の負担等についてちょっと触れられましたが、そういう案でまいております。かなり健康診査にかかる医療経費等も高騰してまいておりまして、住民負担を避けて、市町村並びに都道府県で交付の負担をしていこうということで制度ができておりますが、一般健康診査の経費そのものの基準も、なお、都道府県、大阪府下でも市町村によってかなり金額が違うように聞いております。もちろん、一般健康診査を行う場合、集団検診でやるのか、個別検診でするのか、いろいろ医療機関の手を煩わす。開業医の先生にお願いするのか、なお今後、詰めていかねばならん問題がございます。現状では、こうなるんだという確約してお答えしがたい時期でございますので、来年2月1日へ向けての中で、年内には大まかに、1月中にはそれぞれ自己負担徴収、自己負担免除、それから各検診実費を行う基準等が明確になってくるのではないかと考えております。詳細につきましては、所管の産衛委員会等にも逐次御報告申し上げ、適切な執行になお遺漏のないように努力しておりますので、よろしくお願いいたします。

- 1番(若浜記久男君) この健康診査が医療に入るのか、ヘルス事業に入るのかの答弁がなかったのですが、私の持っている資料には医療の方に入ってるので、そうと理解してるんですが、実は、私ども10月議会におきまして質問しながら、府の知事に対して意見書も出したわけです。こういう中で100%満足できることではなかったんですが、若干、他の自治体に比較して一定の評価がある部分も出てきてると考えてますし、かといって、ああそうですか、というわけにもいきませんので、今後はヘルス事業、保険事業に主眼を置いて精いっぱい努力していってもらえるならばやむを得ないというふうな認識に立っているわけです。

その意味で、この健康手帳の一般診査というのは今後、これは2、3月分の2カ月の予算だろうと思うわけですが、恐らく民間の医療機関に委託されるであろうと理解するわけですが、一般診査の費用はどれぐらいかかるかということで、先日も泉南市と堺市の私どもの仲間ともいろいろ話したわけですが、恐らく一般診査で3千円か4千円かかるんじゃないか。それで、一般診査でどれぐらいの症状がわかるか、ほとんどわからないので、9割方精密検査に委ねないといかんのではないか、こういう分析をしてるわけです。

精密検査になると1万7、8千円ぐらいの費用を要するわけです。3億2,000万円で恐らく医療というふうに考えますと、2月、3月にどれぐらいの方々が健康手帳を交付され、初診料が800円、精密検査を受けるとなると700円でいけるか600円でいけるのか、その辺の数字だろうと思うんですが、一般診査で100円、当然、健康手帳を持っていったら初診料よりも安くつくわけですが、相当な負担がかかる。3千人と仮定しても大体一般診査で3千円でも2千円でもいいが、精密で1万8千円としてもいいが、1人2万円と計算しただけで、3千人としても

6,000万円ですか、すぐバンクしてしまう。本当にこれを聞いて、この2、3月に果たしてや
っていただけるのかどうかと思います。健康手帳が配布されるわけですから当然、やっていかれると
理解しますが、非常に危険なものがひそんでいるかと思っています。この点の答弁をお聞きいたしま
して、次の予算委員会の中でいろいろお聞きしていきたいと考えますので、この決意を聞いて終
わらせていただきます。

○ 産業衛生部長（広岡史郎君） いろいろ御指摘をいただいております。この保健事業は当面、
市が行うとして、いろいろ取り上げてまいっておりますが、法の趣旨から言うと、疾病の予防、
治療、機能訓練となっております。この保健手帳交付から始まる種々の保健事業は、医療では
ないと考えております。ただ半面、御指摘いただいておりますいろんな経費から見ますと、医療、
治療を受けるのに匹敵する金額が出てまいります。一般健康診査でも大阪府下でいろいろ変動は
ございますが、和泉市で行った場合でも、医療機関でした場合は1件2,000円から2,500円ぐ
らいかかるのではないかと、精密検査になると、医療機関の場合1万円を軽く超えます。

これらの金額を国の方でうんと押さえてきております。これを基準額として本人負担額を示し、
国が3分の1、府が3分の1となれば、莫大な超過負担を市がかぶらなければならないということ
は現状、先が見えております。それで府において、主管者会議では強くこれを申し入れ、基準額
の増額等も含めて対応しております。一応の案は示されておりますが、現状、府下統一してこれ
で決定したものではないという、対応の姿勢ははまだ崩れておりませんので、今後、厳密に見守
る中で市の財政負担能力も勘案し、なお、市民の方々の負担を強くないような方法を講じて、強
力な対応をしていかなければならないと考えております。今後、いろいろ御指導を賜りたいと思
っております。

○ 議長（成田秀益君） 他に。

○ 16番（赤阪和見君） 公共施設取壊工事費、南池田公民館だと思っておりますが、これの今後の取
り組み方を聞いておきたいのが第一点。

それと、光明池和田線整備事業ですが、いよいよ物件費追加という形で用地購入も終わり、
これですべてなのかという点と、いつごろからの工事を完工をされるかという点。工事請負費が
359万4千円更正減になっているが、その内容。

それから、53ページの社会教育総務費の中に婦人ボランティア活動講師謝礼となっておりますが、
市全体のボランティアに対する取り組み方、福祉の方もつかんでると思いますが、そんなボラン
ティア活動を市全体で掌握しながらやっておられるかという点をお願いいたします。成人対策費
の中のどういうことかという点です。

それと、災害復旧費の中の全体的にとらえて今回、8月2日に大きな災害があり、和泉市の中

でも相当数問題が起こっていますが、その中で緊急を要するという事で災害復旧のペースに乗ってられないというところがたくさんあったと思います。市や府、国のペースでいけば、2年にわたっての災害復旧というところで考えられておりますので、特に横山方面のみかんの畑に行くまでの道路の破壊等緊急を要する状態になったときの災害復旧、これらの点をどう考えられているのか。先に災害復旧してしまうと、後の復旧費はなかなか出ないし、とても無理。しかし、百姓で食ってる故に直さなければどうしようもないというところがたくさんあったと思う。

その辺で現物支給という話がありましたけれども、それに乗らない。ただ、現物支給の場合、日時が限られておりますので、それに乗っていかない範囲のものがたくさんあったという点が伺われるわけですが、現課では、今回の災害に対して非常な努力をされて復旧に全力を尽くしていただいている点はよくわかりますが、その制度に乗せたくても、乗るのを待っていると、みかん等に非常に影響があるという困った点が随所に出たと思いますので、そういう点での今後の対策をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○ 議長（成田秀益君） 答弁。

○ 指導部次長（竹田明郎君） まず第一点目、施設の取り壊しですが、南池田公民館取り壊しの費用でございます。非常にこれまで地元の方々に御利用いただいておりますので、私たちといたしましては、教育委員会所管施設はもとより、国、府の施設も誘致するような考え方で、早期に地域の方々に御利用できる施設を持ってこようと現在、努力しております。

後の婦人ボランティアにつきましては、全市的なボランティアは別といたしまして、本予算に計上させていただいておりますのは、文部省の方で社会教育の一環といたしまして、婦人が施設等に御慰問に行ったり、子供たちに紙芝居を見せるとか、教育、福祉にボランティア活動ができるような人材を養成する国庫補助のもとの制度でございます。

なお、本市におきましては先般来、広報で募集して現在、演劇の指導を賜っております。この報償費についても、NHK放送のアナウンサー、演劇の専門家を招へいして、10名余御婦人の方々が習われてる。これが終わると、子供たちへの演劇指導あるいは子供会の行事に出演していただくとか、そういうボランティア活動を展開していただこうと思っております。

○ 議長（成田秀益君） 答弁。

○ 建設部長（逢野一郎君） 光明池春木線につきましては、非常に長い間、皆様に御迷惑をかけ、おかげをもちまして、議員皆様方の御協力をもちまして一応の買収が完了いたしました。これに伴いましてさっそく設計もいたしまして現在、3月完成をめどにすでに工事を発注しております。

なお、工事費の300万円の減でございますが、これは現在、府道が歩道を設置している関係上、府とも十分協議して、府の分についてはやっていたくという協議が整いましたので、わが方の

道路の築造のみにとどめたということでございます。

○ 議長（成田秀益君） 次。

○ 産業衛生部長（広岡史郎君） 農林業施設の災害復旧でございますけれども、災害時、災害を大きく拡大することを防止するため、また、前段で未然に防止できるものはしようということで、応急復旧に土のうとかくい、土砂等を77カ所に農林課から現物支給し、その経費も260万2千円に上っております。

当面、応急復旧にはかなりの成果を治めてきたとみておりますが、耕地災害とか山地崩壊、林道災害等、国の査定を受けるため現地へ入ると、みかん農道に大きな被害を受け、大変お困りの状態ですが、単なる応急復旧の形だけしかとどまらなかったということも目にしております。

御指摘のように、これらは十分な応急復旧し、後で恒久復旧するという、系統的な事業に対応すべきだということは、おっしゃるとおりでございます。しかし、応急復旧には補助金等にも取り上げられておりませんし、市費で、また、地元分担率も定めた上で、負担も市としては応じかねるという形で、ずっと対応してきたわけです。たまたま、8月台風の被害がかなり大きなものでございました。また、こういう台風の到来もあるかもわかりませんので、一応、現状の行っていることに加えておっしゃる対応も時間をいただき、検討していきたいと痛切に感じているということでございますので、御理解賜りたいと存じます。

○ 16番（赤阪和見君） 災害の方はよろしく願いいたします。

それと、青年学級ですが、この設置の変更は、条例を変えんといかんのんと違いますか。

○ 指導部次長（竹田明郎君） 場所を変えていただかなければならないんですが、途中でございますし、また、私どももいま、青年学級を抜本的に成人までに発展的に拡大しようかな、という考え方を持っております。実は、今日も先生方と合っているんですが、そういう経過もありますので、ちょっと今回は、条例改正は、このまま継続させていただきたいと思っております。

○ 議長（成田秀益君） 他に。

○ 5番（田中包治君） いま、災害復旧の話を書きましたが、8月の災害が非常にきつかったことは認めるわけですが、これは河川とか市道となると最後までやってくれるが、問題は、農道とかです。災害復旧がこれだけ出ているのに、わしもちょっとおかしいと思います。当時、農林課から各農協へくいとかを少々無料で配布した程度ですね。そうすると、問題なのは後で修理しなくてはいけない。市単扱いとなるか、全然地元負担と考えているのか。これを見ると、市単といってもわずか100万円の追加、農業道路も200万円程度。そうすると、山が崩れたとか、個人の持ち物は別としても、里道とか、そういう問題については、市は全然知りまへんということなのか、この点、はっきりしてください。そうでないと、市単の費用も出さん、わずか2割やと思う

んですが、お前と勝手に直しなさい、ということですか。追加がわずか100万円ではどないもならないと思います。あれほど広大に被害が出ながらわずか300万円、後始末はしなさい、では納得できない。

○ 議長（成田秀益君） 答弁。

○ 産業衛生部長（広岡史郎君） 今回の災害による農道等を含む農林業施設の被害は約5.7件ございまして、経費を見積もりますと1億6,577万6千円、これについて、農水省、大蔵省の査を受け、市が設計し申請した97%まで災害復旧を認めていただいたということでございます。区分は、林地が27カ所、山地崩壊6カ所、耕地災害65カ所、合わせて98カ所でございます。当然、国、府、市なり地元がそれぞれの分担率に定められた中でお互いに経費を分担し合って災害復旧をやっていると考えております。

御指摘の100万円の市単独事業の追加でございしますが、当初500万円の予算措置をさせていただく中で今回、100万円の追加を願うことで、20万円から200万円程度までの事業で今回の災害でも一部採択させていただいてますが、できるならば、すべて災害復旧で採択していただきたかったんですが、一部その査定に採択されなかったものについて今回、捨上げたといいうことでございます。

応急復旧は先ほど申し上げましたように、260万2千円程度の経費でもって現物支給をしたわけですが、これらは先ほどの先生の御意見ともあわせて検討していきたい。災害復旧はかなり膨大な額で、1億6,577万6千円、それぞれ負担区分によって57、58年度にかけて復旧していきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○ 5番（田中包治君） 一番心配なのは、必ず災害というのは、大きなやつだけは見に来てくれるがちょっと道が半分崩れたなどというのはそのままになってる。災害復旧の中にもほり込んでおらない。その道は、自分ら勝手にせよ、ということでは、わしはどうしても理解できない。水路の破損とか、おたくが言われるように、1件20万、30万、理屈はわかりますが、100万円以内でも、しょうがないときは直さなければならない。そうすると、すべておたくら勝手にやりなさい。期限があるんですね、来年のいまごろまでに直さんと農家に影響する。100万円ぐらいの予算を組んで、これでございます、という話では、ちょっと理解できない。大きな道がつぶれたという、だれが見てもわかるようなものはお互いに理解するが…。農家は余り収益もないし、そこらを考えれば、負担金を考えれば相当抵抗を感じることも事実です。大きな金を出さんやったらたんぼはとこか、となると、大きな混乱が起こるんじゃないかと考えます。わずか100万、200万の予算でごまかそうと考えるが、あとはもうないんでしょう100万追加したら、違うの。

○ 農林課長(谷 俊雄君) お答えいたします。

災害復旧につきましては、御指摘の農道等の100万円計上してあるお話でございますが、実は、災害復旧につきましては今回、各農協から上がったものを申請して97%採択をしていただいております。先ほど部長から御説明いたしましたように、98カ所に上っております。この復旧につきましては、57年度9月議会で5,000万円計上させていただき、また今回、さらに4,000万円、合計9,000万円でもって復旧したいと考えておるわけでございます。

なお、この100万円の件につきましては、市単独不採択の一般の国、府の土地改良事業に乗らない小規模な土地改良事業を対象にしたものでございまして今回、災害等がございまして、特に小規模で採択に乗らない、緊急を要するもの3件ほどございまして、この分を100万円計上させていただいたものでございます。したがって、災害復旧で9,000万円計上させていただき、57件ほど直したいと考えております。

○ 5番(田中包治君) いまの話を聞いてると、3件追加があったから100万円追加したんや、あとはないんやということですか。

○ 農林課長(谷 俊雄君) 決してそうではございません。特に緊急を要するものとして、小規模なものについて100万円計上したというものでございます。

○ 5番(田中包治君) おかしい。最初から緊急を要するものについて予算を組んであったら、別に予算を計上する必要はない。前に600万円あったが、使うてしもうてない。緊急を要するやつが3件上がってきたので100万円追加した。あとはないんやということでしょう。

○ 農林課長(谷 俊雄君) 土地改良事業につきましては、一般の改良事業に当初600万円計上しておったわけですが、災害復旧事業は、災害復旧事業として補助採択としてやるのが本来ですが、災害復旧に乗らなかった早急にやらなくてはならない小規模なものが3件ございましたので、市単費でやるということでございます。

○ 5番(田中包治君) 緊急はよろしいわ。あとはもうないということでしょう。57年度は。

○ 農林課長(谷 俊雄君) 府の事業につきましては、57年度に約16件予定しております。それにプラス3件ございます。

なお、若干の要望を受けておりますが、それについては58年度…。

○ 5番(田中包治君) だから、1銭も金はないんでしょう。

○ 農林課長(谷 俊雄君) 現在はそうです。

○ 5番(田中包治君) 今後は来年の3月まで待てということですか、どうしますんね。こんなでたらめな予算の組み方ないぜ。全然1銭もありません、あと申請してもあかん。そんなことされたらどうなるの。農民はおとなしいから、ごたごた言わへんからどうでもええんだとなるが、

どうしても理解できない。いつも農林課は金がないと思うが、いまの時点であと1銭もありませんという。これからのやつは来年、去来年です。と、そんなことで執行できますか。そこが不思議でならない。そんなあほうな予算の組み方ないぜ。何のために補正予算を組んだんか聞きたい。ましてや、農業は来年3月まで仕事せないかんのに、来年になったらパーや。たんぼ植えてからやったら何もでけへん。いよいよこれから申請して何とかしようというときに、もう金は1銭もありまへんということでは、一体、何のために補正予算を組んだんですか。

- 産業衛生部長（広岡史郎君） 今回の災害で農林業の施設にかなりの被害が出まして、実際、農林課の職員が現地へ入っていろいろと御相談申し上げてきた実態が245、6件あるわけでございます。その中で98件について補助採択も受けて災害復旧をやっている、かよう計画しているわけです。

一方、市の単独事業で行っております土地改良事業は、年々、予算の増額等も認められてきておりますが、これで一応、救済していかねばならない事業も年間を通じてかなりございます。これで予算はしまいや、どうするんや、ということでございますが、もちろん、災害が起こった場合、何も予期せぬ期待もしておりませんが、仮にあった場合は、当然、国の査定を受けながら追加予算等も加えて応急復旧していかねばならない、それに付随する土地改良事業も必要であるということですので今後、次の議会等までに発生したときは、市単独事業でも補正が可能であろうと考えております。市単独で行う予算の額は限られておりますので、地元の方々に対しては、災害復旧にも採択されない、また、市の単独事業も受けられないということで御迷惑をかけてることも多々あると思います。限られた予算で対応していくということでございますので、今後の課題としていろいろ研究してまいりたいと思います。

- 5番（田中包治君） 274、5件あってよかったのは97件、あと180件余は災害の決定を受けてない。その中で市単で整備するやつが何ぼか知らんが終わってる。こういうことなんでしよう。そうしたら、あとの180件余はほっときなさいというのと一緒ですよ。こんなでたらめな言い方あるかいな。全部残ってるというんならいいが…。その予算がもうありませんよという。どういう意味や。

- 産業衛生部長（広岡史郎君） 先ほど説明しております274、5件は、農林課の職員が現地へ入って、ほんのあぜが欠けたというのもありまして、その中で補助採択されたのがこれだけございまして、補助採択されなかったが、なお緊急を要するということで今回、土地改良で取り上げたということでございます。農林課の職員は、わずかの災害でも現地にきてくれということで、そのすべての数が274、5件あったということで、あわせて御報告申し上げたものでございます。

- 5番(田中包治君) おかしい。もう少しうまいこと答弁してもらわんと、どっちにしても問題なんです。すでにないんです。われわれは市単の問題で、道路や池口の水路がどうにもならない、何とかしてくれんか、と頼んでも、金がありませんね、となったらどうなるの。そこら辺でいつも金がないと言ってる。そんなことでは、農林行政は一体何であるか、ということですよ。274件のくい打ったら終わりや、そんな話は通らんぜ、だれが考えてもね。もう少し言い方があると思います。これから来年3月まであきまへん、直さないかん時期にもうありまへん、そんな理屈は通りませんよ。納得してくれと言っても無理や。来年3月まで市役所は開店休業や、そんなこと言えまっか、常識から考えてね。市長、どう思いまっか、この処置を。
- 市長(池田忠雄君) 産衛部長、農林課長から御答弁させていただきましたが、その例示の仕方等で御指摘をいただいたものと存じます。可能な限りの災害復旧は全市的に上げて取り組んでおりまして、また、国の査定等も97%の査定をいただいたのも事実でございます。ただ、小さいもので農林課の者が見に行ったのが2百数十件ということで御理解いただきたいと思います。なお、小さいもので市単で対応しなければならないものもいろいろあろうかと存じますが、ちょっと説明の仕方の問題もあったかと思いますが、御指摘は胸に置いて、今後とも災害に伴うものは取り組んでいかなければならないことはよく理解しております。ちょっと答弁の兼ね合いの問題で御指摘をいただき恐れ入りますが、可能な限り取り組んでいくつもりでございますので、御理解をいただければありがたいと思います。
- 5番(田中包治君) 割当の金が1銭もないという話です。災害のときはわかっています。いろいろな問題があるから緊急の措置はできるわな。ところが、普通の工事に使える金がないということです。普通の工事の申請しても、金がないから受けられませんわな。だから、来年3月まで農林課は開店休業か、と言ってる。
- 農林課長(谷 俊雄君) 災害復旧は、すべて一定の10万円以上が採択になってございますので、ほとんど災害復旧工事でございます。今回の98件の採択について、この予算は本年度9,000万円、次年度3,000万円を計上させていただき、2カ年で完成するわけでございます。なお、この100万円の件は、本来は国、府の補助対象事業に乗らない小規模な土地改良事業に当初600万円計上したわけでして、57年度16件の事業ができるわけでございます。しかし、災害で補助に乗らない地区で、特に緊急を要するところが3地区出てまいりましたので、今回、市単独で3件あげさせていただき、その経費が100万円ということでございます。ほかの災害復旧事業の金がこれでないということではなく、他のものについては一応、災害復旧費9,000万円の分でやっていく。また、軽微なものについては、砂利、土のう等で過日、対処していただいたわけでございますので、それで災害復旧費が出せないということではありませんので、御理解

をお願いしたいと思います。

- 5番(田中包治君) 質問と答弁が合うてへん。私が言うてるのは、大きな災害復旧が48ページに出ていますな、老朽ため池ね、府と市からでしょう。その次の市単費の土地改良事業費の問題を言うてる。100万円組んだ、全部終わってるから、開店休業か、と聞いている。その間にはねたやつが起こったらどうすると聞いている。
- 助役(坂口礼之助君) 私からお答え申し上げますが、市単独の小規模の土地改良事業をおっしゃっておられると思います。年間8,000万円程度ですが、小規模な土地改良事業もふえてくるということで、600万円あげてきてるわけです。たまたま本年度当初計画の中で一応の査定が終わった金額が約600万円ということで、年間計画の割当は、すでに済んでおったと思いますが、大きな災害を受けて拾えなかったものを、何とか市単独の土地改良事業で拾っていかうということで今回、それに相当する100万円を改めて計上したという説明のようでございます。総額700万円で本年度の小規模土地改良事業が3月まで対応できないのか、3月までに起こったらどうするんか、という、開店休業か、というお話でございますが、それは、その事業の中身、内容、緊急性等によって御協議にあずかっていく、必要があれば補正をしていくのは当然のことでございます。ひとつ御理解を賜りたいと思います。
- 議長(成田秀益君) 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ございませんか。
- 8番(原重樹君) 今回、論議されました災害復旧費、池上遺跡等、補正予算の中で組まれているその他たくさんの市民生活に係わる重要な部分がございます。この補正予算は一括ですので反対はいたしません、この中身は、先ほどから出ております老人保健法の老人医療一部有料化部分も含まれております。この分については、私たち共産党といたしましては反対でございますが、一括審議ですので、全体については反対いたしません、この部分については態度を表明しておきますので、意見だけ申し上げておきます。
- 議長(成田秀益君) 本件につきまして御異議ないものと認めます。よって、議案第68号は原案どおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

(午後3時15分休憩)

(午後3時25分再開)

- 議長(成田秀益君) それでは休憩前に引き続き会議を行います。

日程第21「昭和57年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)」を議題とい

たします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第 69 号

昭和 57 年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)

昭和 57 年度和泉市の国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 90,462 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,859,562 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

昭和 57 年 12 月 14 日提出

和泉市長 池田 忠雄

第 1 表 歳入歳出予算補正(事業勘定)

1. 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 国庫支出金		2,506,556 千円	90,462 千円	2,597,018 千円
	1. 国庫負担金	2,081,218	90,462	2,171,680
歳入合計		4,269,100	90,462	4,859,562

2. 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 老人保健拠出金		千円	90,462 千円	90,462 千円
	1. 老人保健拠出金		90,462	90,462
歳出合計		4,269,100	90,462	4,859,562

○ 議長（成田秀益君） 提案理由の説明を願います。

○ 財務部長（麻生和義君）

ただいま御上提いただきました議案第69号「昭和57年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」につきまして、提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。

このたび高齢化社会に対応するための新しい保健制度として老人保健法が公布され、昭和58年2月1日から施行されることになりました。当市におきましても、これに伴う所要の措置を講じるべく、別途国民健康保険条例の改正をお願いいたしましたところでございます。国保予算につきましても、これがため補正の必要が生じたものでございます。

以下、その内容について御説明申し上げます。60ページでございます。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,046万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ43億5,956万2千円といたすものでございまして、この歳入歳出予算の款、項の区分及び金額は、第1表のとおりと定めるものでございます。

続きまして、事項別明細書によりその内容を御説明申し上げます。63ページの歳出から御説明申し上げます。

昭和58年2月1日から老人保健法が施行され、70歳以上の老人及び65歳以上の寝たきり老人等に係る医療に要する費用については、老人保健事業特別会計から支出されることになり、この会計から支出される費用につきましては、国が20%、都道府県が5%、市町村が5%、残り70%は、医療保険の各保険者が財政調整の上、負担することとなっております。昭和57年度で本市の国民健康保険から負担するこの費用の額は、老人保健医療費拠出金として9,005万5千円、老人保健事務費拠出金として40万7千円、合計9,046万2千円でございます。今回この金額を追加計上いたすものでございまして、予算の歳出の総額は、43億5,956万2千円と相なるものでございます。

次に、これらの歳出に充当いたします歳入につきまして御説明申し上げます。62ページでございます。

国庫支出金の療養給付費負担金でございますが、まず、現年度分、ただいま歳出で御説明申し上げました老人保険医療費拠出金につきましては、現行の療養給付費に係る国庫負担金と同率の国庫負担金が交付されることになってございます歳出に見合う国庫負担金の額は5,146万円と相なりますので、今回、これを追加計上いたしましたものでございます。

次に過年度分でございます。昭和56年度の国庫負担金の精算交付分として、今年度、5,939万4千円が交付されることになってございます。この一部3,900万2千円を今回の補正財源として使用いたすものでございます。

以上、合計いたしまして9,046万2千円を追加計上いたし、総額は43億5,956万2千円と相なるものでございます。

以上、簡単ではございますが、国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)の説明を終わります。何卒よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定賜りますようお願い申し上げます。

- 議長(成田秀益君) 本件について質疑、御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」、「異議あり」の声錯そう)

- 8番(原重樹君) 昭和57年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算につきましては、老人保健法に関連する補正予算のみです。以前と同じ理由によりまして、これについても反対をしたいと思います。

以上です。

- 議長(成田秀益君) 反対の意見がありますので採決いたします。

本件を原案どおり可決するに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

賛成多数でございますので、議案第69号は原案どおり可決いたしました。

○

- 議長(成田秀益君) 次に、日程第22「昭和57年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第70号

昭和57年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

昭和57年度和泉市の公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,000千円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ623,660千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金

額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することのできる事項、期間及び限度額は

「第2表 債務負担行為」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の変更は「第3表 地方債補正」による。

昭和57年12月14日提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 繰入金		294,842 ^{千円}	9,300 ^{千円}	304,142 ^{千円}
	1. 一般会計繰入金	294,842	9,300	304,142
6. 市債		219,500	△1,300	218,200
	1. 市債	219,500	△1,300	218,200
歳入合計		615,660	8,000	623,660

2. 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 下水道事業費		513,304 ^{千円}	8,000 ^{千円}	521,304 ^{千円}
	2. 下水道整備費	98,983	8,000	106,983
歳出合計		615,660	8,000	623,660

第2表 債務負担行為

事	項	期 間	限 度 額
和気第1幹線整備事業		昭和57年度	千円 10,000
		昭和58年度	

第8表 地方債補正

起債の目的	補正前				補正後					
	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
公共下水道整備事業	219,500 千円	普通貸借 又は 証券発行	年9.0% 以内	府行他 政銀そ	30年以内(内据置 5年以内)ただし、 市財政の都合によ り据置期間及び償 還期限を短縮しも しくは繰上償還又 は低利に借換えす ることができる。	218,200 千円	普通貸借 又は 証券発行	年9.0% 以内	府行他 政銀そ	30年以内(内据置 5年以内)ただし、 市財政の都合によ り据置期間及び償 還期限を短縮しも しくは繰上償還又 は低利に借換えす ることができる。

○ 議長（成田秀益君） 提案理由の説明を願います。

○ 財務部長（麻生和義君） ただいま御上程いただきました議案第70号「昭和57年度公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」について、その内容の御説明を申し上げます。

まず、予算書の第1条にございますように、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億2,366万円とするものでございます。歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条は、債務負担行為にございまして、地方自治法第214条の規定により債務を負担することのできる事項、期間及び限度額を定めるものでございまして、第2表のとおり、和気第1幹線整備事業費1,000万円を定める次第でございます。

第3条は、地方債の補正で、限度額を変更するものでございまして「第3表 地方債補正」のとおりでございます。

以上が、予算の条項でございます。

次に、事項別明細書により御説明申し上げます。

今回の補正は、補助金確定に伴う事業個所の変更及び付帯工事関係の追加にございまして、当初予定の和気第2幹線の管渠工事を更正減額し、新規に和気第1幹線管渠工事を行うべく予算措置いたしましたものでございまして800万円の追加計上を行ったものでございます。

また、歳入につきましては、地方債の充当率の変更に伴い130万円の更正減額を行い、財源不足相当分を一般会計より繰り入れるべく措置を講じたものでございます。

以上が、今回御提案申し上げました議案第70号「和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（成田秀益君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第70号を原案どおり可決いたしました。

○

○ 議長（成田秀益君） 次に、日程第23「昭和57年度和泉市老人保健事業特別会計予算」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第71号

昭和57年度和泉市老人保健事業特別会計予算

昭和57年度和泉市の老人保健事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ326,150千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

昭和57年12月14日提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 支払基金交付金		227,026 円
	1. 支払基金交付金	227,026
2. 国庫支出金		65,199
	1. 国庫負担金	65,199
3. 府支出金		16,181
	1. 府負担金	16,181
4. 繰入金		17,744
	1. 一般会計繰入金	17,744
歳入	合計	326,150

歳出

款	項	金額
1. 総務費		2,033 円
	1. 総務管理費	2,033
2. 医療諸費		324,117
	1. 医療諸費	324,117
歳出	合計	326,150

老人保健事業特別会計歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

款	本年度予算額	前年度予算額	比	較	本年度予算総額に占める割合
1. 支払基金交付金	227,026 円		227,026 円		69.6 %
2. 国庫支出金	65,199		65,199		20.0
3. 府支出金	16,181		16,181		5.0
4. 繰入金	17,744		17,744		5.4
歳入合計	326,150		326,150		100.0

(歳出)

款	本年度予算額	前年度予算額	比	較	本年度予算額の財源内訳				本年度予算総額に占める割合
					特定財源		一般財源		
					国府支出金	地方債	その他		
1. 総務費	2,033 円		2,033 円		473 円			1,560 円	0.6 %
2. 医療諸費	324,117		324,117		80,907		227,026	16,184	99.4
歳出合計	326,150		326,150		81,380		227,026	17,744	100.0

2. 歳入

科 目	本 年 度	前 年 度	比 較	節 分		明 細
				区 分	金 額	
① 支払基金交付金	227,026	227,026	227,026			700
(1) 支払基金交付金	227,026		227,026			
1. 医療費交付金	226,543		226,543	1. 医療費交付金	226,543	医療費交付金
2. 医療費審査支払手数料交付金	483		483	医療費審査支払 手数料交付金	483	医療費審査支払手数料交付金
② 国庫支出金	65,199		65,199			
(1) 国庫負担金	65,199		65,199			
1. 事務費負担金	473		473	1. 事務費負担金	473	事務費負担金
2. 老人医療費 国庫負担金	64,726		64,726	老人医療費 負担金	64,726	老人医療費負担金
③ 府支出金	16,181		16,181			
(1) 府負担金	16,181		16,181			
1. 老人医療費 府負担金	16,181		16,181	老人医療費 負担金	16,181	老人医療費負担金
④ 繰入金	17,744		17,744			
(1) 一般会計繰入金	17,744		17,744			
1. 一般会計繰入金	17,744		17,744	1. 一般会計繰入金	17,744	一般会計繰入金
歳入合計	326,150		326,150			

3. 歳出

科 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節 区 分	節 金 額	説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源			
				国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
① 総 務 費	2,033		2,033	473			1,560			
(1) 総務管理費	2,033		2,033	473			1,560			
1. 一般管理費	2,033		2,033	473			1,560	7. 賃 金	臨時職員賃金	
								9. 旅 費	府内旅費	
								11. 需 用 費	○ 消耗品費 744 ○ 印刷製本費 227	
								12. 役 務 費	通信運搬費	
								18. 備 品 購 入 費	事務用備品購入費	
② 医 療 諸 費	324,117		324,117	80,907		227,026	16,184			
(1) 医療諸費	324,117		324,117	80,907		227,026	16,184			
1. 医療給付費	321,561		321,561	80,390		225,092	16,079	20. 扶 助 費	老人医療扶助費	
2. 医療給費	2,073		2,073	517		1,451	105	20. 扶 助 費	老人医療扶助費	
3. 医療費審査支払手数料	483		483			483		12. 役 務 費	医療費審査支払手数料	
歳 出 合 計	326,150		326,150	81,380		227,026	17,744			

- 議長（成田秀益君） 提案理由の説明を願います。
- 財務部長（麻生和義君） ただいま御上提いただきました議案第71号「昭和57年度和泉市老人保健事業特別会計設置ならびに予算」につきまして、提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。

このたび、高齢化社会に対応するための新しい保健制度として老人保健法が公布され、昭和58年2月1日から施行されることになりました。この法律は70歳以上の老人と65歳以上の寝たきり老人に対して医療の給付を行うこととされており、同法33条で、市町村は、医療に関する収入及び支出について特別会計を設けるものとされており、したがって、当市におきましても、これに伴う所要の措置を講じるべく、老人保健事業特別会計を設置することになり、ここに上程した次第でございます。医療の会計は、3月診療分から翌年2月診療分となっております。本予算は、昭和58年3月診療分のみでございます。

以下、その内容について御説明申し上げます。71ページでございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億2,615万円といたすものでございまして、この歳入歳出予算の款、項の区分ごとの金額は、第1表のとおり定めるものでございます。

続きまして、75ページの事項別明細書により、その内容を説明させていただきます。歳出から御説明申し上げます。

まず、総務費でございます。これは、一般管理費の印刷代等として203万3千円でございます。

次に、医療諸費でございます。これは医療費に要する費用及び医療費審査支払手数料でございます。3億2,411万7千円でございます。

次に、これらの歳出に充当する歳入につきまして御説明申し上げます。

支払基金交付金でございますが、これは歳出の医療諸費で支払われた医療費の70%、審査支払手数料の100%が、支払基金交付金として2億2,702万6千円が交付されることになっております。

次に、国庫支出金でございますが、これは歳出の医療諸費で支払われた医療費の20%の6,519万9千円が、国庫負担金として交付されることになっております。

次に、府支出金でございます。これは歳出の医療諸費で支払われた医療費の5%、1,618万1千円が、府負担金として交付されることになっております。

次に、繰入金でございます。これは歳出による医療諸費の5%と、一般事務経費の所要金額を合わせたもの1,774万4千円で、一般会計より繰り入れいたすことにいたしてございます。

以上、合計いたしまして、3億2,615万円と相なる次第でございます。

以上、簡単でございますが、老人保健事業特別会計の設置並びに予算の説明を終わらせていた

できます。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（成田秀益君） 本件について質疑、御意見ございませんか。

○ 8番（原 重樹君） 一言、申し上げておきます。

昭和57年度和泉市老人保健法特別会計予算でございますが、前回の議案同様、第73号、第74号、そして、一般会計補正予算の老人保健法にからむ部分、69号も反対してきたわけですが、これについても、同様の理由により反対をしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○ 議長（成田秀益君） 若浜君。

○ 1番（若浜記久男君） ちょっと一点だけ。この中に臨時職員という形で書いてありますが、これについては、本市で臨時職員を採用するのか、民間の医療機関から派遣するのか、その点をお聞きして、そして、これの担当窓口は産衛の方になるのか。その中で果たして事業がやっているのかどうか、これだけちょっとお聞きしたいと思います。

○ 議長（成田秀益君） 理事者答弁。

○ 市民部次長（中川鉄也君） 市民部の方からお答えいたします。

市民部福祉課で臨時職員を一時雇用したいと考えております。臨時職員の仕事の内容でございますが、新たに保健手帳は産衛部の所管でお願いするわけですが、医療証等が全面的に変わるといこともございますので、医療証の作成、それに伴う台帳の作成ということで、市民部福祉課で臨時職員を雇用する計画をしております。

○ 1番（若浜記久男君） これは1名ですか、2名ですか。

○ 市民部次長（中川鉄也君） 期間は短期間に集中的にやる必要があるということで一応、3名を予定しております。

○ 議長（成田秀益君） 反対の意見がありますので、採決を行います。

本件を原案どおり可決するに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

賛成多数でありますので、よって、議案第71号は原案どおり可決されました。

○ 議長（成田秀益君） 次に、日程第24「和泉市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第75号

和泉市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例制定について
和泉市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和57年12月14日提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

和泉市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例(案)

和泉市立小学校及び中学校設置条例(昭和39年和泉市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条中「同石尾中学校同万町930番地」を「同石尾中学校 同万町930番地
同南池田中学校同鍛冶屋町226番地」に改める。

附 則

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

理 由

石尾中学校区内の近年における宅地開発に伴う著しい生徒数の増加に対処すべく、同校区内に新たな中学校を1校設置し、もって中学校の規模の適正化を図る必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第75号参考資料

和泉市立小学校及び中学校設置条例の一部改正(案)新旧対照表

新	旧
第2条 和泉市立中学校を次のとおり設立する。 和泉市立和泉中学校 和泉市伯太町一丁目2番1号 同 郷荘中学校 同 寺門町2番地の1 同 石尾中学校 同 万町930番地 同 南池田中学校 同 鍛冶屋町226番地	第2条 和泉市立中学校を次のとおり設立する。 和泉市立和泉中学校 和泉市伯太町一丁目2番1号 同 郷荘中学校 同 寺門町2番地の1 同 石尾中学校 同 万町930番地
同 光明台中学校 同 光明台一丁目28番1号	同 光明台中学校 同 光明台一丁目28番1号
同 南松尾中学校 同 春木町615番地の4	同 南松尾中学校 同 春木町615番地の4
同 榎尾中学校 同 仏並町198番地	同 榎尾中学校 同 仏並町198番地
同 富秋中学校 同 富秋町123番地	同 富秋中学校 同 富秋町123番地
同 信太中学校 同 鶴山台一丁目1番1号	同 信太中学校 同 鶴山台一丁目1番1号

○ 議長（成田秀益君） 提案理由の説明を願います。

○ 教育次長（杉本弘文君） お許しをいただきまして、ただいま御上程をいただきました議案第75号「和泉市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。

議員皆様方の御支援、御協力を賜りまして、また、地元関係者の御協力をいただき進めてまいりました（仮称）第二石尾中学校の建設は、予定どおり、工事も進んでまいりました。就学区域についても、適正就学対策審議会の御審議を煩わし、御答申をいただきました。おかげをもちまして、昭和58年4月開校の見通しができましたので、ここに設置条例の一部改正案を御提案申し上げる次第でございます。

条例改正の内容は、新校の名称を「南池田中学校」とし、所在地・和泉市鍛冶屋町226番地と定め、条例第2条中、和泉市立石尾中学校の次に加えるものでございます。

なお、附則といたしまして、改正条例は、昭和58年4月1日から施行いたしたく存じます。

本校は敷地面積2万8,491平米、建築面積5,716平米、普通教室22、特別教室10を保有しておりまして、本市9番目の中学校として発足する運びとなっております。何とぞよろしく御審議を賜り、可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（成田秀益君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 19番（大谷昌幸君） ちょうど22年ぐらいたちますか、三校を一つにまとめて石尾中学校を設置するということが、いわゆる教育的見地から考えた場合、非常に疑心暗鬼と申しますか、不安が感じられる中で発足した石尾中学校が、21年後になって初めて分離されることになりました。

これは考えて見ますに、中央丘陵開発がらみとはいいいながらも、現在、用地買収が100%進まないうちに開校することになったのは、非常に意義深いものがあると思うわけです。この後中央丘陵開発が行われますと、当然あと二校予定され、いずれも近い将来開校されるわけですが、このときに当たりまして、南池田中学校というものが新たに分離開校されることに非常に大きな意義があると思うわけです。

だれか故郷を思わざる、と言われる中に、人間のコミュニティをつくっていく中で、そして、人格形成をされる中で、新生中学校の占める位置が非常に大きなものがあると思います。この由緒ある中学校、南池田中学校という名前が、21年後に復活すると考えていいんじゃないだろうかと私ながらに理解するわけです。

そういうふうに考えますとき、過去昭和22年に新制教育が発出して南池田村立中学校ができ、昭和31年市制をもった中で、和泉市立南池田中学校ができ、21年間のブランクができてここ

に復活する。普通の考えからいくと、以前の南池田中学校と来年4月1日をもって発足する南池田中学校は、おのずから別のものであるということは理解するものでありますが、この旧の南池田中学校を卒業された方々は、恐らく何千人かあるということの心情を考えましたとき、今度の南池田校庭も、その地域の方から出された要望を教育委員会が取り入れられたということは、地域の皆様方もども御同慶の至りであると感じるとともに、マンモス化された石尾中学校を分離していく中で、今後、あと二校をどのように建設していくかをこの際、慎重に考えておいていただきたいということを希望するものであります。

この中で、統合されたときに、過去の旧南池田中学校の書類が保管されてるはずであります。この書類なども今後、どのように保管されていくのか、ということは今後、学校の校章を決めたりする場合、何も古いものが全部悪いじゃなく、やむを得ず市制施行のために統合されていたもの、また、今度分離していくという歴史的な過程の中で、過去の南池田中学校というものがわれわれ、特に当該地域の皆さん方の心情の中に生かされていくような方法を今後、講じていただきたいということを希望として申し上げておきます。幸い、指導部長先生も当該地区の方でございまして、その点十分に御理解いただきまして、地区の皆様方の喜びがより一層高まるように御努力していただけたら、と念願して、御答弁をいただく必要はございませんので、要望として申し添えます。ありがとうございました。

○ 議長（成田秀益君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第75号は原案どおり可決されました。

○

○ 議長（成田秀益君） 次に、日程第25「教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第72号

教育委員会委員の任命について

次の者を教育委員会委員に任命するにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

昭和57年12月14日提出

和泉市長 池田忠雄

氏 名

住 所

生年月日

職 業

議案第72号参考資料

〔Ⅰ〕 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）抜粋
（任命）

第4条 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するものうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て任命する。

2 次の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

- (1) 準禁治産者又は破産者で復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者

3 委員の任命については、そのうち3人以上（前条ただし書の規定により委員の数を3人とする町村にあっては、2人以上）が同一の政党に所属することとなつてはならない。

（任期）

第5条 委員の任期は、4年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（兼職禁止）

第6条 委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは長、地方公共団体に執行機関として置かれる委員会の委員若しくは委員又は地方公共団体の常勤の職員と兼ねることができない。

〔Ⅱ〕 任期満了日

教育委員会委員	任期満了日
葛 城 宗 一	昭和57年12月21日

議案第72号参考資料

教育委員会委員に任命される者の経歴等について

氏 名 かつら ぎ むね かず
葛 城 宗 一

住 所 和泉市下宮町136番地

生年月日 大正4年12月24日

職 業 教育委員会委員（教育長） 農業

主な経歴 昭和11年 泉北郡横山村青年学校卒業

昭和34年 自治大学修了(第8部第10期生)

昭和13年 泉北郡横山村役場 書記に就任

昭和29年 横山村役場 助役に就任

昭和31年～昭和42年
和泉市職員として税務課長、財政課長、総務部長を歴任

昭和46年 教育委員会委員に就任 現在に至る

- 議長(成田秀益君) 提案理由の説明を願います。
- 市長(池田忠雄君) ただいま御上程をいただきました議案第72号「教育委員会委員の任命について」、提案の理由並びにその内容の御説明を申し上げます。

本市教育長として、教育行政の運営に格段の御尽力をいただいております葛城宗一氏が、本月21日をもって教育委員として任期が満了いたします。御承知のとおり、氏は、行政経験30年と豊かな経験を持ち、教育長として過去三期にわたり、本市教育行政に多大の貢献をされており、今後、さらに一層の御活躍を期待いたしまして再任をさせていただきたく、御提案申し上げる次第でございます。

葛城氏は、御案内のとおり、温厚誠実な方で、教育委員会内部においても人望厚く、教育関係者からも信頼され、人格識見ともに優れた方であると確信するものでございます。住所はお手元に配布のとおり、和泉市下宮町136番地、大正4年12月24日生まれであります。本市教育委員として最適任者と存じますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして皆様方の御同意を賜りますようお願い申し上げ、提案理由にかえさせていただきます。何とぞよろしく御同意を相賜りますようお願い申し上げます。

- 議長(成田秀益君) 本件について質疑、御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり同意するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、議案第72号を原案どおり同意することに致します。

- 議長（成田秀益君） ただいま同意されました葛城教育委員よりあいさつの申し出がありますので、これを許します。

（教育委員就任あいさつ）

- 教育長（葛城宗一君） お疲れのところ失礼いたします。一言、御礼申し上げます。

私、微力も顧みず、皆様方の御支援をいただきまして3期12年、ロバにむち打ちまして参りました。その間、皆様方から教育機能の充実につきまして、御識見溢るる御教示をいただきながら、何の成果もあげ得ませんでしたことを謙虚に反省するものでございます。

わが力の足りなさを顧みまして、今日の教育界に清新の気風を醸成する意味からも、3期12年は長きに過ぎるといのが、私自身の実感でございます。にもかかわりませぬこのたび、上司の方々を初め、議員先生方から温かい御厚情の中、再度、御支持をいただき、衷心から幾重にも御礼申し上げる次第でございます。この上は、いただきます御支持、御厚情の言葉に秘める真実さの理解に努め、微力ながら努力してまいる所存でございます。今後とも変わりなき御支援をいただきますよう心からお願い申し上げ、幾重にも御厚情に対し御礼を申し上げる次第でございます。ありがとうございます。（拍手）

- 議長（成田秀益君） 次に、日程第26「同和対策特別委員会委員の辞任について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議会議案第15号

同和対策特別委員会委員の辞任について

本市議会同和対策特別委員会委員 穴瀬克己氏より昭和57年12月7日付で辞任の届出があったので本議会はこれを許可するものとする。

昭和57年12月15日提出

和泉市議会議長 成田秀益

- 議長（成田秀益君） 本件につきましては、ただいま朗読どおり、辞任を許可することに御異議ありませんか。

- 28番（貝淵博治君） 別に反対ではございませんが、役選後に委員の差し替えを毎年行うと

いうことは、役選の意味がないし、議会の権威にかかわる。こういうことが再度ないよう、ひとつ議長の見解をお尋ねしたい。去年も今年もこういうことでは本当に恥ずかしい。役選の効力がどこまであるを疑います。

○ 議長(成田秀益君) これについてはいろんな事情があります。といいますのは、委員さんがだぶったということがございまして、御相談の結果こういうことになりましたので、今後、こういうことは避けていただくようお願いしたい、かように存じます。いずれにいたしましても、こういう結果になりましたので、よろしく議員さん方の御協力をお願いいたしたいと思います。

○ 28番(貝淵博治君) 再度、こういうことにならんよう議長から諮っていただいて議決をしていただかない限り、またぞろ、こういうことがあってはならないと思います。

○ 議長(成田秀益君) いまの御発言によりまして、今後はこういうことのないよう、皆様方の御協力をよろしくお願いいたしたいと思います。

ほかに御意見ありませんか。

○ 28番(貝淵博治君) そんな言い方ではなく、今後は絶対にこんなことをしない、ということをお話していただきたいと思います。

○ 10番(天堀 博君) いま、貝淵議員さんからの御意見でございますけれども、私も副議長として一半の責任もございまして、われわれ正副議長がよく協議いたしまして、これに至る経過も十分関係者、当該委員会等からお聞きして、こういう事態になったわけでございます。今後の問題といたしましては、地方自治法あるいはその他の関係もありますので、ここで交代を禁止するとかにつきましては、ちょっと決めかねると思いますので、今後の課題として、議会運営委員会あるいは会派代表者会議等でよく御協議いただくということをお願いいたしたいと思います。

○ 議長(成田秀益君) 御意見が少し分かれておると思います。ここで早急に決めることは、時間的にも困難ではないかと思っておりますので、今後の問題として、議員さん方の御協力のほどをお願いしたいと思います。

○ 28番(貝淵博治君) しかし、そんなやり方やなく、ここで議会の総意によって今後、絶対にしないということをお話していただきたい。

○ 議長(成田秀益君) これは一つの決議ということになりますので、やはり議案的なものをこしらえなくてはいかんのと違いますか。

○ 16番(赤阪和見君) いま、貝淵議員さん、天堀議員さんから話が出ましたように、いろんな事情もあると思います。いま出た御意見を踏まえて、今後の議員総会とかの検討事項ということで議長預かりに持っておいていただく。貝淵議員さんのおっしゃるのは、来期の役選から二度とこういうことのないよう、ということでございますので、議長預かりで検討していただいて結

構じゃないかと思ます。

- 29番(藤原要馬君) 議長権限の問題だと思います。皆さんに諮ったらいんじゃないですか。今後、こういう形はとらないということで皆さんの意見を聞けばいいんです。そして、決定すればいいと思ます。
- 議長(成田秀益君) ただいまの藤原議員さんの御発言のように決議してよろしゅうございませるか、お諮りいたします。
- 7番(勝部津喜枝君) いま、ここで議会議案として提案されておりますのは、同和对策特別委員の辞任の件でございますので、この件の取り扱いをしていただくということで、先ほどから出ております御意見などについては、十分今後の議員総会等で諮っていただくということでよろしいのではないかと思ます。
- 議長(成田秀益君) いま、勝部議員さんからの御意見もございましたが、いま、この議案が途中になっておりますので、一応、この日程第26について御異議ございませぬか。
- 26番(仁井明君) 議長の言われてる意味がちょっとわかりません。なるほど、ここに同和对策委員の辞任とか選任とかがずっと出ておりますが、今後、役選で常任委員、特別委員をこしらえていくときに、そういうことのないようにやっていただきたいというのが皆さんの意見でございますので、議長の権限として、今後は、こういう形をとるならとる、とらんならとらんという、議員総会なり代表者会議でやるのかやらんのか、議長の判断でやってもらわんと、私ら、どう賛成や反対していいかわからんで、その点を明確にしていきたいと思ます。いまの議長のお話ではちょっと理解しにくいので、その点十分説明してください。
- 議長(成田秀益君) 本件については突然の話でございまして、この間、各委員さんの交代する件につきまして、いろいろ論議が出ておったんですが、そのときは、今後はできるだけしないよう、議会の権威にかけても、万やむを得ないときは何ですが、こういうことはだめだということで御確認をいただいでのことだと解釈しております。今後、議員皆さん方の御良識によってお願いしたいと思ます。
- 5番(田中包治君) この取り扱いはちょっとおかしい。過去、私たちが議会運営上、常任なりは一言、確認し合って履行してきた、交代してきたんです。一たんなれば4年というのが常識なんです。その意味から貝淵議員の言うのは、それ以外のことは困る、片方は、個人もできるやないかという意見です。私は、この本会議で確認し合うということで、今後、交代はやらないという、お互いの議員の決議というよりも、議員の本質であるという立場に立って、お互いが確認し合う、そうしないと、決議となると、いろいろ提案とかの問題もあるので、そういうことをしないと確認し合うことでこの場を乗り切ったらと思ます。

- 議長（成田秀益君） それでは、本件につきましては、各議員さん方からいろいろ御発言がございましたけれども、議員さん方の良識によって今後、こういうことが起こらんよう確認し合って議会の権威を守っていただいたら結構だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。
- 29番（藤原要馬君） 一言申し上げますが、私は委員長やから、これに対しても責任があると思います。委員会は一応、議会で決定したんだから、その都度変えるべきものではないと思います。本人の意思によって委員会の構成ができるんやったら心配はないが、一度議会で決定したら、それを守っていくのはわれわれの義務やと思います。それをどういう了解か知らんが、こうしなければならんのはなぜかということです。昨年、私の議長のときもあったが、それは地区の住民からの意見もあったので、われわれはそれに奔走したが、今年はどういう形があったのか。そんなものがなかったら、個人の意見を尊重する理由はないと思う。今年、どんな理由で変えなければいかんのか、納得のいく御説明を願ひたいと思います。
- 議長（成田秀益君） これは議会の構成の問題についてであり、ただいまは議案の関係がございますので、その方を先議していただいて、後でひとつこの件について御相談させていただきたいと思います。
- 29番（藤原要馬君） 議長権限ということになってきて、あんたがそれを主張するとなれば、議会で議員も主張しなければいけない。そんなことをせずに、ここでははっきりと決定していくべきだと思うんです。議長はどういう態度で返事をしているのか知らんが…。
- 議長（成田秀益君） 私は、それで非常にしかられました。
- 29番（藤原要馬君） だれにや。
- 議長（成田秀益君） 議員の一部の方に…。こんなことはできるだけ避けてほしいと思ったものですから。その発言の途中で「議長、お前、そんなおもしろいこと言うのは何事や」とちょっとしかられたことがありました。こういうことはできるだけ避けるべきだということで発言しようとしたが、その発言がちょっと横へそれたようになってしかられたことがあります。
- 8番（原重樹君） その件に関しては、今回の選任替えにつきましては昨年度、藤原前議長さんのときに一部、委員さんの差しかえがありました。そのときに会派代表者会議等で、あるいは議会運営委員会等でも協議されたはずで、そのときには、まず、改選後の当初の段階において、一回程度はやむを得ない場合は許可をしようという申し合わせがあると思います。ですから、今回もわれわれ正副議長がそれを受け、各当該委員会の方の意見も十分お聞きしたわけでして、委員会構成の当初の問題までもさか上っての御意見もございます。この場合は、やむを得ないということで了解させていただいた経過がございます。そういうことで、今回の選任替えについては、その点を御了解いただき、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、今後については、この場で議決するかどうかにつきましては、先ほど言ったように、地方自治法あるいは会議規則の関係もございまして、委員が変わる、辞任・選任については、認めないということできないと思います。その点では、今後の代表者会議あるいは議員総会において、それはできるだけ避けるとか申し合わせ程度はできるかと思いますが、議会での議決案件としては問題があると思いますので、その点の配慮をお願いしたいと思います。

- 29番(藤原要馬君) 議長、よくわかるんですよ。議員は皆個々の意見もあるんやから、それによって変えないかんこともあると思いますが、そういうふうに変えていったら、国会でもどこでも成立していかないと思う。一応、皆さんにお諮り願い、今後はどうしていくか、はっきりしていかなと大きな問題が起きてくると思います。
- 議長(成田秀益君) それでは、お諮りいたします。本件につきましては、万やむを得ない事情は別といたしまして、個人的な理由ではだめだというふうに決める、という御発言がございしますが、これに御異議ございませんか。
- 10番(天堀 博君) 異議がある、なしというよりも、そういうことについて、議案として上程するかどうかしなければ、この件の辞任・選任の問題について、議長としておまとめをいただき、代表者会議なり議員総会を開くなら開くで、その時点で協議していただくということでおまとめをいただかんと、別に議案としてやらなくちゃならんということになりますので、その点では、そうお願いしたいと思うんです。
- 28番(貝淵博治君) 去年は一つやったが今度は二つ、こんなやり方ではいけない。だから、議長としてこういう問題が起こったら、代表者会議等でこういうことになった、と知らせる義務がある。僕が火をつけたんやが、議長が預かって今後任してくれとね。
- 議長(成田秀益君) 代表者会議で各派の代表の方々と御相談申し上げた結果、その結果については、各派の方々に伝達願ってると思います。
- 21番(池辺秀夫君) いまの議会議案として上程されてるものは、当然早く処理しなければいかんと思います。いろいろと御意見はありますが、やはり私の意見といたしましては、今後、こうしたことがあってはならないという、お互いの議員の良識で確認し合う。今後、代表者会議あるいは議員総会で決めるようにやるべきだと思います。今後、議長として毅然とやってもらいたいと思います。
- 25番(奥村圭一郎君) いまの議長の話ですが、代表者会議ということがありましたが、全然代表者会議では話がございせんでした。
- 議長(成田秀益君) 失礼しました。いろいろと御意見がございしますが、この件につきましては、議案として出ておりますので御了承願いまして、今後、この問題については今後、皆様方と

お約束なり規則をつくっていただき、その上で議会運営をさせていただいたらどうかと思いますので、本件については、ひとつ御協力のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

お諮りいたします。本件について御異議ありませんか。

(「異議なし」、「了解」と呼ぶ者あり)

御異議ないようでございますので、議会議案第15号を原案どおり可決いたします。

-
-
- 議長(成田秀益君) 次に、日程第27「同和对策特別委員会委員の選任について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議会議案第16号

同和对策特別委員会委員の選任について

本市議会同和对策特別委員会委員の辞任につき欠員が生じたので下記のとおりその後任者を選任する。

昭和57年12月15日提出

和泉市議会議長 成田秀益

記

同和对策特別委員会委員(1名)

- 議長(成田秀益君) 本件につきましては、私より選任させていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないようでございますので、私より選任させていただきます。同和对策特別委員会委員に直村静二君を選任いたします。

-
-
- 議長(成田秀益君) 次に、日程第28「関西新国際空港対策特別委員会委員の辞任について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議会議案第17号

関西新国際空港対策特別委員会委員の辞任について

本市議会関西新国際空港対策特別委員会委員直村静二氏より昭和57年12月7日付で辞任の届出があったので本議会はこれを許可するものとする。

昭和57年12月15日提出

和泉市議会議長 成田秀益

- 議長（成田秀益君） 本件につきましては、ただいま朗読どおり辞任を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議会議案第17号は原案どおり許可することに決しました。

- 議長（成田秀益君） 次に、日程第29「関西新国際空港対策特別委員会委員の選任について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議会議案第18号

関西新国際空港対策特別委員会委員の選任について

本市議会関西新国際空港対策特別委員会委員の辞任につき欠員が生じたので下記のとおりその後任者を選任する。

昭和57年12月15日提出

和泉市議会議長 成田秀益

記

関西新国際空港対策特別委員会委員（1名）

- 議長（成田秀益君） 本件につきましては、私より選任いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないようでございますので、私より選任させていただきます。関西新国際空港対策特別

委員会委員に穴瀬克己君を選任いたします。

○ 議長（成田秀益君）次に、日程第30「電電公社改革に関する意見書」を議題といたします。

意見書を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

意見第4号

電電公社改革に関する意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第13条の規定により提出します。

昭和57年12月15日提出

提出者

和泉市議会議員

若 浜 記久男

貝 淵 博 治

奥 村 圭一郎

松 尾 孝 明

田 中 包 治

赤 阪 和 見

藤 原 要 馬

和泉市議会議長

成 田 秀 益 殿

電電公社改革に関する意見書

わが国の電気通信事業は、「一帯一電話・全国ダイヤル」を達成すると同時に、災害時の通信途絶の防止や、情報化時代における多様な国民のニーズに応えていく努力をつづけている。

しかし、現行公社制度には欠陥があり、各方面から経営形態の変更を含む改革が強く求められている。

第二次臨時行政調査会は、先きの基本答申の中で電々公社の経営形態について分離・分割、民営化、新規参入を提言しているが、かりにこれら改革案が行なわれると、地域ごとの収支状況によって料金やサービスに格差が生じ、公衆電気通信法の示す「合理的料金で、あまねく、且つ、公平に提供することを図ることによって公共の福祉を増進すること」は不可能になってしまう。

また災害対策、先端技術に対する研究開発などにも重大な支障を来たすことになる。

よって、政府、電々社の経営形態の変更にあたっては、拙速に結論を出すことなく、公共性と効率性を存分に発揮するための当事者能力の確立、新しい時代に対応し得る電気通信事業にふさわしい形態を考慮されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

昭和57年12月15日

大阪府和泉市議会

- 議長（成田秀益君） 提案者の趣旨説明を願います。
- 1番（若浜記久男君） 僭越ではございますが、提出者を代表いたしまして御説明いたします。趣旨は、ただいま局長が朗読したとおりでございますが、若干、補足いたしますと、御承知のように、電話や電報を初めファクシミリ、オンライン処理など今日の私たちの生活は、電気通信と切り離すことはできません。情報化が進む中で、電気通信は国民生活の向上や福祉の充実、また、産業の発展のために、これからますます重要になるわけでございます。

しかし、現在の公社制度は、法律の拘束や政治の介入によって時代の要請に対応することができないわけでございます。たとえば現状では、料金の値下げをするにも国会の議決が必要であり、国民の要望に答えて新しいサービスを実施しようにも郵政大臣の許可を受けなければならず、時間がかかるといったぐあいであります。また、黒字が出ても、その用途は法律によって決められ、労働者が幾ら生産性を上げて、ほとんど報いられない状態でございます。このような公社の自主性が大幅に欠けているわけでございます。

このような意味合いにおきましても、分割、民営化することになれば、容易に値上げされるといふ事態も考えられるわけでございまして、なお時期尚早であると考え、議員各位の御理解をお願いしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

- 議長（成田秀益君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 7番（勝部津喜枝君） ただいまの「電電公社改革に関する意見書」に対しまして、反対の意見を述べさせていただきます。

現在、電電公社の中心的事業となっております電信電話は、国民生活、政治、経済、文化のすべての活動にとって不可欠のものとなり、文化的な生活を保障するため、また、思想、表現の自由を保障するための重要な手段の一つとなっております。わが国の電気通信事業が、国有企業体である電電公社の事業として一元的に行われている理由は、このような高度な公共性に由来しているものでございます。

1976年の膨大な利益をあげております一方、大企業に、設備投資、大企業が使用する部門での一般電話より安い料金での出血サービスにより赤字経営を続けております。さらに政、官、財との癒着体質など、公社の管理運営には、公社形態とは関係なく改善しなければならない問題がたくさんあります。

臨調基本答申の民営、分割のねらいは、第一には、成長産業としての電気通信事業を新たなもうけ口にしようとするものでございます。

第二番目には、電話を利用する国民の負担で大企業の情報産業への進出を促進しようとするものであります。そのために現在、公社予算、各種料金の決定などが国会の議決や大臣の認可制であることなど、経営にかかわる重要事項が、国会、政府の規制の元にある形態をやめさせようとしております。

三番目には、電気通信技術の開発を、軍事技術の開発として公然と進めようとするところにあります。

本意見書は、分割、民営化に一定の反対意見を表明しているか見えながら、公共性と効率性を存分に発揮するための当事者能力の確立、新しい時代に対応し得る電気通信事業にふさわしい形態の考慮を要望する、などは、まさに財界臨調の路線に沿ったものとして、その危険性と本質的に矛盾した内容になっております。そういう意味から共産党議員団は、本「電電公社改革に関する意見書」に対しましては、反対をいたします。

- 議長（成田秀益君） 本件につきましては、反対意見がありますので、採決を行います。

本意見書を原案どおり提出するに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

賛成多数であります。よって、意見第4号を原案どおり提出することに決しました。

-
- 議長（成田秀益君） 次に、日程第31「国鉄の分轄・民営化に反対し公共交通優先の再建計画確立に関する意見書」を議題といたします。

意見書を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

意見第 5 号

国鉄の分轄・民営化に反対し公共交通
優先の再建計画確立に関する意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第 13 条の規定により提出します。

昭和 57 年 12 月 15 日提出

提 出 者

和泉市議会議員

貝 淵 博 治
奥 村 圭 一 郎
松 尾 孝 明
田 中 包 治
赤 阪 和 見
藤 原 要 馬
若 浜 記 久 男

和泉市議会議長

成 田 秀 益 殿

国鉄の分轄・民営化に反対し公共交通
優先の再建計画確立に関する意見書

政府は、7月30日の第2次臨時行政調査会の基本答申にもとづき、国鉄再建監理委員会を設置し、国鉄の分轄・民営化をすすめようとしている。

16兆円をこす累積債務にみられる国鉄の経営悪化の原因は、公共企業体として国鉄が発足して以来、政府が独立採算制、公共性の名のもとに、公共負担はもとより、国の責務に帰すべき負担についても必要な財政支出を行わず、新幹線や数多くの地方新線の建設などの巨額な投資もすべて国鉄の借入金で行われてきたこと、さらに急速なモータリゼーションによる輸送構造の変化に対応する適切な施策を講じてこなかったことにある。

このなかで、収支均衡、効率化だけを至上命令として、貨物部門や地方交通線などの不採算部門を切りすて、さらに分轄・民営化をはかることは、国民の足としての安全、便利なサービスを低下させ、国鉄労働者と一般利用者への犠牲をしいるものである。

よって、政府は国鉄の経営悪化に対する責任を深く認識し、国鉄の経営責任の限界をこえる構造欠損については、政府の責任で処理するとともに、総合交通体系を確立し、経営形態について

は現行の経営形態を基本にしつつ、地方分権化など必要な改善をはかるなど、真に公共交通機関にふさわしい国鉄の再建の施策を実施するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

昭和57年12月15日

大阪府和泉市議会

○ 議長（成田秀益君） 提案者の趣旨説明を願います。

○ 5番（田中包治君） それでは、提案の理由を申し上げます。

書いてる趣旨は、公共優先の中で、実は、私も長いこと鉄道生活をやって考えることは、戦前は鉄道省と言って国の財源の元となり、戦後は公社制がしかれた。国鉄には経営権がなくなり、すなわち出資その他がなくなったので、結局、国会議員の力関係に基づいて新線がつくられ、国鉄審議会を通じてきておるわけでございます。そして、多額の累積赤字という問題が起こってきたことは事実でございます。

極端な最近の例を見ますと、東北新幹線、上越新幹線の場合、大体、資本投下の金と現在の線区の予算では、どう見積もっても年間5千億円の欠損金が上がってくるわけでございます。そう言いながらも、必要性に基づいて地方自治体その他がいろいろ公共性優先の立場を考えながらも、もうからないから民営にするとすると、国の借金を地方自治体に持てという格好になり、公共性その他が阻害されるのではないか。その意味におきまして、当意見書を出したいということでございますので、皆様方の御賛同を得たいと考えております。

○ 議長（成田秀益君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 7番（勝部津喜枝君） 共産党議員団は、この国鉄民営化反対の意見書につきましては、基本的には、賛成の立場であります。なお、それを強めていく、補強充実する立場から、若干の意見を述べさせていただきます。

今日の国鉄の危機がどうして起きたのか、まず、この点をはっきりさせることなしに、国鉄再建の方法は探り出せないのは明白であります。その意味で本意見書は、政府の公共交通機関としての整備をないがしろにしてきた責任は、明確に一つの原因として述べられております。

しかし、そのほかに現在の国鉄危機の原因として、国鉄経営のすべてを高度成長政策に従属させてきた、大企業の急速な資本蓄積に奉仕してきた経過が抜けております。

さらに、二番目には、利権あさり国鉄当局の驚くべき官僚体質によって、膨大なむだ遣いがされてきた — 主にこの二つの原因を追加させていただかなければならないのではないかと思います。

さらに、そうした上に立ちまして、今後の課題として、国有企業の形態を守り抜くこと、そして、積極的な営業政策とサービス向上、政、官、財の癒着体質、非効率化にメスを入れることが重要ではないかと思えます。

こういった点を補強意見として申し述べまして、賛成の立場を明らかにしておきます。

○ 議長（成田秀益君）他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本意見書を原案どおり提出することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、意見第5号を原案どおり提出することに決めます。

○ 議長（成田秀益君）次に、日程第32「外国人登録法改正に関する意見書」を議題といたします。

意見書を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

意見第6号

外国人登録法改正に関する意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第13条の規定により提出します。

昭和57年12月15日提出

提出者

和泉市議会議員

仁 井 明

藤 原 要 馬

奥 村 圭 一郎

貝 淵 博 治

松 尾 孝 明

田 中 包 治

赤 阪 和 見

和泉市議会議長

成 田 秀 益 殿

外国人登録法改正に関する意見書

在日外国人の多くは、日本国内において長い間居住し、日本国民と変らぬ生活をしています。しかしながら、在日外国人には外国人登録法により多くの義務が課せられています。

このたび公布され、10月1日から施行された外国人登録法の一部を改正する法律におきましては、外国人登録更新期間を現行の8年から5年に延長する等の改善がなされましたが、まだ多くの義務がそのまま残されています。

よって政府におかれましては、人権平等の立場から、在日外国人に対して各種義務の軽減を図るため、次の事項について必要な措置を速やかに講じ改善されるよう強く要望する。

記

- 1 指紋登録制度を廃止すること。
- 2 登録証明書の携帯・提示義務と罰則の適用をなくすこと。
- 3 外国人登録制度を外国人の人権の立場に立って、住民基本台帳なみに簡素化すること。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

昭和57年12月15日

大阪府和泉市議会

- 議長（成田秀益君） 提案者の趣旨説明をお願いします。
- 26番（仁井 明君） 戦前、戦後を通じて、外国人の方々は日本に長く住まわれておりまして、日本国民と変わらぬ生活をしておりますので、議員の皆様方には何とぞよろしく願いいたします。
- 議長（成田秀益君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議ないものと認めます。よって、意見第6号を原案どおり提出することに決めます。

- 議長（成田秀益君） 次に、日程第3.3「優生保護法の改正に反対する決議」を議題といたします。

決議文を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

決議第4号

優生保護法の改正に反対する決議

上記議案を別紙のとおり、会議規則第13条の規定により提出します。

昭和57年12月15日提出

提出者

和泉市議会議員

仁 井 明
貝 淵 博 治
田 中 包 治
赤 阪 和 見
松 尾 孝 明
勝 部 津 喜 枝
藤 原 要 馬
奥 村 圭 一 郎

和泉市議会議長

成 田 秀 益 殿

優生保護法の改正に反対する決議

今回再び国会内に、優生保護法第14条(医師の認定による人工妊娠中絶)の中の「妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの」(第1項第4号)の「経済的理由」を削除する改正案を提出する意図があるという。

しかし、「経済的理由」の削除による影響及びこれに対する代案を考慮することなく、単に「経済的理由」を削除することには反対である。

そもそも人工妊娠中絶を減少させるためには、適正な社会教育を行い、国民に対して妊娠、育児について人類的な使命や責任を自覚させることが必要であって法律操作によって是正しようとすることは大きな誤りである。広く世界の動向を正視し、法の目的である民族の発展と母体の健康を保護する基本を堅持すべきであって、軽々の改正には反対するものである。

以上、決議する。

昭和57年12月15日

大阪府和泉市議会

- 議長（成田秀益君） 提案者の趣旨説明を願います。
- 26番（仁井 明君） お手元に配付してあるとおりですので、議員皆様方の御理解をよろしくお願いいたします。
- 議長（成田秀益君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を原案どおり決議するに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議ないものと認めます。よって、決議第4号を原案どおり決議することに決めます。

-
- 議長（成田秀益君） 次に、日程第34「たばこ販売店の指定制度・定価制度の存続に関する要望決議」を議題といたします。

決議文を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

決議第5号

たばこ販売店の指定制度・定価制度の存続に関する要望決議

上記議案を別紙のとおり、会議規則第13条の規定により提出します。

昭和57年12月15日提出

提出者

和泉市議会議員

松 尾 孝 明
 奥 村 圭 一郎
 勝 部 津 喜 枝
 田 中 包 治
 貝 淵 博 治
 赤 阪 和 見
 藤 原 要 馬
 竹 内 修 一

和泉市議会議長

成 田 秀 益 殿

たばこ販売店の指定制度・定価制度の存続に関する要望決議

第2次臨時行政調査会の基本答申は、専売公社の改革を打ち出している。この答申どおり実施されると専売公社は特殊会社となり、次の段階で民営化されると、たばこの価格や品質の面で現在と同様なサービスを維持できるか疑問である。さらに、たばこ販売店の乱立と過当競争により流通秩序は乱れ、零細な販売店の利益は減少し、販売促進意欲を減退させることになる。

このことは、ひいては消費者サービスの低下につながるるとともに、たばこ消費税として地方自治体への財源収入確保に大きな混乱を招くことになる。

よって本市議会は、たばこ販売店の指定制度・定価制度の存続を強く要望する。

以上決議する。

昭和57年12月15日

大阪府和泉市議会

- 議長（成田秀益君） 提案者の趣旨説明を願います。
- 26番（仁井 明君） お手元に配付してあるとおりでございますので、議員の皆さん方よろしくお願いたします。
- 議長（成田秀益君） 本件につきまして質疑、御意見ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を原案どおり決議するに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議ないものと認めます。よって、決議第5号を原案どおり決議することに決しました。

- 議長（成田秀益君） 次に、日程第35「同和行政改善措置要望決議」を議題といたします。
決議文を朗読させます。
（市会事務局長朗読）

決議第 6 号

同和行政改善措置要望決議

上記議案を別紙のとおり、会議規則第 13 条の規定により提出します。

昭和 57 年 12 月 15 日提出

提出者

和泉市議会議員

勝 部 津喜枝

直 村 静 二

天 堀 博

原 重 樹

和泉市議会議長

成 田 秀 益 殿

同和行政改善措置要望決議

同和对策事業特別措置法が昭和 57 年 3 月 31 日をもって廃止され、新たに地域改善対策特別措置法が 4 月 1 日発足しました。

新法第 2 条第 2 項では過去の同和事業の経過から教訓をとり入れ、同和事業は対象地域と周辺地域との一体性の確保を図り公正な運営に努めなければならないと明記されております。

さらに各省の次官通達により事業内容及び運営に関して十分に検討を加えその適正化及び効率化を図ると共に広く市民一般の合意を積極的に得る様つとめること。物的施設については周辺地域との格差のないものを整備しその運営に当っては周辺地域の人々の利用にも供する様配慮すること。個人給付事業についても行政の主体性を確保しつつ運営の公平の確保を図る様つとめること等が明確化されております。

本市においては過去 13 年間の同和事業の実施の過程で新法にそって見直すべき事業が多くあり、ここに市民合意と市の主体性に基づく公正な同和行政をすすめるため、次の要望事項をすみやかに実現される様求めるものである。

要 望 事 項

① 市立解放センターについては対象地区内外を問わず利用の用に供すること。思想、信条、団体所属によって差別的な扱いをなくすこと。

(1) 運営委員会は特定団体の優先的配置を改め、公正な運営委員会に改め、市の主体性のもとに管理運営をすること。

- ② 今後の5ヶ年計画作成に当っては厳密な資料による公開、民主的計画の立案を行い、周辺地域との一体性を確保すること。
- ③ 補助金、助成金、特別施策などいずれも公平に運用すること。
- (イ) 団体助成金は団体の自主性にまかせ、現在の解放同盟支部助成金はすみやかに解消をはかること。
- (ロ) 各種補助金についてその実態に即し、困窮度を基準として見直すこと。
- (ハ) 対象地区住民に等しく施策が行える様市の主体性を確保し市の責任で給付を行うこと。
(第三者機関を設ける、現在の地区協会は改組すること。)
- (ニ) 国保料金の二分の一減免、固定資産税の地区外減免を見直すこと。
- ④ 同和事業の市財政圧迫の要因である三分の一補助及び起債については、引きつづき国に対し財源確保のため要請を行うこと。
- ⑤ 教育や啓蒙開発については、新法の行政の主体性と公正の原則をふまえて、強制的でなく市民が納得し、疑問や批判が卒直、自由に発言出来、高めあえるようにするなど、抜本的改善を計るための研究努力をすること。

以上決議する。

昭和57年12月15日

和泉市議会

○ 議長(成田秀益君) 提案理由の説明を願います。

○ 7番(勝部津喜枝君) 詳しく御説明させていただきます。

新法に基づきまして、さらに各省の次官通達も、事業内容や運営に関して十分な検討を加えること、また、市民一般の合意を積極的に得よう求めています。本市におきましても、過去13年の同和事業実施の過程で新法に沿って見直すべき事業が多くあって、市民合意と市の主体性に基づく公正な同和行政を進めることが求められていると思います。

要望事項につきましては、一番から五番まで、当面差し迫ったものもきめ細かく述べております。皆様方の御理解をいただきまして、和泉市におきましても早晩、同和行政につきましては、公正な運営がされていくものと確信をいたしまして、本決議を提案するものでございます。皆様方の御賛同をどうぞよろしくお願い申し上げます。

○ 議長(成田秀益君) 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 5番(田中包治君) 本提案に反対の意見を述べたいと思います。

まず、第一に、私たちの民主社会における民主主義という一つの根本的な問題の考え方の相違

が、いろいろと過去の問題として起こってるのではないかと思います。というのは、御存知のとおり、同和行政が国民的課題というまでに、私たちが民主主義社会の原点というものは、人の上に人をつくらない、あるいは人の下に人をつくらないということが原点でなくてはならない。その意味で過去、民主主義社会が変わったからといって、完全にそれがすぐにイコール平等になるかどうかは、現実的には不可能なことであります。

したがって、民主主義社会においては、精神的な問題と同和事業としての重要性、そして、4月に出た地域整備法案は何ら前と変わっておらない。ただ、精神的な地域間の関連性において上下があってはいけない。同和行政は、あくまでも底辺を上げるのが民主主義の本質である。職業とか、そういう精神的な問題も考えながら、現在まで市がやってきたわけでございます。その成果は万全とは言いませんが、やはり努力は多ししなければならないというのが私の考え方でございます。

しかし、やはり完全な民主主義社会というものは、そう5年や10年でできるものではないと考えております。一番私たちが力を入れなくてはならないのは、精神的な差別をどう理解していくか、いままで同推協の中で努力はしておりますが、これが市民あるいは国民全体に伝わってこないということで、やはり国民的課題の要望決議をするためには、こういう一点のやり方で批判するのではなく、お互いに協力し合わなくてはならない。こういう意味合いにおきまして、当決議に対して反対の意見を述べて、私の反対意見といたします。

- 議長（成田秀益君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

本件につきまして反対意見がありましたので、挙手により採決を行います。本決議を原案どおり決議するに賛成の方は挙手願います。

（挙手少数）

挙手少数であります。よって、決議第6号は否決されました。

○

- 議長（成田秀益君） 以上をもちまして、本定例会に付議されました諸議案はすべて議了いたしました。

それでは、閉会に当たりまして、市長よりごあいさつの申し出がありますので、この際、許可いたします。

（市長あいさつ）

- 市長（池田忠雄君） 一言、御礼のごあいさつを申し上げます。

去る14日に第4回定例会をお願い申し上げ、多数の重要議案を御提案させていただきましたところ、議員皆様方には、年末何かとお忙しい折にもかかわらず慎重御審議を賜り、御可決、

御承認をいただきましたことを衷心より厚く深く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

なお、昭和56年度歳入歳出決算認定につきましては、決算審査特別委員会に御審議をいただくことになりました。委員の皆様方には御苦勞様でございますが、何とぞよろしく願いを申し上げます。

本議会を通じまして議員皆様方より御指摘いただきました諸事項、御意見、御要望に対しましては十分これを尊重させていただき、今後の市政運営に遺憾なきを期してまいる所存でございます。議員皆様方におかれましても、今後とも市政運営につきまして、なお一層の御支援、御協力をお寄せ賜りますようひとえにお願いを申し上げます。

いよいよ本年もあと残すところ十数日と相なりました。寒さも一段と加わってまいります。どうか皆様にはくれぐれも御自愛をいただきまして、昭和58年のいいお年をお迎えてくださいますようひたすら祈念申し上げ、はなはだ簡単でございますが、閉会に当たりましての心を込めての御礼のごあいさつとさせていただきます。どうも長時間、本当にありがとうございました。

(議長あいさつ)

○ 議長(成田秀益君) 一言、御礼のごあいさつを申し上げます。

去る14日より本定例会を開会いたしましたところ、本日をもって閉会の運びとなりましたことに対しまして、厚く御礼申し上げます。本定例会を通じ、一般質問並びに議案審議について慎重御審議をいただき、また、議事運営に格段の御協力を賜りまして、おかげをもちまして無事終了でき得ましたことを衷心より厚く御礼を申し上げます。

最後に、今年もあとわずかになりました。寒さも一段と厳しくなる折から健康に御留意せられ、いいお年をお迎えてくださいますようお祈り申し上げます。

これをもって昭和57年第4回定例会を閉会いたしたいと思っております。どうもありがとうございました。

(午後4時55分閉会)

○
会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

和泉市議会議長

同 副議長

同 署名議員

同 署名議員

同 署名議員